

伊方町環境基本計画

平成28年3月

伊方町

伊方町環境基本計画 目 次

第1章 伊方町環境基本計画の基本的な事項	1
第1節 伊方町環境基本計画策定の背景	1
第2節 環境基本計画の位置付け	1
第3節 環境基本計画の対象地域	2
第4節 環境基本計画の対象環境分野	2
第5節 環境基本計画の期間	3
第2章 伊方町の地域特性	4
第1節 自然環境	4
1 位置、地形、地域の状況	4
2 気象	4
3 動物と植物	5
第2節 社会経済環境	6
1 人口	6
2 土地利用	7
3 産業	8
4 交通	12
5 資源・エネルギー	13
第3章 環境基本計画の基本方針と施策	16
基本方針及び施策の体系	17
基本方針 1 脱温暖化をめざすまち	19
基本施策 1-1 協働で築く脱温暖化をめざすまち	19
基本施策 1-2 人と環境にやさしいまち	24
基本方針 2 自然を守るまち	27
基本施策 2-1 健全で豊かな森林づくり	27
基本施策 2-2 私たちの財産である農地の保全	29
基本施策 2-3 親しみのある水辺の保全	31
基本施策 2-4 多様な生物が息づくまち	35
基本方針 3 自然に触れるまち	40
基本施策 3-1 水と緑の空間づくり	40
基本施策 3-2 魅力的な景観づくり	43

基本方針 4 公害のないまち	45
基本施策 4-1 生活環境の保全	45
基本方針 5 資源が循環するまち	55
基本施策 5-1 資源循環の推進	55
基本施策 5-2 廃棄物の適正処理の推進	60
基本方針 6 参加と協働のまち	64
基本施策 6-1 協働の仕組みづくり	64
第4章 重点プロジェクト	68
1 重点プロジェクトのねらい	68
2 重点プロジェクトの抽出	68
第5章 計画の推進	70
1 計画の推進体制	70
2 審議会等の役割	71
3 計画の進行管理	71
4 計画の円滑な推進に向けて	72
付属資料	73
用語解説	74
環境基本計画の策定に係るアンケート調査結果	80
1 町民アンケート調査	80
2 中学生・高校生アンケート調査	87
3 事業所アンケート調査	96
4 共通設問	103
伊方町環境審議会委員名簿	109
伊方町環境基本条例	110

第1章 伊方町環境基本計画の基本的な事項

第1節 伊方町環境基本計画策定の背景

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした私たちの生活スタイルは、物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を与えています。自動車の排気ガスによる大気汚染や河川などの水質汚濁、廃棄物の不法投棄問題などの身近な生活型のものから、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にまで拡大しています。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。

このような中、平成5年に制定された環境基本法では、環境施策の新たな理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための枠組みを示し、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しており、愛媛県においては、平成8年に愛媛県環境基本条例の制定、平成22年にえひめ環境基本計画が策定され、環境の保全に関する施策が総合的・計画的に進められています。

伊方町においては、美しく穏やかな宇和海と瀬戸内海に狭まれ、佐田岬半島という独特の地形と時に穏やかで時に厳しい気候風土の中で多くの自然の恵みを受けてきており、より豊かで快適な環境を将来の世代に引き継ぐため、平成27年3月に伊方町環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定し、この基本理念を踏まえ、町が目指す姿を示すとともに、その実現に向けて町が行う環境に関する施策の方向性及び町民・事業者・行政などの各主体の役割を示し、環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、伊方町らしい環境施策を総合的に講じていくため、伊方町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。

【基本理念（環境基本条例第3条より）】

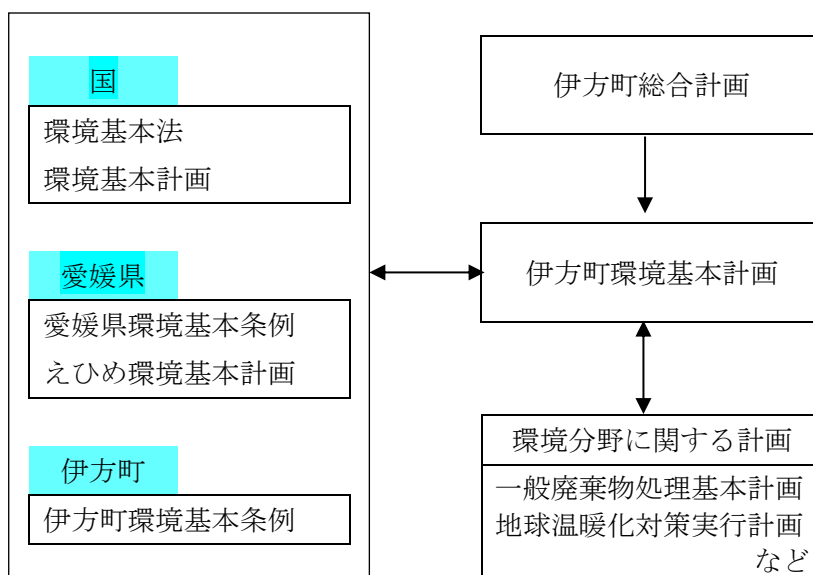
- 1 環境の保全は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、町、町民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、町、町民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

【環境基本計画（環境基本条例第9条より）】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊方町環境基本計画を定めるものとする。

第2節 環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、町の環境行政を総合的かつ計画的に推進し、国、愛媛県、町の上位計画と連携を図る必要があるため、次のような位置付となります。



第3節 環境基本計画の対象地域

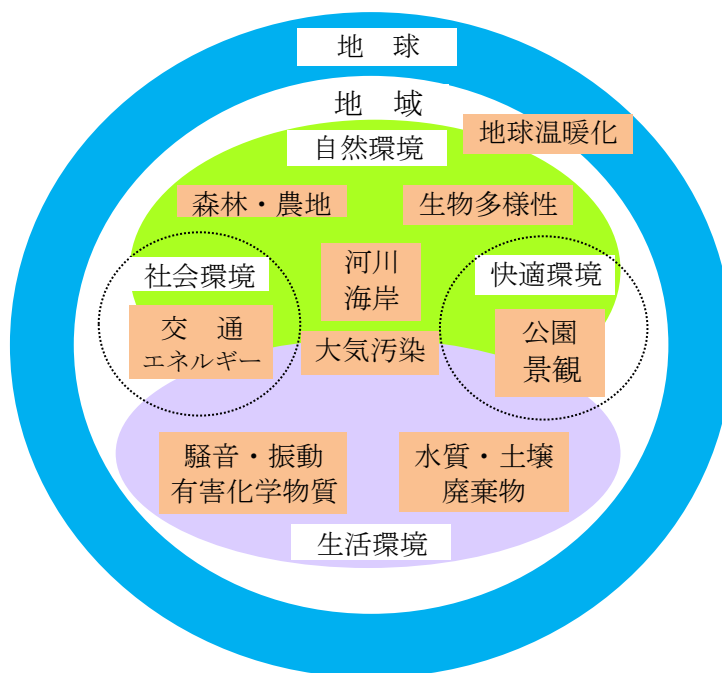
環境基本計画の対象地域は、伊方町全域とします。

なお、地球温暖化などの町域を超えて取り組む必要がある課題や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、広域連携の推進に努めます。

第4節 環境基本計画の対象環境分野

様々な環境要素の範囲を明確に区分することが困難となった現在では、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。

そこで、対象分野としては、日常から地球規模の環境まで幅広くとらえ、町の環境特性を生かし「伊方町らしさ」を反映させるとともに、必要な分野については近隣市町も含めた広域的視点に立って考える必要があります。

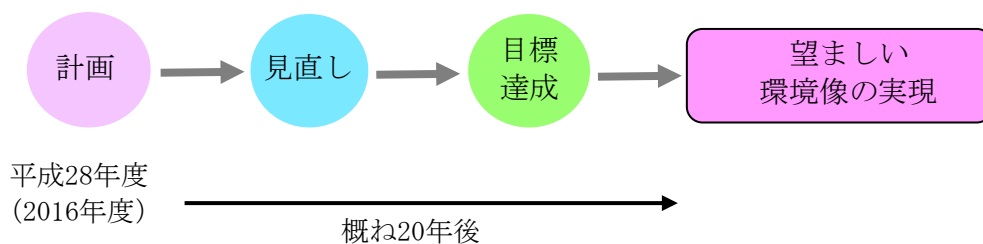


第5節 環境基本計画の期間

環境問題は、日常生活のごみ問題から地球温暖化まで非常に広範囲なものとなっており、短期間では成果が表れ難いため、長期的な視点に立った計画が必要です。

このため、環境基本計画の期間は、平成28年度（2016年）からおおむね20年間とします。また、新たに発生する様々な課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、環境基本計画では5年を目途に施策の達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。



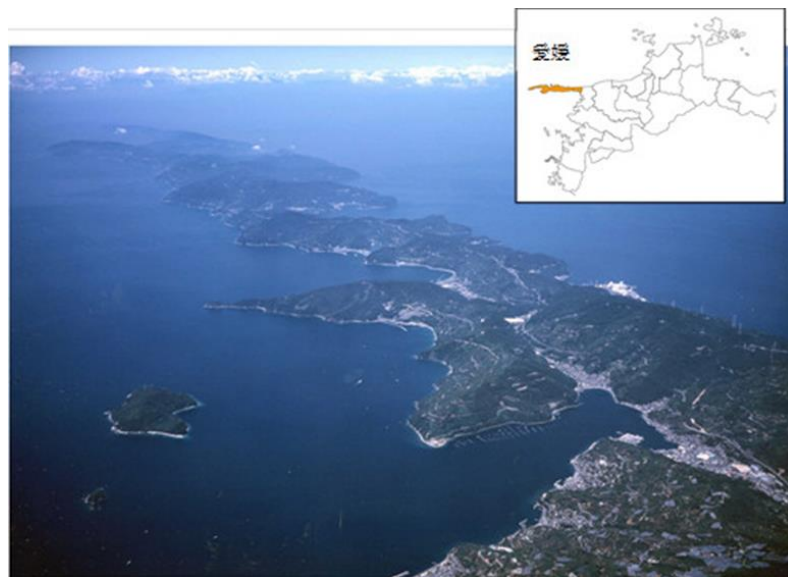
第2章 伊方町の地域特性

第1節 自然環境

1 位置、地形、地域の状況

伊方町は、四国の最西端、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、「岬十三里」という名のとおり、東西 33.6km、南北 19.2km、面積 93.98 km²の細長い地形を有しています。先端部の佐田岬灯台から九州（大分県）までわずか 14km という近さです。

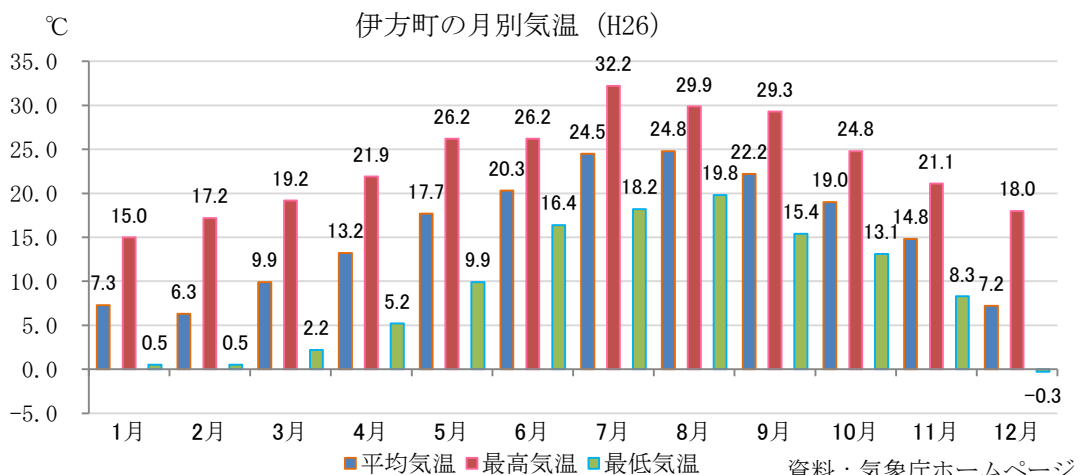
町の中央部は、三崎地区の伽藍山（414m）や瀬戸地区の見晴山（395m）をはじめとする半島特有の低い山地が、馬の背のように東西に連なっています。半島の北側にあたる瀬戸内海側は、リアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持ち、南側にあたる宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸が点在する、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を形成しています。こうした地形のために平地に乏しく、集落の多くは階段状の平らな面（段丘面）やわずかな低地に点在しています。



2 気象

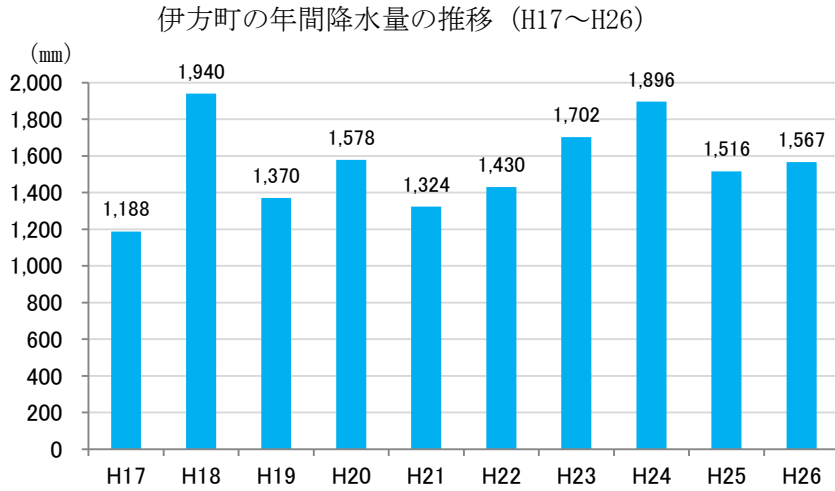
① 気温

伊方町の気候は、瀬戸内海と宇和海の 2 つの海に臨み、温暖な海洋性気候に恵まれ、平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間の平均気温は 16℃、最高気温は 34.3℃、最低気温は-3.7℃です。



② 降水量

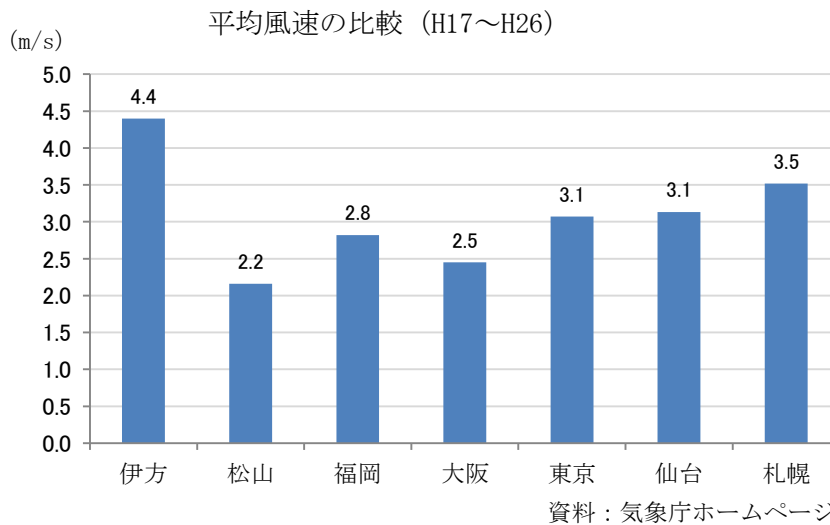
伊方町の平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間の年間平均降水量は、1,551 mm となっていますが、台風などの影響で年によって変動があります。



資料：気象庁ホームページ

③ 風況

伊方町の平成 17 年から平成 26 年までの 10 年間の平均風速は、4.4m/s となっており、風の強い地域です。



資料：気象庁ホームページ

3 動物と植物

伊方町には、貴重な動植物群が多様に生息しています。これらのうち愛媛県のレッドデータブック（絶滅のおそれがある野生生物をリスト化したデータブック）に選定されている絶滅危惧種、準絶滅危惧種も存在しております。

伊方町の主要な貴重動植物

【動物】

名称	分類	愛媛県カテゴリー
ウラギンスジヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
カラスバト	ハト科	絶滅危惧 2 類 (VU)
イボタガ	イボタガ科	絶滅危惧 2 類 (VU)
オチバガイ	シオサザナミ科	絶滅危惧 2 類 (VU)
ナンカイイソチビゴミムシ	オサムシ科	準絶滅危惧 (NT)
カヤコオロギ	マツムシ科	準絶滅危惧 (NT)
アジアイトトンボ	イトトンボ科	準絶滅危惧 (NT)
ヘリグロチャバネセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧 (NT)
キノボリトタテグモ	トタテグモ科 (クモガタ綱クモ目)	準絶滅危惧 (NT)
ヒトハリザトウムシ	カワザトウムシ科 (クモガタ綱ザトウムシ目)	準絶滅危惧 (NT)

【植物】

名称	分類	愛媛県カテゴリー
デンジソウ	デンジソウ科	絶滅危惧 1A 類 (CR)
ツチグリ	バラ科	絶滅危惧 1A 類 (CR)
オキナグサ	キンボウゲ科	絶滅危惧 1A 類 (CR)
サケバゼリ	セリ科	絶滅危惧 1A 類 (CR)
イヌクログワイ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 1A 類 (CR)
ホウライシダ	ホウライシダ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
オオイワヒトデ	ウラボシ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
ハドノキ	イラクサ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
ヒメイカリソウ	メギ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
シオミイカリソウ	メギ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
シマキケマン	ケシ科 (APG : ケマンソウ科)	絶滅危惧 1B 類 (EN)
マルバハダカホオズキ	ナス科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
ミヤコジマツツラフジ	ツツラフジ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
フナバラソウ	カガイモ科 (APG : キョウチクトウ科)	絶滅危惧 1B 類 (EN)
グンバイヒルガオ	ヒルガオ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
カセンソウ	キク科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
クマノギク	キク科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
リュウノヒゲモ	ヒルムシロ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)
カワツルモ	ヒルムシロ科 (APG : カワツルモ科)	絶滅危惧 1B 類 (EN)
キンバイザサ	キンバイザサ科	絶滅危惧 1B 類 (EN)

資料：愛媛県レッドデータブック 2014

第2節 社会経済環境

1 人口

伊方町の人口は、平成 27 年の国勢調査によると 9,629 人（男 4,598 人・女 5,031 人）となっており、昭和 30 年の 34,049 人（旧伊方町・旧瀬戸町・旧三崎町を合算）をピークに減少傾向が続いています。

伊方町の 65 歳以上の高齢者の人口割合は、平成 22 年時点で 39.0%であり、全国割合 23.0%、愛媛県割合 26.6%を大きく上回る高齢化社会となっています。

一方、世帯数は 4,486 世帯で、昭和 30 年をピークに減少傾向にあります。

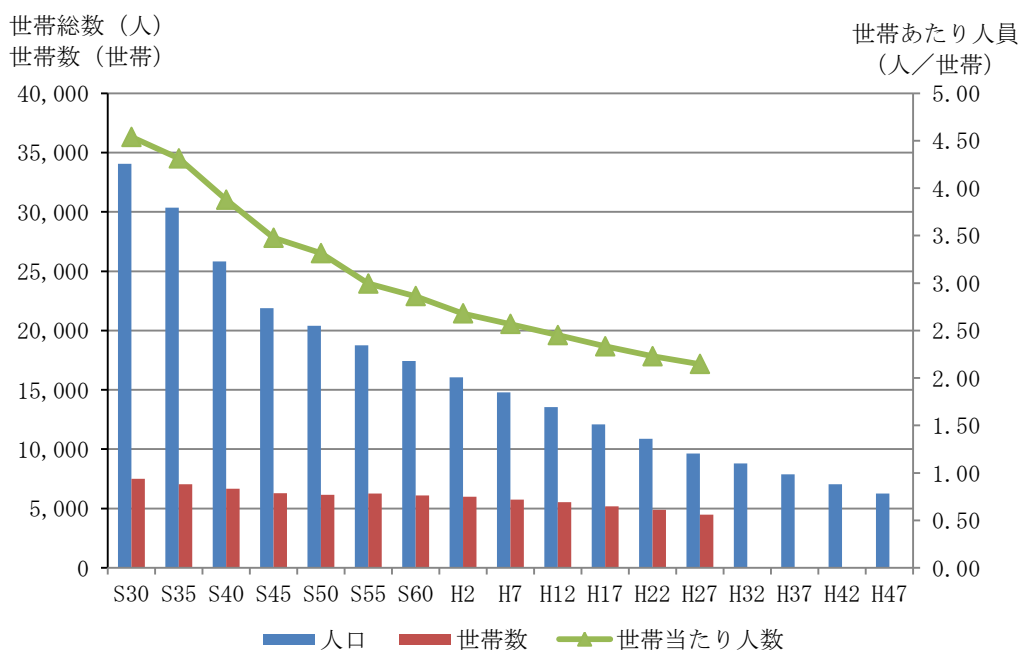
一世帯当たりの人数は、昭和 30 年の 4.54 人から平成 27 年には 2.15 人となっており、核家族化及び単身世帯の増加の傾向が見られます。

また、65 歳以上の高齢親族がいる世帯数は、2,904 世帯で、平成 17 年の 3,063 世帯と比べると減少傾向にあります。そのうち、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上・妻 60 歳以上）は、877 世帯(H22)と 961 世帯(H17)、高齢単身世帯(65 歳以上)は、1,028 世帯(H22)

と 1,045 世帯(H17)となっており、高齢者のみの世帯が減少しています。

人口及び世帯推移（旧伊方町・旧瀬戸町・旧三崎町合算）

年	人口	人口増減（人）	世帯数	世帯当たり人数
1955 S30	34,049	—	7,500	4.54
1960 S35	30,366	△3,683	7,039	4.31
1965 S40	25,819	△4,547	6,658	3.88
1970 S45	21,896	△3,923	6,299	3.48
1975 S50	20,392	△1,504	6,151	3.32
1980 S55	18,753	△1,639	6,262	2.99
1985 S60	17,424	△1,329	6,091	2.86
1990 H2	16,060	△1,364	5,993	2.68
1995 H7	14,787	△1,273	5,760	2.57
2000 H12	13,536	△1,251	5,521	2.45
2005 H17	12,095	△1,441	5,183	2.33
2010 H22	10,882	△1,213	4,884	2.23
2015 H27	9,629	△1,253	4,486	2.15
2020 H32	8,801	△828	—	—
2025 H37	7,871	△930	—	—
2030 H42	7,031	△840	—	—
2035 H47	6,271	△760	—	—



資料：国勢調査 H32～H47の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による

2 土地利用

土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、住宅地と農地、森林など自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用に努めなければなりません。

伊方町の土地利用面積を見ると、その他部分（道路・河川など）を除くと、山林・原野が 47.63 km²（50.68%）と最も多く、これに農地（田・畑）の 28.81 km²（30.66%）を加えた緑地の面積は、76.44 km²（81.34%）となり、81%が緑地で覆われています。

土地利用の推移を見ると、平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間に、宅地は 0.13 km²の微増となっています。一方、農地（田・畑）及び山林・原野については、△0.73 km²と微減しています。農地の多くは果樹園等で形成されていますが、斜面地のかんきつ

類を主とする樹園地が占めています。

土地利用状況

区分	平成 23 年 1 月 1 日現在		平成 27 年 1 月 1 日現在	
	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)
農地 (田・畑)	29.05	30.78	28.81	30.66
宅地	2.36	2.50	2.49	2.65
池沼	0.14	0.15	0.14	0.15
山林・原野	48.12	50.98	47.63	50.68
雑種地	1.41	1.49	1.89	2.01
その他	13.31	14.10	13.02	13.85
合計	94.39	100.00	93.98	100.00

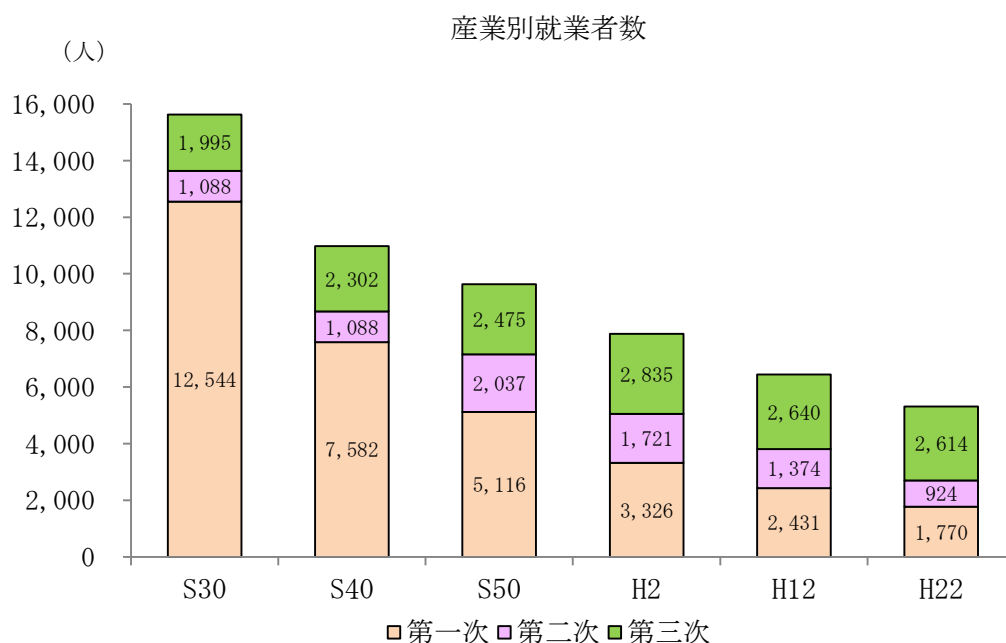
資料：固定資産概要調査

3 産業

(1) 就業構造

伊方町の産業別就業者数は、平成 22 年の国勢調査によると 5,312 人 (分類不能 4 人を含む) となっており、全国的な少子高齢化の進展による町の人口とともに減少を続けています。

どの産業も就業者数の減少が続いており、就業者比率では、第三次産業が増加の傾向にあります。

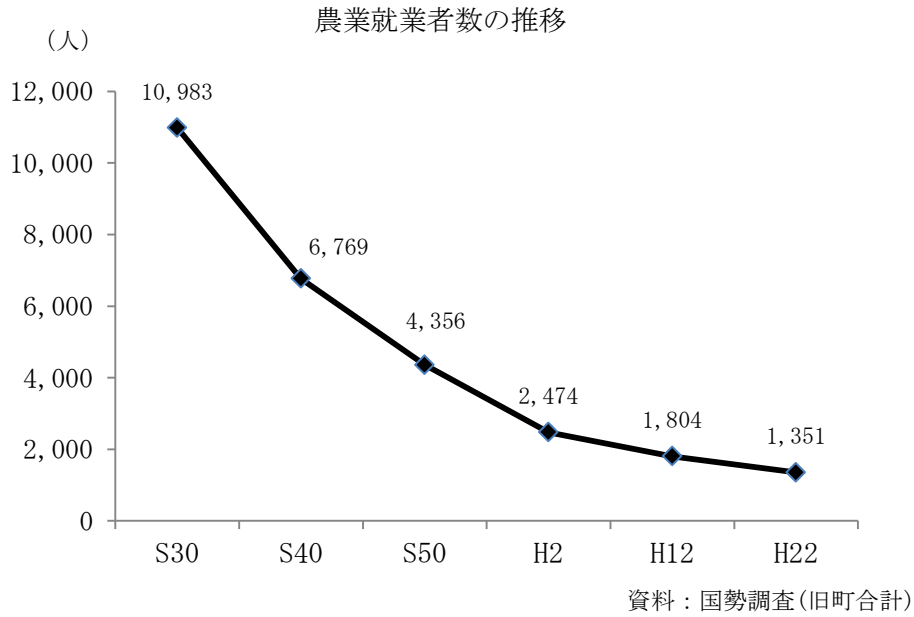


資料：国勢調査(旧町合計)

(2) 農業

伊方町の農業就業者数は、平成 22 年の国勢調査によると、1,351 人となっており、減少傾向にあります。農業従事者の高齢化及び後継者不足を反映し、農家戸数・農業従事者・経営耕地面積の減少が続いています。

2010 年 (平成 22 年) 世界農林業センサスによると、伊方町における経営耕地の 96% が樹園地であり、田・畑は 4% にすぎないことが分かります。これは、愛媛県及び全国の経営耕地の比率と比べて明らかな違いを示す大きな特徴となっています。



経営耕地の状況 (H22)

区分		田	樹園地	畑	合計
伊方町	面積 (ha)	0	1,040	44	1,084
	割合 (%)	0	96	4	100
愛媛県	面積 (ha)	16,823	15,221	3,339	35,383
	割合 (%)	48	43	9	100
全国	面積 (ha)	2,046,267	213,797	1,371,521	3,631,585
	割合 (%)	56	6	38	100

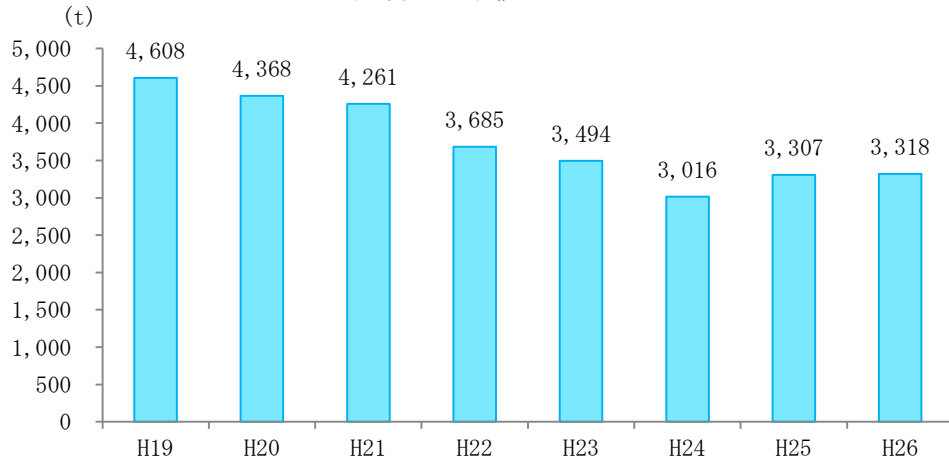
資料：2010 世界農林業センサス

(3) 水産業

平成 26 年度の伊方町の漁獲量は、3,318 t となっており、平成 19 年度に比べ大幅に減少しています。

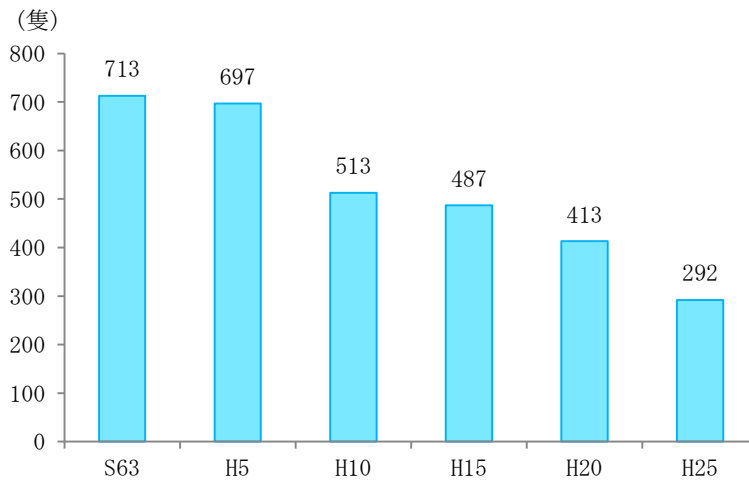
伊方町の漁業は、底引き網漁、刺網漁を中心に展開されており、以前は沖合底引き網漁による漁獲量が多くを占めていましたが、近年は資源の枯渇などによる不漁が続き水揚量が低迷しています。

漁獲量の推移



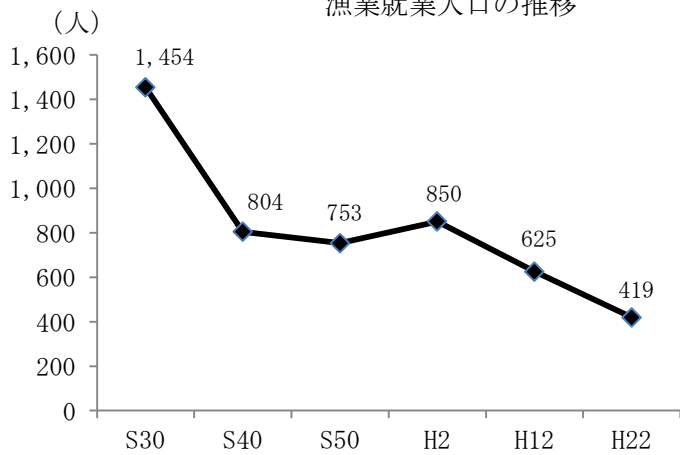
資料：愛媛農林水産統計年報
中国四国農政局統計部

漁船（動力船）隻数の推移



資料：愛媛県統計情報データベース

漁業就業人口の推移

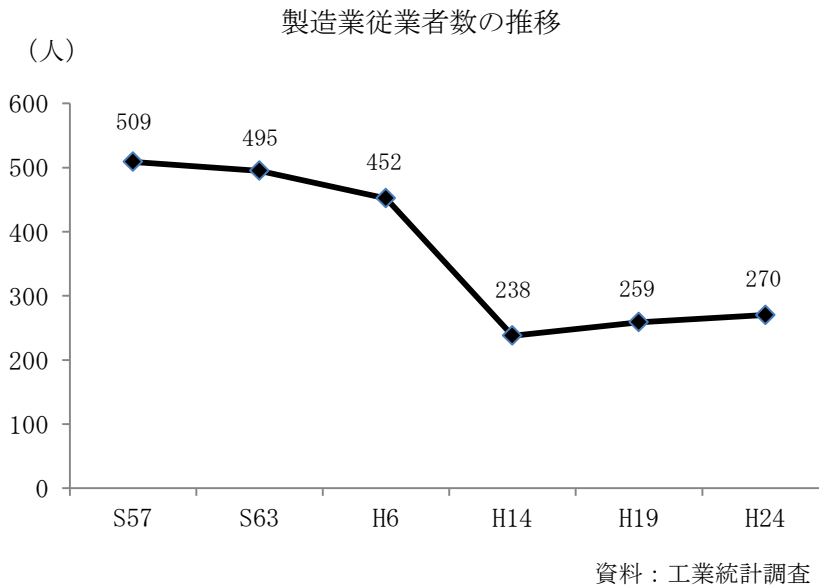
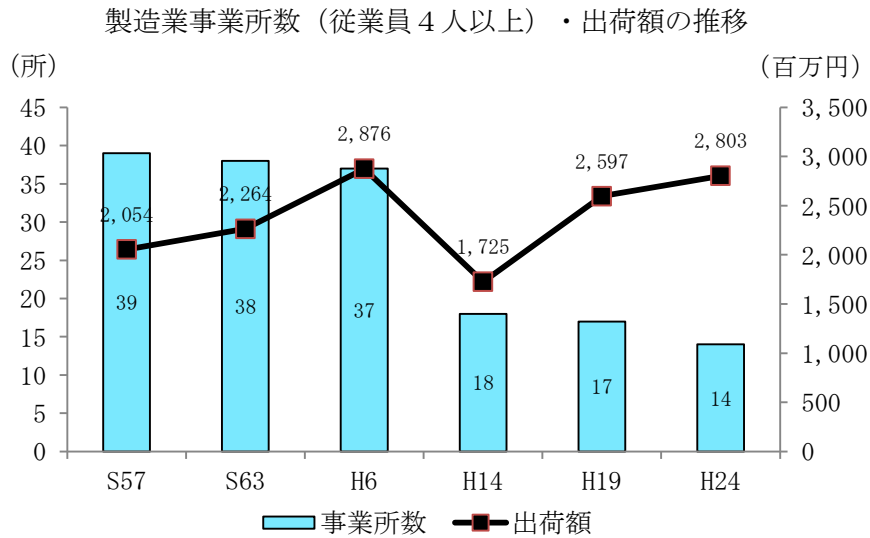


資料：国勢調査(旧町合計)

(4) 製造業

伊方町の平成 24 年度の製造業事業所（従業員 4 人以上）数は 14 事業所、出荷額は約 28 億円、従業員は 270 人となっています。

近年は、出荷額、従業者数ともに増加傾向にあります。

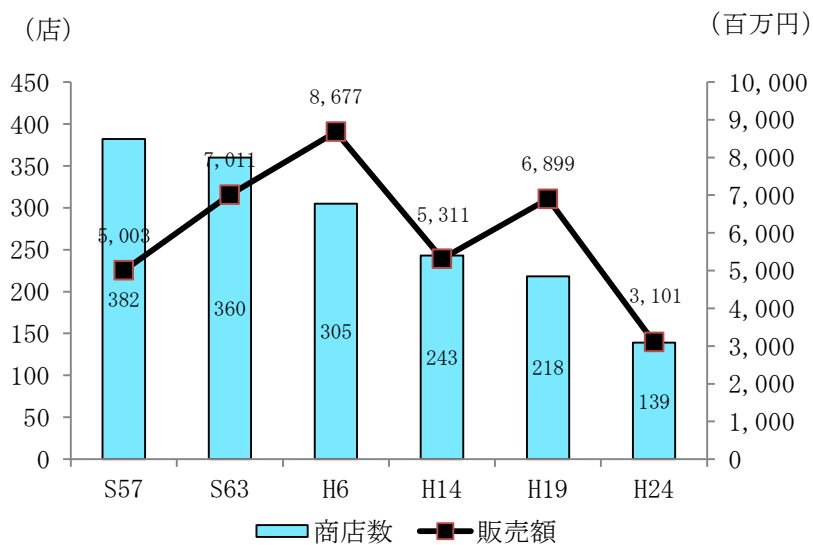


(5) 商業

伊方町の平成 24 年度の商店数は、139 店舗で、商品販売額は約 31 億円、従業者数は 391 人となっています。

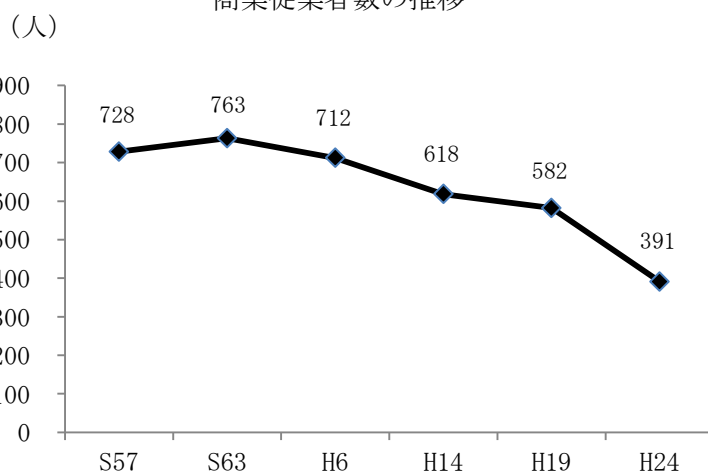
商店数、従業者数ともに減少傾向にあります。

商店数・商品販売額の推移



資料：商業統計調査
H24経済センサス

商業従業者数の推移



資料：商業統計調査
H24経済センサス

4 交通

(1) 概況

伊方町は、四国の西の玄関口といわれ、四国と九州を結ぶ海上交通の拠点となっています。

全線開通が間近に迫っている東九州自動車道と航路及び地域高規格道路を経て四国 8 の字ネットワークへと結ばれるルートは、今後、東九州地区と京阪神地区を結ぶ最短ルートとなることから、地域間の交流を通じて西日本における広域経済文化圏の形成をめざす太平洋新国土軸（第二国土軸）構想の前進が望まれています。

また、町内は半島の尾根を国道 197 号（メロディーライン）が縦走し、幹線道路から各集落へのアクセス道が整備されています。四国 8 の字ネットワークと大

洲市北只で接続する地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の「名坂道路」が平成 25 年 3 月に開通し、その先線である「八幡浜道路」及び「夜昼道路」も整備が進んでいます。

(2) 自動車

伊方町の平成 25 年度の自動車保有台数（125cc 以上の二輪車を含む）は、7,791 台であり、近年は、若干の減少傾向にあります。

内訳をみると、貨物車が平成 7 年から減少していますが、乗用車は年々増加しており、人口が減少していることを考えると、一人あたりの乗用車保有台数は増加していると推測されます。

車種別自動車保有台数の推移

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H25
貨物車	3,124	3,722	3,709	3,550	3,223	2,890	2,731
乗合自動車	26	24	35	42	38	35	35
乗用車	2,002	2,375	3,223	4,031	4,425	4,651	4,707
特種（殊）自動車	129	131	156	177	179	172	164
二輪車	123	154	154	157	157	155	154
合計	5,404	6,406	7,277	7,957	8,022	7,903	7,791

資料：愛媛県統計情報データベース

(3) 船舶

平成 25 年度に三崎港に入港した船舶は、合計 5,685 隻、総トン数は、4,528 千 t となっています。入港船舶の隻数・総トン数とも減少しています。

三崎港入港船舶の隻数・総トン数の推移

区分	H10	H15	H20	H25
入港船舶隻数（隻）	5,124	7,156	6,608	5,685
入港船舶総トン数（千 t）	3,947	5,376	4,835	4,528

資料：愛媛県統計情報データベース

平成 25 年度に三崎港で乗降した人員は、511,672 人、車両台数は 200,865 台となっています。乗降人員、車両台数ともに増加傾向にあります。

三崎港入港の乗降人員・乗降車両数の推移

区分	H10	H15	H20	H25
乗降人員総数（人）	332,915	412,592	476,325	511,672
乗降台数（台）	136,203	173,032	185,295	200,865

資料：愛媛県統計情報データベース

5 資源・エネルギー

(1) 水資源

伊方町の給水人口及び給水量は、減少傾向が続いています。水源は、主に南予用水及び地下水により取水しており、表流水と比べて天候や季節に左右されることなく、安定した水量の確保ができています。

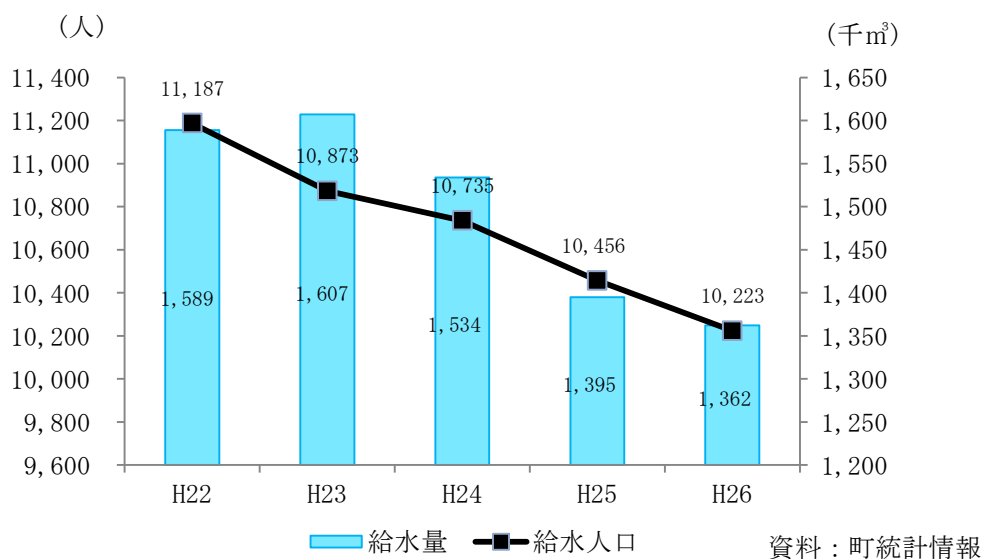
水質基準の適合状況については、毎年水質検査計画を策定し、水道水が水質基準に適合していることを確認するために、町内の 12 ヶ所の給水栓で定期的に水質検査を行っています。現在、全ての水質項目で水質基準に適合しており、安全な水を給水していますが、今後も一層の水質管理を強化していく必要があります。

一方農業分野においては、沿岸部は柑橘類の産地として全国的に名高い地域ですが、以前は、慢性的な水不足に悩まされていました。度々干ばつに見舞われ甚大な被害を被っており、安定的な農業用水の供給が強く望まれていました。

この水不足を解消するため、国営灌漑排水事業 南予用水地区（昭和 47 年着手平成 8 年完了）として、樹園地に農業用水を配水するための幹線及び支線水路などの新設、ならびに農業用水の水源を野村ダムとするための取水施設が整備されました。

事業の完了により樹園地への安定的な水供給が確保されるようになると、スプリンクラーの共同活用による防除・灌水がなされ、農作業の省力化が図られるとともに天候に左右されない安定的な柑橘栽培に役立っています。

給水人口と給水量の推移

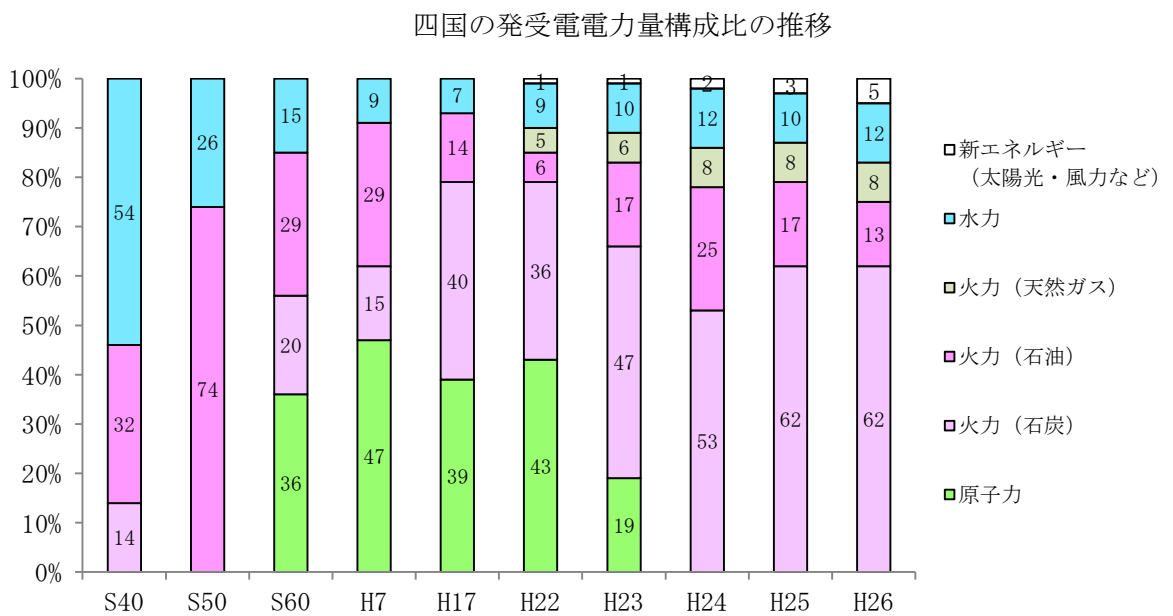
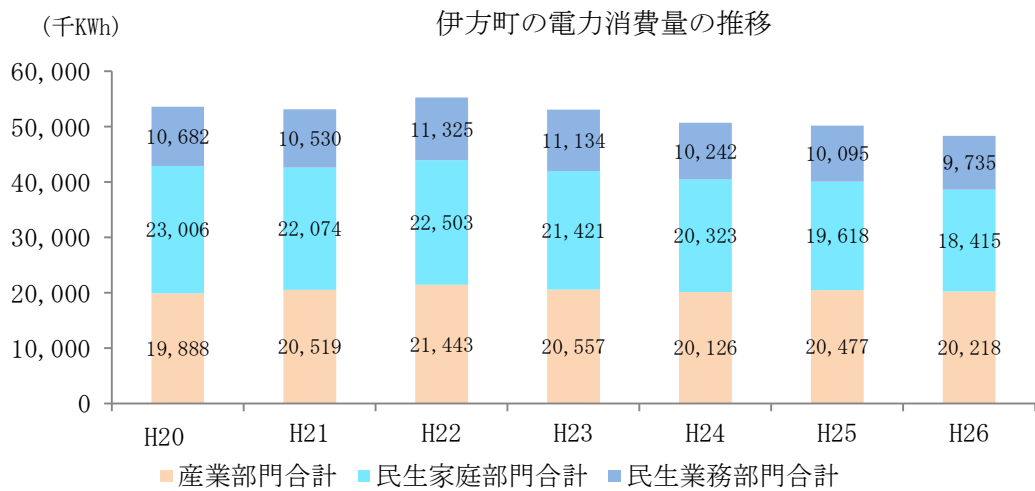


(2) エネルギー

エネルギーは、私たちの生活においてなくてはならないものとなっていますが、主要なエネルギー源を石油などの化石燃料に依存しており、燃焼により温室効果ガスを発生させ、地球温暖化の環境問題を引き起こしています。

エネルギー使用量において最も大きい電力消費量は、平成 23 年以降いずれの部門も減少傾向にあります。

四国の発受電電力量構成比は、平成 22 年度は、原子力約 43%・火力（石炭・石油・天然ガス）約 47%と原子力と火力がほぼ同程度となっていました。平成 26 年度には、火力（石炭・石油・天然ガス）のみで約 83%を担っています。



第3章 環境基本計画の基本方針と施策

伊方町総合計画では、「豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまち」を目指す姿としており、環境基本計画においても、これを望ましい環境像とします。

環境基本計画でめざすべき環境像は、自然環境、経済環境、社会環境などが複雑に関わっている私たちの生活において、豊かな自然、安心・安全な暮らし、健やかな暮らし、相互に支え合う暮らしなどを将来の世代にわたって持続していくまちです。

そのためには、あらゆる場面において環境への配慮がされ、各主体の連携と協働により、複雑化・多様化している環境問題に取り組む基本方針及び施策を体系化し、これを推進していく必要があります。



佐田岬灯台



せと風の丘パーク



亀ヶ池

基本方針及び施策の体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 脱温暖化をめざすまち		
	1-1 協働で築く脱温暖化をめざすまち	
		(1) 省エネルギーの推進
		(2) 再生可能エネルギーの利活用
		(3) 温暖化対策に取り組む人づくり
	1-2 人と環境にやさしいまち	
		(1) 環境にやさしい交通
2 自然を守るまち		
	2-1 健全で豊かな森林づくり	
		(1) 健全で豊かな森林づくり
	2-2 私たちの財産である農地の保全	
		(1) 農地の保全
	2-3 親しみのある水辺の保全	
		(1) 河川環境の保全・再生
		(2) 海環境の保全・再生
	2-4 多様な生物が息づくまち	
		(1) 動植物の保護
		(2) 生物の生態調査・環境学習の推進
		(3) 被害を及ぼす生物の管理・防除
3 自然に触れるまち		
	3-1 水と緑の空間づくり	
		(1) 緑のまちづくり
		(2) やすらぎの空間づくり
	3-2 魅力的な景観づくり	
		(1) 町民とともに進める景観づくり
4 公害のないまち		
	4-1 生活環境の保全	
		(1) 大気環境保全対策
		(2) 水環境保全対策
		(3) 騒音・振動・悪臭対策
		(4) 土壌・地下水汚染対策
		(5) 有害化学物質対策

基本方針	基本施策	具体的施策
5 資源が循環するまち		
5-1 資源循環の推進		
		(1) 3R の普及啓発
		(2) Reduce (リデュース) の推進
		(3) Reuse (リユース) の推進
		(4) Recycle (リサイクル) の推進
5-2 廃棄物の適正処理の推進		
		(1) ごみ処理体制の整備
		(2) 不法投棄対策の推進
6 参加と協働のまち		
6-1 協働の仕組みづくり		
		(1) 持続可能な社会の主役づくり
		(2) 活動支援機能の充実

基本方針 1 脱温暖化をめざすまち

地球温暖化は、問題の大きさだけでなく、その原因である二酸化炭素などの温室効果ガスが電気などのエネルギーや自動車の燃料などの利用により排出され、私たちの生活に密接に関わっていることに特徴があります。

このような地球環境問題への対策は、町民、事業者、行政の各主体の行動が地球環境に様々な影響を与えていることを十分認識し、私たちの生活スタイルを見直すことが必要です。省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの積極的な利用など、私たち一人ひとりができる身近な活動から事業者や行政との協働での取り組みまで幅広く推進していきます。

基本施策 1-1 協働で築く脱温暖化をめざすまち

1 現状と課題

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により引き起こされ、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、世界中で温室効果ガスの削減を推進するため、平成9年（1997年）に京都議定書が議決され、国においても、温室効果ガス削減の目標である「2012年（平成24年）までに1990年（平成2年）比6%削減」に向けて、あらゆる分野で削減の取り組みを進めてきましたが、2013年（平成25年）の国全体の温室効果ガスの総排出量は14億800万tで、基準年に比べ、10.8%の増加となっています。

このような中、平成27年12月に国連気候変動枠組み条約第21回締結会議(COP21)が開催され、今世紀後半に世界の温室ガス排出量を実質的にゼロにするなど新枠組みが採択されました。

伊方町が行った環境基本計画策定のためのアンケート調査によると、関心のある（少し関心があるを含む）環境問題として、地球温暖化は、町民アンケートでは全体の78%、事業所アンケートでは全体の61%と高い関心を示していることから、温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】（%）

区分	項目	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
町民	地球温暖化	40	38	12	4	2	4
	オゾン層の破壊	27	29	27	10	2	5
	酸性雨	25	27	23	17	3	5
	森林の減少	19	30	31	12	3	5
事業所	オゾン層の破壊	53	37	8	0	2	0
	酸性雨	39	43	14	2	2	0
	森林の減少	31	26	31	6	6	0
	地球温暖化	24	37	29	4	6	0

【環境について感じていること】 (%)

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町 民	家庭での省エネルギーの取り組みなどの温暖化対策	4	19	65	7	1	4
中・高生	節電や節水などの温暖化対策	20	29	38	11	2	0

【現在取り組んでいること】 (%)

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	日常生活で節水に気をつけている	44	37	12	2	1	4
	日常生活で節電に気をつけている	33	44	17	1	1	4
	冷暖房の使用に関しては、エネルギーの節減に心がけている	32	42	20	1	1	4
	省エネルギー型の家庭電化製品を選択して購入している	23	36	29	4	4	4
	買い物袋を持参しレジ袋を断っている	9	26	34	24	3	4
中・高生	食器洗い、洗顔、歯磨き、シャワーなどはこまめに水を止める	55	38		7		0
	照明や電気機器はつけっぱなしにせず、こまめに消す	48	45		7		0
	冷暖房の使いすぎに注意している	47	43		10		0
	テレビを見る時間やゲームをする時間を決めている	19	39		42		0
	買い物袋を持参し、レジ袋を断っている	16	39		45		0
事業所	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	節電などによる省エネルギー	49	22	25	0	4	0
	照明などの省エネルギー型機器への切換え	24	35	27	4	10	0
	地球温暖化防止運動（クールビズなど）への参加	20	29	31	4	14	2
	太陽光発電などの自然エネルギーの導入	10	18	41	17	14	0

【今後取り組むべきこと】 (%)

区分	項目	割合
町 民	省エネルギー推進や新エネルギー導入など地球温暖化対策	15
中・高生	省エネルギー対策や新エネルギー対策を行う	16

【町が今後取り組むべき問題】 (%)

区分	項目	割合
町 民	低公害車や太陽光発電など環境にやさしい技術の公共施設への導入	16

2 基本方向

温室効果ガスの削減を実現するには、様々な施策を実践する必要があります。そのためには、町民、事業者、町それぞれが、エコ自動車の導入、エコドライブの実

践、再生可能エネルギーの利用促進、二酸化炭素吸収源である森林の保全、省エネルギーへの生活スタイルの転換などによる取り組みを中心として、温室効果ガスの排出抑制を推進していきます。

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
1世帯当たりの1年間の電気の使用量	1年間の家庭部門電気使用量／世帯数	3,775KWh (H26)	減少
温暖化に係る環境学習の参加者数	温暖化防止に関する学習会の参加者	0人 (H26)	増加

4 具体的施策

(1) 省エネルギーの推進

① 家庭の省エネルギー対策

ア 省エネ生活の普及

- ・ 電化製品の買い替え時には、省エネ型の製品の購入を推進します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 自動車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。
- ・ 省エネ教室の開催により意識の向上を推進します。
- ・ 食品などの地産地消を促進し、輸送によるエネルギー消費を削減します。

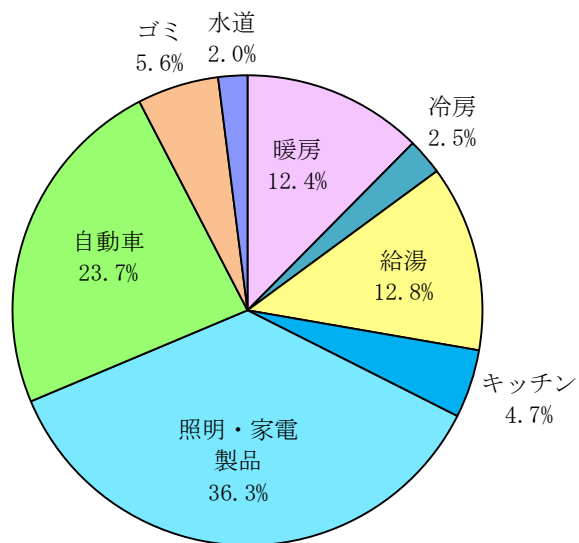
イ 省エネ生活の実践

- ・ 環境家計簿を使用して、家庭のエネルギー使用量の把握を推進します。
- ・ エコドライブの実践を推進します。
- ・ 徒歩や自転車の利用を促進します。
- ・ 環境に配慮した商品やサービスなどの購入を促進します。

ウ 省エネ対策

- ・ うちエコ診断の受診を促進し、家庭のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握を推進します。
- ・ 長期優良住宅や省エネ住宅の普及を促進します。
- ・ 屋上の緑化や壁面の緑のカーテンなどの住宅緑化を推進します。

家庭からの二酸化炭素排出量（2013年）



資料：温室効果ガスインベントリオフィス

② 事業者の省エネルギーの推進

ア 省エネ事業活動の普及

- ・ 事務機の更新時には、省エネ型の事務機の導入を推進します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 社用車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。

イ 省エネ事業活動の実践

- ・ エコドライブの実践を推進します。
- ・ ノーマイカーデーによる、徒歩や自転車の利用を推進します。
- ・ 環境に配慮した商品やサービスなどの購入を促進します。

ウ 省エネ対策

- ・ 事業所全体の温室効果ガス排出量の把握を促進します。
- ・ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21・ISO14001 など）の導入を推進します。
- ・ ESCO 事業への取り組みを推進します。
- ・ 企業向けの省エネルギー診断の受診を促進し、事業所の省エネ対策を推進します。

環境に関する管理手法（環境マネジメントシステム）の導入状況
（事業所アンケートより抜粋）（％）

項目	実施済	今後 実行し たい	検討中	予定 なし	どのよ うなも のか知 らない	無回答
ISO 9000 の認証取得	10	0	10	53	23	4
ISO 14001 の認証取得	10	0	8	55	23	4
エコアクション 21 の認証取得	0	6	8	55	27	4
その他の環境マネジメントシステムの導入	0	2	8	61	25	4

環境マネジメントシステムの認証効果について

（事業所アンケートより抜粋）（％）

社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった	100
対外的な信用が向上した	80
環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷削減につながった	20
組織（取扱い製品・サービス）のブランド価値が向上した	20
認証にかかる費用の割にはメリットがなかった	20

（２）再生可能エネルギーの利活用

- ・ 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報提供を促進します。

（３）温暖化対策に取り組む人づくり

① 環境学習・人材の育成

- ・ 地球温暖化に関する情報提供を促進します。
- ・ 地球温暖化に関する環境学習の機会の提供に努めます。
- ・ 家庭、事業所、地域などのあらゆる場において、地球温暖化について考える機会が増えるように努めます。（広報・町HP などによる啓発）
- ・ 図書館などにおける環境関連書籍の充実に努めます。

② 温暖化対策の仕組みづくり

- ・ 伊方町地球温暖化対策実行計画を推進します。
- ・ 愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの協働による温暖化対策事業に取り組みます。
- ・ 町民、事業者とともに森林保全活動などの取り組みを推進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 省エネルギーの推進

取り組み	町民	事業者	行政
省エネ対策を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域でできる省エネを实践 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの实践 ・省エネ診断の受診 ・省エネ型の電化製品を使用 ・環境家計簿をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所でできる省エネを实践 ・省エネ診断の受診 ・省エネ型の事業機器の使用 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの实践 ・貨物自動車の交通量削減を推進 ・環境マネジメントシステムの認証取得 ・事業活動内容の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ対策の普及啓発 ・省エネ診断の受診 ・省エネ診断の推進 ・公共施設での省エネ率先行動 ・エコ自動車の利活用 ・エコドライブの实践 ・地球温暖化対策実行計画の推進

(2) 再生可能エネルギーの利活用

取り組み	町民	事業者	行政
再生可能エネルギーの導入を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入推進

(3) 温暖化対策に取り組む人づくり

取り組み	町民	事業者	行政
環境学習・人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に関する学習 ・環境に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に関する学習 ・環境に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の機会の提供 ・温暖化に関する情報提供

基本施策 1-2 人と環境にやさしいまち

1 現状と課題

社会環境が変化する中、交通手段の多様化に伴い自動車への依存が高まっており、環境負荷の増大な問題を引き起こすことが懸念されます。

伊方町の交通手段は、地形などの特性から自動車中心となっていますが、徒歩や自転車の利用増進が、温室効果ガスの排出量削減にもつながるため重要となります。

伊方町車種別自動車保有台数の推移

(台)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H25
貨物車	3,124	3,722	3,709	3,550	3,223	2,890	2,731
乗合自動車	26	24	35	42	38	35	35
乗用車	2,002	2,375	3,223	4,031	4,425	4,651	4,707
特種(殊)自動車	129	131	156	177	179	172	164
二輪車	123	154	154	157	157	155	154
合計	5,404	6,406	7,277	7,957	8,022	7,903	7,791

資料：愛媛県統計情報データベース

- ・ エコ自動車の普及を促進します。
- ・ エコドライブの実践を推進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 環境にやさしい交通

取り組み	町民	事業者	行政
環境に配慮した交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から徒歩、自転車への転換 ・ノーマイカーデーの実践 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 ・マイカーの適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの実践 ・エコ自動車の導入 ・エコドライブの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車への転換を促すための啓発 ・ノーマイカーデー実施を推進 ・エコ自動車の導入

基本方針 2 自然を守るまち

伊方町の大きな特徴として「豊かな自然」があります。私たちは、この豊かな自然から様々な恵みを受けて生活していますが、生活スタイルの変化によってこの豊かな自然が変化しつつあります。

森林には、水源の涵養機能や二酸化炭素の吸収による温暖化抑制など、河川には、貴重な水資源の提供だけでなく身近な憩いと安らぎの場の提供など、自然は私たちの生活に欠かせない重要な役割を担っています。

このようなかけがえのない自然を守るために、「豊かな自然」の保全を推進していきます。そのためには、地域固有の生物が生息・生育する場所を保全し、地域の生態系を保全するための対策を講じるなど、自然と人が共生する自然環境と生物多様性が保全されたまちをめざします。

基本施策 2-1 健全で豊かな森林づくり

1 現状と課題

伊方町には、県立自然公園伽藍山や佐田岬半島宇和海県立自然公園があり、豊かな森林環境を形成しており、ツワブキ、アジサイ、ハナミズキやツバキなど四季折々の花々が咲き豊かな自然を満喫できます。

森林は、水源涵養機能や二酸化炭素の吸収による地球温暖化抑制など様々な公益的な機能を有していますが、近年は、手入れ不足から森林の荒廃が懸念されています。

将来にわたって豊かな森林づくりを行っていくためには、間伐などによる森林整備や林道などの基盤整備を進め、森林機能の増進が求められます。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】（％）

区分	項目	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
町民	森林の減少	19	30	31	12	3	5
事業所		31	26	31	6	6	0

【環境について感じていること】（％）

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町民	山や森林など自然の緑の美しさ	42	38	16	1	1	2
中・高生		61	27	10	2	0	0

【今後取り組むべきこと】（％）

区分	項目	割合
町民	山や森林の緑の保全	14
中・高生	山林に木をたくさん植える	15

2 基本方向

伊方町の森林は、町総面積の約 50%を占め、水源涵養機能、生物多様性の保全などの公益的な機能を有しており、その機能を十分に発揮できるよう町民、事業者の

支援や国・県との連携により保全・再生を推進していきます。

森林面積

区分	伊方町(H25)	愛媛県(H25)	全国(H22)
土地面積(A)	9,440 ha	567,833 ha	37,790 千 ha
森林面積(B)	4,750 ha	401,117 ha	25,100 千 ha
民有林面積	4,748 ha	361,299 ha	17,411 千 ha
林野率(B/A)	50%	71%	67%

資料：H25 愛媛県農林水産統計
平成23年度版 林業白書

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
森林面積	町内の森林面積	4,750ha(H25)	維持
人工林の面積	町内の人工林の面積	650ha(H25)	維持
天然林の面積	町内の天然林の面積	4,100ha(H25)	維持
林道の延長	林道の延長	8,853m(H27)	維持

4 具体的施策

(1) 健全で豊かな森林づくり

① 水源涵養機能の保全

- ・ 適切な間伐を促進します。
- ・ 伐採にともなって発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

② 土壌機能の保全

- ・ 地形、地質などを考慮し、森林床の裸地化の縮小及び回避に努めます。

③ 森林に対する意識の向上

- ・ 「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての理解を深めます。
- ・ 森林に関する情報提供とともに、「緑のダム」として重要な役割を担う森林に関する環境学習の充実を図ります。

5 各主体の主な取り組み

(1) 健全で豊かな森林づくり

取り組み	町民	事業者	行政
健全で豊かな森林づくり	・ 森林の役割について理解を深める	・ 森林の役割について理解を深める ・ 森林に関する情報提供	・ 森林に関する情報提供
	・ 所有している森林の整備	・ 適正な整備・維持管理	・ 現状把握と整備計画への活用
	・ 森林ボランティア活動への参加	・ 森林ボランティア活動への参加	・ 森林組合やボランティア団体と連携し、森林ボランティア活動を推進

基本施策 2-2 私たちの財産である農地の保全

1 現状と課題

伊方町は、平地の乏しい地形であり、先人の努力によって山地の傾斜地に耕地が開拓され、古くからみかんを主体とした柑橘生産を行ってきました。

近年、農業経営をとりまく環境は、消費需要の低迷、過疎化・少子高齢化などによる農業後継者不足、農業従事者の兼業化、イノシシなどの野生動物による鳥獣被害の増加など多くの課題を抱えて厳しさを増しています。

将来にわたり、農地の保全・再生を図っていくためには、農地を管理するための後継者の確保、持続的に活動していくための経済性の確保、農業基盤の整備を図り農用地の有効利用を推進するなど様々な課題を解決していく必要があります。

アンケート調査結果（抜粋）

【環境について感じていること】（%）

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町民	田畑などの土地の豊かさ	14	25	48	9	1	3

【現在取り組んでいること】（%）

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町民	地元の食材を優先的に購入している	15	37	36	7	1	4

2 基本方向

耕作放棄地の発生予防に向けては、計画的な土地利用を推進していきます。

また、健全な農業を守るためには、身近にある農地を保全・活用し、高品質の伊方ブランド農産物の安定した栽培、生産物の高付加価値化、地産地消の推進など地域が支える農業振興策を推進します。

農業は食糧生産だけでなく、農地による地下水の涵養機能や生物多様性の維持など多面的な機能をもっており、これらの機能の保全を推進していきます。

土地利用状況(H27. 1. 1 現在)

区分	面積 (km ²)	構成比 (%)
農地(田・畑)	28.81	30.66
宅地	2.49	2.65
池沼	0.14	0.15
山林・原野	47.63	50.68
雑種地	1.89	2.01
その他	13.02	13.85
合計	93.98	100.00

資料：固定資産概要調査

経営耕地面積・耕作放棄地面積

年度	経営 耕地面積 (ha)	耕作放棄地 面積 (ha)	耕作 放棄率 (%)
H17	1,226	464	27.5
H22	1,084	522	32.5

資料：2005 農林業センサス

農家人口・農家数

(人・戸)

年度	農家世帯員数	総農家戸数	自給的 農家戸数	販売 農家戸数	専業 農家戸数	兼業 農家戸数
H17	3,381	1,398	346	1,052	472	580
H22	2,713	1,128	220	908	497	411

資料：2005 農林業センサス
2010 世界農林業センサス

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
耕作放棄率	町内の耕作放棄地面積 / (町内の経営耕地面積 + 町内の耕作放棄地面積) × 100	32.5% (H22)	減少
経営耕地面積	町内の経営耕地面積	1,084 ha (H22)	維持
耕作放棄地面積	町内の耕作放棄地面積	522 ha (H22)	減少
エコファーマー認定数	愛媛県によるエコファーマー認定数	2件 (H26)	増加

4 具体的施策

(1) 農地の保全

① 計画的な土地利用

ア 住宅地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。

② 耕作放棄地の発生予防

ア 耕作放棄地の発生を未然に予防するため、関係各所との連携のもと、担い手への農地の利用集積を促進します。

イ 農地やその周辺の環境保全を図るため、農家だけでなく、地域住民などの保全活動参加を推進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 農地の保全

取り組み	町民	事業者	行政
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な土地利用 ・耕作放棄地の発生予防 ・農業体験への参加 ・農地保全活動への参加 ・伊方ブランド農産物の高付加価値化 ・地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適正管理 ・計画的な土地利用 ・農業体験、農地保全活動などの機会提供 ・伊方ブランド農産物の高付加価値化 ・地元産農作物の優先的な購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適正管理 ・計画的な土地利用 ・農業体験、農地保全活動などの機会創出 ・伊方ブランド農産物の高付加価値化の支援 ・地元産農作物の優先的な購入を推進

基本施策 2-3 親しみのある水辺の保全

1 現状と課題

伊方町には、6本の2級河川がありますが、延長は短く流域面積も狭く、急流となり海へ流れ出るため豪雨による洪水などの自然災害が少ない水辺環境にあります。

海岸・河川沿岸は、多様な生物の生息環境として貴重な自然環境を有しており、町民の身近な憩いとやすらぎの場となっています。しかし、異常気象や治水のための河川改修などにより、生物の生息環境や潤いのある水辺空間が失われているのも事実です。

また、伊方町は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に面しています。佐田岬半島の海岸には、愛媛県レッドデータ絶滅危惧Ⅰ類のベンケイガニや準絶滅危惧種のアカテガニが生息しており、これらの生物の生息環境を守るため海岸清掃活動が行われています。

健全な水辺環境を確保することは、私たちの生活を考える上で、欠かすことのできない重要な課題のひとつであり、今後、保全活動の取り組みを促進していきます。



ベンケイガニ



アカテガニ

アンケート調査結果（抜粋）

【環境について感じていること】（％）

項目	区分	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
水や緑など自然とのふれあいの機会の多さ	町 民	25	31	37	3	1	3
	中・高生	47	32	17	3	1	0
海、川、水路などの水のきれいさ	町 民	18	40	26	10	3	3
	中・高生	19	40	27	11	3	0

【現在取り組んでいること】（％）

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	自然とふれあうように心がけている	22	37	31	5	1	4

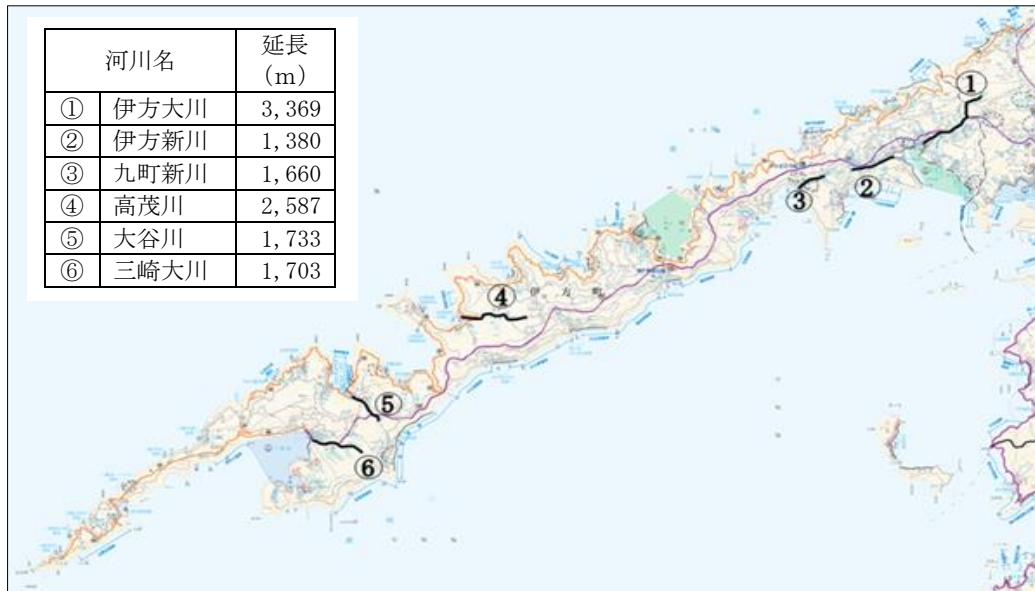
【今後取り組むべきこと】（％）

区分	項目	割合
中・高生	海や川・水辺をきれいにする	60

2 基本方向

自然豊かな海や河川は、生き物たちが集まり、私たちがやすらぎを感じる水辺環境でもあるため、水質の浄化、美化意識の向上など水辺の保全を推進していきます。

伊方町2級河川



資料 愛媛県 河川調書

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
水辺やみどりに十分に親しめる場があると感じる割合	アンケート満足度（満足・やや満足）の割合	56% (H27)	増加
河川美化活動参加者数	河川美化活動参加者数	714人 (H27)	増加
海浜美化活動参加者数	海浜美化活動参加者数	3,717人 (H27)	増加

4 具体的施策

(1) 河川環境の保全・再生

① 河川環境の保全

ア 河川環境の保全

- ・ 河川の改修においては、親水性、生態系の保全、美しい自然環境の創出に配慮して自然にやさしい川づくりを推進します。
- ・ 生態系に与える影響に配慮しながら時期や手法を検討した河川清掃美化活動による河川の環境改善を推進します。
- ・ 河川の利用マナーを守り、周辺の環境の保全を推進します。
- ・ 動植物による自然浄化作用を活用した環境保全を推進します。
- ・ 河川の水環境向上のための啓発を促進します。

イ 水質汚濁・排水対策

- ・ 生活排水の流入による水質汚濁を防止するため、下水道接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・ 事業所からの排水処理対策の徹底を促進します。
- ・ 風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

② 節水意識の普及啓発

- ・ 町民や事業者に対して、健全な水環境の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発を推進します。
- ・ 雨水活用については、散水用などへの使用を目的とした雨水利用を推進します。

③ 水生生物への理解

- ・ 地域、事業者、団体と連携した自然観察会などの環境学習を推進し、生物の生息環境への理解を深めます。

(2) 海環境の保全・再生

① 海浜環境の保全

釣り、マリレジャーなどでの海の利用マナーを守り、環境の保全を推進します。

- ・ 海岸及び海浜地域の環境保全・生態系に与える影響に配慮しながら、海浜の清掃美化活動を推進します。

- ・ 海水環境に関して意識を高めます。
- ・ 海岸漂着ごみの発生を抑制するために、河川や海岸への不法投棄防止を推進します。
- ・ 環境学習により、生物の生息環境への理解を深めます。



海岸漂着ごみの清掃活動

② 排水対策

- ・ 生活排水の流入による海洋汚染を防止するため、下水道接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・ 水路・側溝などの整備を推進します。
- ・ 事業所からの排水処理対策の徹底を図ります。

5 各主体の主な取り組み

(1) 河川環境及び海環境の保全・再生

取り組み	町民	事業者	行政
河川環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の清掃美化活動に参加 ・ 河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める ・ 自宅周辺の水辺環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の清掃美化活動に参加 ・ 河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める ・ 事業所周辺の水辺環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川的环境保全を推進 ・ 多自然の川づくりを推進 ・ 河川水質向上のための啓発
排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道への接続 ・ 合併処理浄化槽の設置 ・ 家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道への接続 ・ 合併処理浄化槽の設置 ・ 事業所における排水処理対策を徹底 ・ 法規制に基づく排水基準を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道への接続、合併処理浄化槽設置の推進 ・ 生活排水の汚濁負荷削減を推進 ・ 工場、事業所における排水対策を推進
海環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜の清掃美化活動に参加 ・ 海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜の清掃美化活動に参加 ・ 海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜的环境保全を推進 ・ 海洋汚染防止のための啓発
海岸漂着ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄をしない ・ 水生生物に与える影響を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄をしない ・ 水生生物に与える影響を学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄防止の啓発 ・ 水生生物に与える影響について啓発 ・ 町域を越えた広域での取り組みを推進

基本施策 2-4 多様な生物が息づくまち

1 現状と課題

豊かな自然に囲まれた伊方町は、多様な生物が生息する地域であり生物の多様性は私たちに様々な恵みをもたらしてくれる貴重な財産です。しかし一方で、森林や農地の荒廃などによる生物の生息・生育環境の縮小など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がイノシシなどによる野生鳥獣の農業被害、生活被害のひとつとなっています。

近年、河川敷や耕作放棄地などにおいて外来植物種が見られるようになってきました。これらの外来種の増加により、もともと伊方町で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に影響を与えています。また、佐田岬半島でも見られるアジサイやハナミズキなども外来植物種であり、自然豊かな佐田岬半島にもともと自生していた植物ではありません。自然を守っていくためには、もともとあった本来の自然生態系を壊してしまう可能性がある植物などを持ち込まないことも重要です。

地域固有の生物種の存続、あるいは減少した生物種の回復を図るためには、残された貴重な生息・生育環境を守り、それぞれの生物の特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することが必要です。

また、私たち人間も生物種のひとつです。生物の多様性は人間の生存基盤にとっても非常に重要なものであることをよく理解して、今後のまちづくりに際して動植物の保護に十分に配慮することが必要です。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】 (%)

項目	区分	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
有害鳥獣の増加	町 民	49	28	16	3	1	3
	事業所	47	33	12	4	4	0
人々の生活の身近にある自然の減少	町 民	27	35	20	11	2	5
	事業所	33	39	26	0	2	0
野生生物や希少な動植物の減少や絶滅	町 民	20	32	27	14	3	4
	事業所	29	37	16	6	6	6

【環境について感じていること】 (%)

項目	区分	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ	町 民	27	36	28	5	1	3
	中・高生	50	31	15	2	2	0
希少な野生生物の保護状況	町 民	6	17	64	7	2	4

【現在取り組んでいること】 (%)

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	飼育している生きもの（動植物）を自然に放さない	33	17	20	10	3	17
事業所	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	生きものや自然環境に配慮した事業活動の実施	10	12	37	2	39	0

【今後取り組むべきこと】 (%)

区分	項目	割合
町 民	鳥、魚、虫、植物など動植物の保護	8
中・高生	野生生物の保護をする	23

【町が今後取り組むべき問題】 (%)

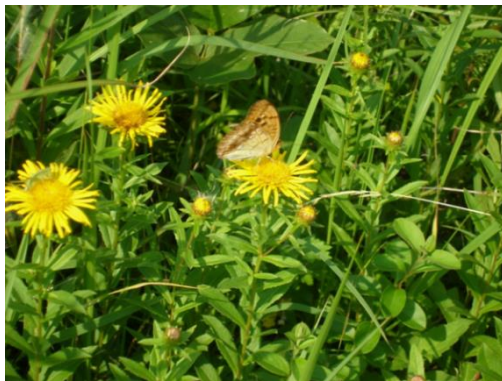
区分	項目	割合
町 民	自然環境の保全や貴重な動植物の保護	16

2 基本方向

生物の多様性を守っていくためには、これらの生息・生育環境の保全、再生を推進するとともに、貴重な生物を守るためのモニタリングや在来種減少の要因となる外来生物への対策、鳥獣被害対策などの施策を推進していきます。

また、生態系に支えられた豊かな自然からの恵みを受けついでいくため、自然との触れ合いを理解するための学習の機会を提供していきます。

伊方町で確認できる貴重動植物



ウラギンスジヒョウモン（絶滅危惧種）



シオミイカリソウ（準絶滅危惧）

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
指標となる生物の生息状況	自然環境観察による調査結果	生物の生息状況	維持
自然観察会などの実施状況	関係各所が実施した環境関連事業の開催状況	—	増加
有害鳥獣被害額	1年間の有害鳥獣被害額	17,360千円(H26)	減少

4 具体的施策

(1) 動植物の保護

① 身近な動植物の保護

ア 身近な動植物の保護

- ・ 身近な場所に生息する動植物を大切にします。
- ・ 外来種を持ち込まず、本来あるべき姿の自然生態系の保護を推進します。

イ 身近な生息空間の保全

- ・ 森林、農地などの生息空間の保全を推進します。
- ・ 安全に生息できる河川や海岸などの保全、整備を推進します。
- ・ 事業活動などによりやむを得ず自然環境に影響を与えた場合は、可能な限り復元に努めます。
- ・ 河川などの改修時に、生息・生育環境への影響を考慮します。

ウ まちの緑化

- ・ 町内における生息環境（街路樹や屋上緑化など）の整備を推進します。
- ・ 公園、緑地の計画的な整備を推進します。
- ・ 道路、河川や公共施設などの緑化を推進します。

② 固有・希少動植物の保護

ア 固有・希少動植物の保護

- ・ 「愛媛県レッドデータブック」などに掲載されている貴重種保護に努めます。

イ 保護・保全対策の充実

- ・ 身近な動植物を大切にします。
- ・ 多様な生息地の保護や失われた自然環境の回復に向けた取り組みを推進します。
- ・ 野生生物の保護、採取に関する法律を遵守します。

(2) 生物の生態調査・環境学習の推進

① 生態調査

ア 動植物に関する情報収集

- ・ 伊方町における動植物の情報収集に努め、生物多様性の保護に役立ちます。

イ 環境学習

- ・ 自然観察会などの環境学習や体験学習の場を通じて、生物多様性の重要性に関して啓発を行います。

(3) 被害を及ぼす生物の管理・防除

① 外来動植物対策

ア 外来種による影響の啓発

- ・ 外来種の実態把握と分布状況の調査を推進します。
- ・ 外来種の影響について理解するための啓発を促進します。

イ 外来種の適正な管理

- ・ 外来動物などが自然界へ放たれたり逃げ出したりしないよう管理の徹底を推進します。
- ・ 野外で繁茂している外来植物の駆除活動を推進します。
- ・ 外来種が生息しない環境を維持するため、耕作放棄地などの整備を促進します。

② 鳥獣被害対策

ア 連携による対策

- ・ 国や県及び近隣自治体との連携による有害鳥獣の駆除を行います。
- ・ 有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡します。
- ・ 有害鳥獣の侵出実態の情報を公表し、情報の共有を図ります。

イ 被害の未然防止

- ・ 食品残渣や生ごみの処理を徹底し、有害鳥獣が人里に現れないよう未然防止に努めます。
- ・ 有害（野生）鳥獣への餌付けを禁止します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 動植物の保護

取り組み	町民	事業者	行政
身近な動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な動植物を大切に ・ 森林、農地の保全に協力 ・ 森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力 ・ 動植物の保護、生息域の保全協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林、農地の保全に協力 ・ 自然環境に影響を与えた場合、その復元に努める ・ 森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力 ・ 動植物の保護、生息域の保全、創出に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林、農地の保全、再生を推進 ・ 多自然な川などの整備を推進 ・ 身近な緑地の保全、創出や緑化など緑のまちづくりを推進 ・ 生息、生育環境の環境保全に努める
貴重な動植物の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物の保護、採取に関する法律を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の自然環境に十分配慮した事業活動を行う ・ 野生生物の保護、採取に関する法律を遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の回復に向けた取り組みを推進 ・ 貴重動植物の保護、保全対策の充実を図る

(2) 生物の生態調査・環境学習の推進

取り組み	町民	事業者	行政
生態調査	・動植物に関する情報収集に協力	・動植物に関する情報収集に協力	・動植物に関する情報収集を推進 ・動植物の情報提供
環境学習	・生物多様性の重要性について理解する	・生物多様性の重要性について理解する	・生物多様性の重要性について啓発

(3) 被害を及ぼす生物の管理・防除

取り組み	町民	事業者	行政
外来種対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の影響について理解する ・外来植物の駆除活動に協力 ・外来生物の適切な管理を徹底 ・本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の影響について理解する ・外来植物の駆除活動に協力 ・外来生物の適切な管理を徹底 ・本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の影響について啓発 ・外来植物の駆除活動の推進 ・外来動物の管理徹底を推進 ・本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込ませない
鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡 ・自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など） ・動植物の飼育に関するマナーを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡 ・自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など） ・動植物の飼育に関するマナーを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の侵出実態に関する情報を公表し、情報の共有を図る ・農産物などへの鳥獣被害の防止、外来生物の防除及び適正管理を推進

基本方針 3 自然に触れるまち

自然と人との共生を実現し、緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、自然への理解を深めることが重要です。

しかし、緑はただ増えればよいというものではありません。水は緑を育て、緑は水を貯え、安全で快適なまちの実現になくてはならない財産と言えるものです。また、爽やかな風や光を浴び、草花の香りを感じ、鳥や虫たちと触れあうことで、自然から命の大切さを学び、やすらぎを得ることができます。

水と緑の拠点を整備することによって、このような自然と触れ合う機会に恵まれた良好な環境づくりに取り組みます。

基本施策 3-1 水と緑の空間づくり

1 現状と課題

伊方町には、自然公園、児童公園など様々な公園や緑地が設けられています。水と緑が持つ様々な機能が生かされる公園緑地などの整備、利活用に取り組み、私たちが水と緑の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。



レッドウイングパーク

アンケート調査結果（抜粋）

【環境について感じていること】（％）

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町 民	公園などの憩いの空間の身近さ	7	17	46	20	5	5
中・高生	公園などの憩いの場所	21	31	26	13	9	0

【現在取り組んでいること】（％）

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	家庭で花や木などの植物を育てている	39	26	20	10	1	4
中・高生	家庭で花や木などの植物の世話をしている	13	56		30		1
事業所	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	事業所や周辺地域の緑化	27	10	35	6	22	0

【今後取り組むべきこと】（％）

区分	項目	割合
町 民	公園など憩いの空間の創出	17
	自然とふれあう場の整備	15
	身近な場所での緑化の推進	11
中・高生	公園や緑地の整備を行う	39

【町が今後取り組むべき問題】（％）

区分	項目	割合
町 民	水や緑にふれあえる場の整備	23

2 基本方向

河川などを活用した水と緑の拠点整備により、生活空間の良好な環境づくりを推進していきます。

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
公園の満足度	町民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ、満足・やや満足の割合）	24% (H27)	増加
緑を育てている町民	町民アンケート（家庭で花や木などの植物を育てている、いつも・時々割合）	65% (H27)	増加
町民緑化事業の花苗等配布団体数	緑化事業における花苗等の配布団体数	120 (H27)	維持
公園数	町内の各種公園の数	44 (H27)	維持

4 具体的施策

（１）緑のまちづくり

① 身近な緑地づくり

ア 身近な緑の保全

- ・ 人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や川などの自然環境の保全を推進します。
- イ 緑のまちづくりの推進
 - ・ 公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
 - ・ 緑を守る地域の美化活動を推進します。
- ウ 開発による緑の保全
 - ・ 住宅地や公共施設用地などの開発や再開発行為においては、緑の確保に留意します。

(2) やすらぎの空間づくり

① 親しみのある水辺づくり

- ア 公園や緑地、河川敷などを活用し、水と緑に囲まれた親しみのある空間整備を推進します。
- イ 海、河川の水質浄化対策を推進します。
- ウ 海浜、河川の美化活動を推進します。

② 施設の活用

- ア 亀ヶ池温泉周辺エリア、道の駅エリア、風の丘パーク、レッドウィングパークなどの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 緑のまちづくり

取り組み	町民	事業者	行政
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近にある緑を育てる ・ 緑を守る美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近にある緑を育てる ・ 緑を守る美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な自然環境の保全を推進
緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の普及活動に協力 ・ 民有地の緑化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の普及活動に協力 ・ 民有地の緑化活動 ・ 開発行為においては、緑の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の普及活動 ・ 緑地整備の推進 ・ 開発行為においては、緑の確保に努める

(2) やすらぎの空間づくり

取り組み	町民	事業者	行政
やすらぎの空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める
親しみのある水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園など親しみのある水辺づくりに協力 ・ 海浜、河川の美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園など親しみのある水辺づくりに協力 ・ 海浜、河川の美化活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化活動の推進 ・ 自然に配慮した河川整備を推進 ・ 豊かな自然に囲まれた施設の活用促進

基本施策 3-2 魅力的な景観づくり

1 現状と課題

伊方町の景観は、宇和海と瀬戸内海に臨む海辺のまちと、農園地が多い山腹、集落地が細長く連続する山麓・谷筋で構成されています。

景観資源は町内に多数ありますが、自然資源を適切に保全するとともに、身近な緑を増やすことにより、潤いのある景観の形成を図ることが大切です。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】（％）

区分	項目	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
町 民 事業所	景観破壊	26	32	26	9	2	5
		39	35	20	4	2	0

【環境について感じていること】（％）

項目	区分	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
まち並みの美しさ	町 民	7	20	56	12	2	3
	中・高生	30	35	25	7	3	0
まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどがなく清潔）	町 民	7	24	41	19	6	3
	中・高生	14	24	34	19	9	0

【現在取り組んでいること】（％）

区分	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
事業所	事業所や周辺地域の緑化	27	10	35	6	22	0
	周辺地域の景観に配慮した建築物等の整備	2	18	29	6	43	2

【今後取り組むべきこと】（％）

区分	項目	割合
町 民	ごみのポイ捨て、犬などのフン放置の防止	45
	美しいまち並み景観の創出	12
中・高生	ごみのポイ捨てや犬などのフン放置の対策	34
	まちなみの整備を行う	21

2 基本方向

「海があつて山」という景観特性を、将来に向けて守り育てていくための啓発を推進していきます。

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
まちの景観が良好に保たれていると感じる町民の割合	町民アンケート（まち並みの美しさ、満足・やや満足の割合）	27% (H27)	増加
まちが清潔であると感じる町民の割合	町民アンケート（まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどがなく清潔）、満足・やや満足の割合）	31% (H27)	増加

4 具体的施策

(1) 町民とともに進める景観づくり

① 景観形成への関心を高める普及啓発

- ・ ホームページなどによる景観に関する情報提供を推進します。
- ・ 景観に関する学習の場の提供に努めます。
- ・ 身の回りでのより良い景観づくりに努めます。

5 各主体の主な取り組み

(1) 町民とともにすすめる景観づくり

取り組み	町民	事業者	行政
景観形成への関心を高める	<ul style="list-style-type: none">・ 景観づくりへの意識向上・ 身の回りでのより良い景観づくりに努める	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所周りの景観づくり、景観への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページなどでの情報提供・ 景観に関する学習機会の提供

基本方針 4 公害のないまち

私たちが健康で安全に暮らすには、私たちの生活を支えるものとして水と空気は重要なものです。私たちの健康や安全に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの環境問題については、関係法令に基づき大気・水質などの環境基準に適合するよう、しっかりとした取り組みが必要です。

きれいな水とおいしい空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要であり、公害については情報収集を進め、安心・安全な暮らしをめざします。

私たちが、良好な環境の中で生活していけるよう、大気・水質・騒音などの環境に対する監視や発生源対策などの強化により、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい生活環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。

また、本町は四国唯一の原子力発電所立地町であり、伊方原子力発電所周辺の環境放射線の影響については、県・町・事業者の三者間で締結している「安全協定」に基づき、愛媛県とともに空間放射線や環境試料中の放射能濃度等の監視を行い、安全を確認しています。福島第一原子力発電所の事故以降は放射線監視装置を増設し、さらなる監視強化に努めています。

今後も、安全監視を継続するとともに、国などの関係機関や事業者に対し、最新の知見を反映したより高い安全性を確保するよう強く要請していくとともに、万一の原子力災害を想定した原子力防災計画により対策を講じ、防災知識の普及・啓発に努めていきます。

基本施策 4-1 生活環境の保全

1 現状と課題

(1) 大気と騒音

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもので、現在のところ苦情等はありません。

一方、幹線道路沿いにおける騒音などによる生活型公害の問題については、伊方町においても顕在化しており、大型車両の通行の際の騒音の苦情が出ることがあります。

(2) 水質と土壌

水質については、公共下水道の普及ならびに公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の整備により、生活排水による公共水域への汚濁が解消されつつあり、定期的に行う 6 河川 6 カ所の水質検査でも現在のところ良好な測定結果が出ています。

土壌環境については、伊方町における土壌環境汚染などの苦情・相談は、現在のところありません。土壌環境汚染は、地下水にも影響を及ぼすため、広い範囲での経年的な変化の把握や評価のための調査が必要です。

(3) 有害化学物質など

町内の水質について、定期的実施しているダイオキシン類などの化学物質の調査では、調査地点（一般廃棄物最終処分場）で国が定める環境基準値や指針値に適合しています。

今後、化学物質による環境汚染を防ぐには、PRTR 制度などにより化学物質の環境への排出や管理の状況を把握し、適正管理及び排出抑制に関する事業者の自主的な取り組みを促進する必要があります。

PRTR 制度とは
 有害性が疑われる科学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか、排気物などとして移動しているかを把握し、集計・公表する仕組みです。事業者の化学物質管理を促進し、環境中の化学物質のリスクを低減することを目的としています。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】（％）

区分	項目	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
町 民	河川、水路などの水質汚濁	34	40	15	6	2	3
	大気汚染（PM2.5 など）	32	29	17	14	3	5
	悪臭	31	29	22	11	3	4
	海洋汚染	31	28	19	15	3	4
	環境ホルモン（ダイオキシンなど）による環境汚染及び生態系への影響	29	28	21	14	4	4
	地盤沈下	28	24	20	15	8	5
	アスベスト（石綿）などによる健康被害	24	25	23	18	5	5
	騒音・振動	21	32	25	14	4	4
事業所	大気汚染（PM2.5 など）	47	35	12	4	2	0
	地盤沈下	43	31	16	6	4	0
	騒音・振動	35	49	12	2	2	0
	環境ホルモン（ダイオキシンなど）による環境汚染及び生態系への影響	35	39	16	4	6	0
	河川、水路などの水質汚濁	35	39	16	4	6	0
	悪臭	35	37	22	0	6	0
	海洋汚染	29	43	20	6	2	0
	アスベスト（石綿）などによる健康被害	27	39	24	4	6	0

【環境について感じていること】 (%)

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町 民	空気のきれいさ	39	41	12	3	1	4
	家の周りの静けさ	34	37	20	4	1	4
	いやな臭いの少なさ	26	39	25	5	2	3
	水のおいしさ	17	35	37	5	2	4
	家庭や事業所からの汚水処理の状況	8	34	43	9	2	4
中・高生	空気のきれいさ	47	33	16	2	1	1
	うるさい音の少なさ	37	30	25	6	2	0
	水のおいしさ	32	35	29	2	2	0
	いやな臭いの少なさ	25	36	26	10	3	0

【現在取り組んでいること】 (%)

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	洗剤使用の適量化に努めている	38	25	27	5	1	4
	近隣への騒音防止に努めている	36	34	22	2	1	5
事業所	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	排水による周辺の水質汚濁の防止対策	27	12	4	0	51	6
	設備・機器の稼働による騒音・振動の防止対策	21	10	16	2	51	0
	自社製品、サービスにおける環境配慮内容の明示・公開	17	8	16	8	51	0
	焼却炉やボイラーなどによる大気汚染、悪臭の防止対策	14	6	17	0	63	0
	取引先への環境配慮の要望・依頼	12	18	29	12	29	0
	事業にともなう環境への影響評価の実施	10	14	31	6	39	0
	化学物質などによる土壌・地下水汚染の防止対策	6	4	12	2	76	0

【今後取り組むべきこと】 (%)

区分	項目	割合
町 民	川や海の水質保全	34
	家庭から出る生活排水の浄化	23
	有害化学物質による環境汚染の防止	14
	自動車排気ガスによる大気汚染の防止	3
中・高生	公害問題をなくす	11

【町が今後取り組むべき問題】 (%)

区分	項目	割合
町 民	生活排水対策の推進（合併浄化槽の設置・普及）	30
	環境ホルモン（ダイオキシンなど）の有害化学物質対策	13

2 基本方向

私たちが良好な生活環境を享受するため、大気・水質・騒音などの環境に対しての監視体制の強化や発生源対策などに努めることにより、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進していきます。

また、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質については、排出抑制や適正管理の啓発を促進し環境汚染の未然防止に努めます。



伊方大川

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壌に係る環境基準適合地点数／総測定地点数×100	94.4%(H26)	増加
水質環境基準※などの達成率	適合数／サンプリング数×100	97.0%(H26)	増加
地下水環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	50.0%(H26)	増加
ダイオキシン類の水質環境濃度	水質 (1pg-TEQ/ℓ以下)	水質環境濃度 (達成) (H26)	維持
PRTR 制度に基づく化学物質の排出量・移動量	1年間の届出排出量・移動量	排出量、移動量 0Kg (H26)	維持
汚水衛生処理率	公共下水道、合併処理浄化槽及び集落排水処理施設による処理人口／人口×100	41.1%(H26)	59.5% (H32)

※ 水質環境基準：生活環境の保全に関する環境基準（河川）A 類型による

4 具体的施策

(1) 大気環境保全対策

① 大気環境状況の把握

ア 大気環境測定体制の整備

- ・ 愛媛県では、工場などが集中立地している東予地域や松山市に大気自動測定局を設置し、県内の大気汚染の状況を把握しています。これらの測定局が伊方町内にも設置されるよう要望していきます。

② 固定発生源対策

ア 工場、事業所における発生源対策

- ・ 工場、事業所における各種排出物質の規制基準遵守の啓発を推進します。

③ 移動発生源対策

ア 自動車排出ガスの削減

- ・ 自動車の適切な整備、点検を推進します。
- ・ エコ自動車の普及を促進します。
- ・ エコドライブの実践を推進します。
- ・ バス、トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害車への転換やエコドライブの徹底、物流の効率化などを要請し、窒素酸化物(N_{0x})・浮遊粒子状物質の排出量の削減を推進します。

イ 交通対策

- ・ マイカーの過度な利用を控え、適正利用を推進します。
- ・ 徒歩・自転車の利用を促進します。
- ・ 安全に利用できる徒歩・自転車通行環境の整備を推進します。

④ アスベストなどの大気環境への排出防止

ア 解体にともなう飛散防止

- ・ 家屋の解体工事などにともなう、周辺環境への飛散防止など「大気汚染防止法」などの法令に基づく適正処理について啓発を推進します。

(2) 水環境保全対策

伊方町内における水質調査地点

区分	水質調査地点
河川	伊方大川、伊方新川、九町新川、高茂川、大谷川、三崎大川
施設	一般廃棄物最終処分場
上水道(原水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方大川水系 (湊浦第1水源、湊浦第2水源、湊浦第3水源) ・ 九町新川水系 (九町第1水源、九町第2水源、九町第3水源) ・ 鯛ノ浦川水系 (鯛ノ浦水源) ・ 西ノ川水系 (西ノ川水源) ・ 西柿ヶ谷川水系 (西柿ヶ谷水源) ・ 三机東大川水系 (三机水源) ・ 塩成川水系 (塩成水源)

① 水質状況を把握

ア 水環境監視体制の整備

- ・ 伊方町における定期的な水質調査を継続して行います。
- ・ 河川などの公共用水域の調査点や調査項目を必要に応じて見直すなど、

水質の実態を的確に把握するとともに、継続的な調査を実施します。

イ 調査結果の公表

- ・ 水質汚濁の実態を的確に把握するため、継続的に調査を実施し、結果を公表します。

② 生活排水対策の実施

ア 下水道接続の推進

- ・ 下水道接続率のさらなる向上を図る為、下水道への接続のための啓発を推進します。

イ 合併処理浄化槽の設置

- ・ 下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進します。

ウ 生活排水の汚濁負荷低減

- ・ 生活排水の汚濁負荷を低減するため、広報などによる汚濁防止に関する普及啓発を推進します。
- ・ 風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

③ 工場、事業所における排水対策

- ・ 排水基準の遵守はもとより、汚濁負荷低減のために対策の強化を求めていきます。
- ・ 排水の自主測定の実施など、特定事業場以外の自主的な対策を推進します。

④ 町民や各種団体との連携による活動の推進

ア 河川美化清掃活動の実施

- ・ 河川美化清掃活動を実施し、水質汚濁の防止を推進します。
- ・ 各活動の参加者や参加団体と連携を図り、清掃活動や植生・生物の保全活動を推進します。

イ 水質保全にむけた啓発

- ・ 環境学習等による、河川、海などの水質汚濁防止対策の普及啓発を推進します。

(3) 騒音・振動・悪臭対策

① 騒音・振動

ア 交通騒音・振動対策の推進（移動発生源からの対策）

- ・ バス、運送会社などの交通機関については、事業者による騒音低減対策を要請します。
- ・ 自動車の適切な整備、点検による騒音抑制を促進します。

イ 固定発生源からの騒音・振動対策

(工場・事業所)

- ・ 低騒音型設備の導入を促進します。
- ・ 防音対策の徹底を推進します。

(建設作業)

- ・ 特定建設作業現場における騒音・振動の規制基準の遵守など、「騒音・振動規制法」に基づく規制遵守を徹底します。

(生活騒音)

- ・ 住宅地周辺において発生する近隣騒音や夜間営業騒音などについては、「騒音・振動規制法」に基づき、発生者に対して指導を行います。
- ・ 不快と感じる生活騒音を生じさせないように、広報などを通じて啓発します。

ウ 音環境

- ・ 住宅地周辺において騒音の防止を推進し、季節の音（鳥や虫の声・風や波の自然の音など）が感じられるまちづくりを推進します。

② 悪臭

ア 悪臭対策

- ・ 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」に基づき、指導を行います。
- ・ ごみの放置防止、動物の糞尿の適切な処理を促進します。
- ・ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、畜舎の清掃、家畜排せつ物の処理施設の整備など畜産経営の環境改善を推進します。

イ かおり環境

- ・ 住宅地周辺において悪臭防止対策を推進し、季節のかおり（季節の花・みかんのかおりなど）が感じられるまちづくりを推進します。

(4) 土壌・地下水汚染対策

① 状況の把握

- ・ 愛媛県による地下水汚染に係る環境調査結果に基づき、現状把握に努めます。

② 土壌汚染対策

ア 啓発

- ・ 土壌汚染対策に関する啓発を推進します。

イ 工場・事業所などからの発生源対策

- ・ 有害物質を扱う工場、事業所などに対する土壌汚染防止に関する啓発を推進します。
- ・ 工場、事業所の廃止などによる利用形態の変更や移転により汚染が判明した場合には、愛媛県と連携して事業者に必要な汚染浄化対策を求めていきます。

③ 地下水汚染対策

ア 啓発

- ・ 地下水汚染対策に関する啓発を推進します。

イ 工場・事業所などからの発生源対策

- ・ 有害物質を扱う工場・事業所に対して、有害物質の地下水への浸透防止に関する啓発を推進します。
- ・ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく自主的な調査を推進します。

ウ 浄化対策の促進

- ・ 汚染井戸が発見された場合には、汚染源に対して愛媛県と連携して継続的な浄化対策を求めています。

(5) 有害化学物質対策

① 有害化学物質などの排出削減

ア 工場・事業所からの排出削減

- ・ 「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制の啓発を推進します。

イ PCB・アスベスト廃棄物の適正処理

- ・ PCB 及びアスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」などに基づき適切に処理されるよう啓発を推進します。

ウ 野焼きの防止

- ・ 違法な野焼きを防止するための指導・啓発を推進します。

② 化学物質の監視

ア ダイオキシン類に関する監視

- ・ 水質などを対象としたダイオキシン類の調査を継続実施し、実態の把握、調査結果を公表します。
- ・ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉などの特定施設については、事業者の自主測定の実施と結果の公表を促進します。

イ PRTR 制度の活用

- ・ PRTR 制度により、化学物質の使用、保管及び処理状況の把握に努めます。
- ・ 事業者の自主的な管理の徹底を促進します。
- ・ PRTR 制度の情報を基に町民に情報提供し、事業者の自主的な管理を促進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 大気環境保全対策

取り組み	町民	事業者	行政
固定発生源対策	・低NOx型燃焼機器などの導入に努める	・工場、事業所のばい煙の適正処理を徹底 ・低NOx型燃焼機器などの導入に努める	・工場、事業所や家庭における排出削減対策の啓発
移動発生源対策	・エコ自動車の利用に努める ・エコドライブの実践 ・自動車の適切な整備・点検	・エコ自動車の利用に努める ・エコドライブの実践 ・自動車の適切な整備・点検	・自動車排出ガスの削減に向けた対策 ・徒歩や自転車による交通を推進
大気環境への排出防止	・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を依頼	・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を実施	・法令に基づく適正処理の啓発

(2) 水環境保全対策

取り組み	町民	事業者	行政
汚濁状況の把握	—	—	・継続的な水質調査 ・環境調査結果の公表
水質保全	・河川などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める	・河川などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める	—
生活排水対策の推進	・下水道への接続、合併処理浄化槽の設置に努める ・家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など）	・下水道への接続、合併処理浄化槽の設置に努める	・下水道への接続、合併処理浄化槽設置の推進 ・生活排水の汚濁負荷低減の啓発 ・廃食用油の回収を推進
工場・事業所における排水対策の推進	—	・法規制に基づく排水基準を遵守 ・自主的な排水対策に努める	・法規制に基づく排水対策の啓発
非特定汚染源対策の推進	・自宅周辺の清掃 ・農薬などの適正利用	・事業所周辺の清掃 ・農薬などの適正利用	・地域に応じた非特定汚染源対策の啓発
連携による活動の推進	・河川美化清掃活動に参加	・河川美化清掃活動に参加	・町民や各種団体と協力し、水質保全活動を促進

(3) 騒音・振動・悪臭対策

取り組み	町民	事業者	行政
自動車騒音・振動（移動発生源）対策	<ul style="list-style-type: none"> 適切な自動車整備による騒音防止 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な自動車整備による騒音防止 騒音低減対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音低減対策を推進
固定発生源による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 生活騒音などの発生抑制 環境基準の遵守 近隣の迷惑にならないよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音、低振動型の機器の導入を推進 環境基準の遵守 事業活動における防音対策を推進 近隣の迷惑にならないよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所などの騒音・振動対策を推進 生活騒音に対する指導、啓発を推進
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> ごみを放置しない 動物の糞尿の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ごみを放置しない 悪臭の発生防止に努める 悪臭防止資材などにより、家畜や肥料の悪臭防止を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止の普及啓発 悪臭の発生源に対し、法令に基づく指導

(4) 土壌・地下水汚染対策

取り組み	町民	事業者	行政
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 事業所の汚染物質使用状況を把握 土壌汚染の原因となる物質の使用量低減 土壌汚染の原因となる物質の管理徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所などの土壌汚染防止の啓発 農地の汚染防止を推進 土壌汚染対策の啓発
地下水汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料の適正利用 井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底 農薬や化学肥料の適正利用 井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水調査の促進 工場、事業所に対する地下水汚染対策の啓発

(5) 有害化学物質対策

取り組み	町民	事業者	行政
有害化学物質の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 野焼きをしない 野焼きによるダイオキシン類の発生抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の管理徹底 有害化学物質使用量削減 PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告 野焼きをしない PCB やアスベストなどの適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質の適正処理の啓発 PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告 野焼き防止の啓発
化学物質の監視	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質に関する正しい知識を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類などの発生対策に努める 化学物質に関する正しい知識を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類の調査 調査結果の公表 化学物質に関する正しい情報の普及啓発 有害化学物質の適正管理の啓発

基本方針 5 資源が循環するまち

ごみ問題については、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、3Rを推進し、環境にやさしい資源が循環する循環型社会への転換が求められており、施設の整備をはじめ、収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努める必要があります。

3Rとは

環境に負荷を与え、処理費用のかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みで、Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の頭文字をとって「3R（スリーアール）」と呼ばれています。

それぞれの言葉の示す意味は、以下のとおりです。

- ・Reduce（リデュース） ⇒ ごみの発生抑制
- ・Reuse（リユース） ⇒ 繰り返しての使用
- ・Recycle（リサイクル） ⇒ 資源としての再利用

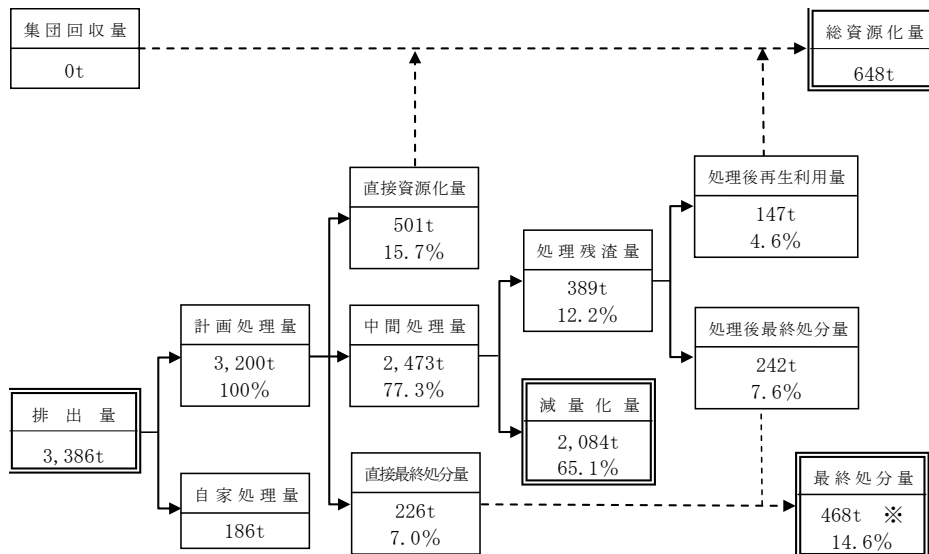
基本施策 5-1 資源循環の推進

1 現状と課題

地球温暖化問題や資源の枯渇などの環境問題は、より複雑化・深刻化してきており、これらの問題に対応する取り組みとして資源循環型のまちづくりは必要不可欠となっています。

私たちが安心して生活できる環境を維持向上させるためには、私たちの生活スタイルや事業活動をこれまでの大量生産・大量消費のスタイルから、資源が循環する循環型スタイルへの転換が求められており、町民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを減量する環境づくりを進めることが重要です。

一般廃棄物の処理状況フロー（H26）

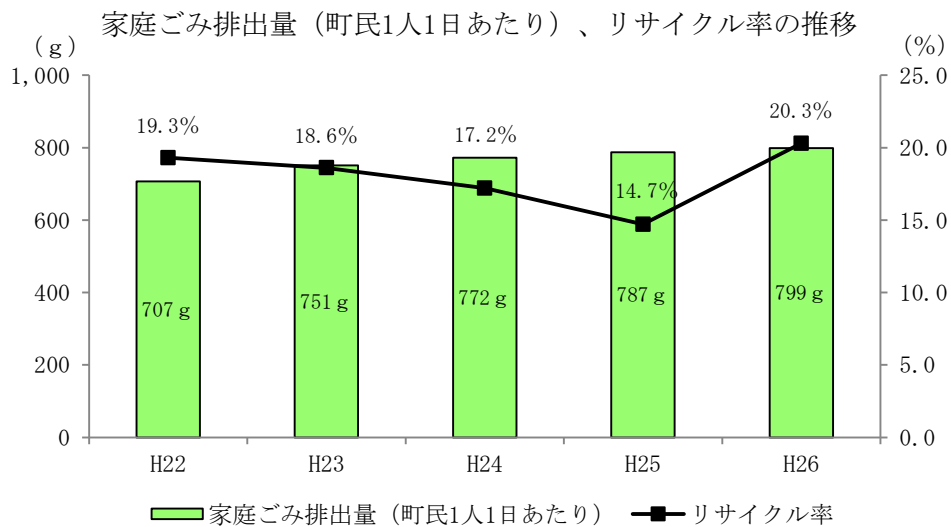
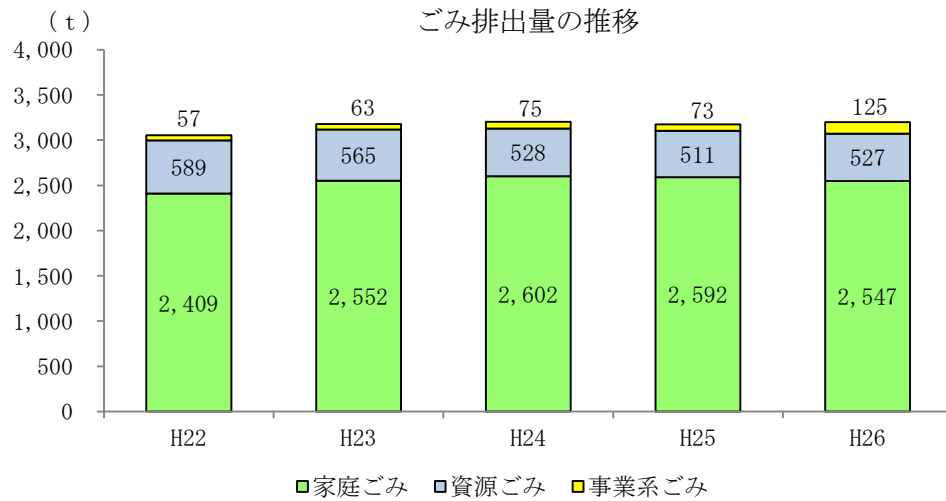


※ 町一般廃棄物最終処分場の埋め立て量は293 tです

資料：循環型社会形成推進地域計画

2 基本方向

廃棄物の排出量を抑制をするため、循環型社会の実現に向けた3Rを推進していきます。



アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】 (%)

項目	区分	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
リサイクル可能な資源の廃棄	町民	29	37	20	9	2	3
	事業所	49	37	10	2	2	0
廃棄物などの発生量の増加	町民	27	36	20	10	4	3
	事業所	47	31	12	6	4	0

【環境について感じていること】 (%)

項目	区分	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
ごみの分別や出し方のマナー	町 民	5	26	32	23	11	3
	中・高生	23	32	29	10	5	1

【現在取り組んでいること】 (%)

区分	項 目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	ごみの減量や分別を行っている	58	31	6	1	1	3
	詰め替え製品を購入している	37	38	17	3	1	4
	物は修理して長く使うようにしている	36	38	19	2	1	4
	地域のリサイクル活動（空缶等廃品回収など）に参加している	26	29	28	11	1	5
	再生品など環境にやさしい商品を優先的に購入している	13	41	33	8	1	4
	不要品をバザー、フリーマーケットなどのリサイクルに回している	5	22	37	28	5	3
中・高生	詰め替え製品（シャンプーなど）を買っている	82	16		2		0
	かんやビンなどのごみを捨てる時は、分別ルールを守っている	79	19		2		0
	文房具類は最後まで使い切る	58	37		5		0
	物は修理して、長く使うようにしている	43	49		7		1
	学校・地域の廃品回収などリサイクル活動に参加している	41	45		13		1
	不要品を文化祭などのバザーやフリーマーケットに出している	30	29		41		0
事業所	項 目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	廃棄物の適正処理や減量・リサイクル	45	23	20	2	10	0
	環境に影響の少ない原料や再生資源の利用	27	18	31	0	24	0
	自社製品の独自回収やリサイクル	14	4	19	6	57	0

【今後取り組むべきこと】 (%)

区分	項 目	割合
町 民	ごみの減量やリサイクルの推進	31
中・高生	ごみを減らすことに取り組む	18

【町が今後取り組むべき問題】 (%)

区分	項 目	割合
町 民	資源回収やリサイクルの積極的な推進	35

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ排出量／人口／日数	799g (H26)	799g (H32)
リサイクル率	ごみの資源化量／ごみの総排出量×100	20.3% (H26)	22.0% (H32)

目標数値は、循環型社会形成推進地域計画による。

4 具体的施策

(1) 3Rの普及啓発

① 普及啓発の推進

- ア 環境月間（6月）、3R推進月間（10月）などの機会に、3Rの必要性や町民、事業者、行政の役割などについて啓発を行います。
- イ ごみの分別、排出ルール徹底を図っていくための3Rを推進します。

② 的確な情報提供

- ・ 3Rに関する情報を提供します。

③ 環境学習の充実

- ア ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする環境学習の機会の提供に努めます。
- イ 3Rについて学べる環境学習の機会の提供に努めます。

(2) Reduce（リデュース）の推進

① 家庭系ごみ減量対策

ア ごみを減らす

- ・ 生ごみ処理機などを活用し、生ごみの減量に努めます。
- ・ 生ごみ処理容器等設置補助制度の活用を促進します。
- ・ レジ袋削減のためにマイバックの使用を促進します。

イ ごみ排出ルールの徹底

- ・ ごみの分別により、ごみ量を減らします。
- ・ ごみ分別の普及啓発をさらに推進します。

② 事業系ごみ減量対策

ア 事業系ごみの適正排出対策

- ・ 事業系ごみの分別排出の普及啓発を推進します。
- ・ 事業系ごみの実態を把握し減量・分別を推進します。
- ・ 多量排出事業者に対しては、ごみの減量、資源化のための指導を推進します。

イ 事業者との協働

- ・ 資源回収が容易な容器の使用、過剰包装の廃止、資源の回収などに対する協力を事業者に求めています。
- ・ スーパーマーケットなどの事業者と町民との理解や協力を得ながら、

レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。

(3) Reuse (リユース) の推進

① 再使用品の利用促進

- ア リユースするための仕組みづくり
 - ・ リユース製品の購入を推進します。
 - ・ リユースに関する情報提供を推進します。
 - ・ 購入時には長く使えるものを選ぶよう啓発します。
 - ・ 物は修理して長く使うよう啓発します。
- イ 事業活動における再使用の促進
 - ・ リユース可能な製品開発と販売を促進します。
 - ・ 製品回収システムの構築を推進します。

(4) Recycle (リサイクル) の推進

① 資源ごみの分別収集

- ア 資源ごみ回収
 - ・ 小中学校、PTA などが行っている資源ごみの集団回収活動を促進します。
 - ・ 使用済み天ぷら油、古着、牛乳パックなどの分別回収を推進します。
- イ 事業系ごみ対策
 - ・ ごみの分別により、事業系ごみの資源化を促進します。
 - ・ 事業者を対象とした資源ごみ回収システムの構築を推進します。
- ウ リサイクル関連法の着実な施行
 - ・ リサイクル関連法の周知徹底に努めます。
 - ・ 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入の普及に努めます。
 - ・ グリーン購入に積極的に取り組みます。

5 各主体の主な取り組み

(1) 資源循環の推進

取り組み	町民	事業者	行政
3Rの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの理解に努める ・資源回収に協力 ・エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの理解に努める ・従業員のごみの排出に関する知識を深める ・資源回収に取り組む ・エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの普及啓発 ・ごみ分別の徹底を図る ・資源回収の推進
Reduce（リデュース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを減らす ・生ごみを可燃ごみとして処理しない工夫 ・生ごみ処理機を設置 ・ごみとなるものは買わない ・マイバックを利用 ・ごみ分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達、調理保方法の工夫 ・生ごみ処理機を設置 ・簡易包装化に努める ・レジ袋を削減する ・分別しやすい商品の製造、販売の推進 ・ごみ出し、分別の意識向上 ・ごみ分別の徹底 ・廃棄物の発生抑制、減量化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機、コンポスターなどの導入推進 ・マイバック利用の普及啓発 ・適正なごみ出し、分別の普及啓発 ・ごみ処理の仕組み、経費、将来の見通しについて情報を公表
Reuse（リユース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみになりにくいものを選ぶ ・リユース商品を購入 ・不用品の再使用に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース可能な製品の製造、販売に努める ・不用品の再使用に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースの普及推進
Recycle（リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に取り組む ・生ごみ処理機の活用を努める ・詰め替え商品を利用 ・家庭から出るごみの種類、量を把握 ・ごみの分別を徹底 ・リサイクル法対象製品の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の活用を努める ・事業系ごみの分別に努める ・事業所から出るごみの種類、量を把握 ・製品のリサイクル方法を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等設置補助制度の活用を促進 ・グリーン購入を促進 ・事業系ごみの分別の徹底 ・リサイクル処理される過程を公開

基本施策 5-2 廃棄物の適正処理の推進

1 現状と課題

廃棄物の処理については、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理することにより、環境負荷を低減していく取り組みが必要です。

また、不法投棄については、後を絶たないのが現状です。今後も、町民や事業者と連携して不法投棄防止対策を推進することが重要です。

アンケート調査結果（抜粋）

【関心を持っている環境問題】（％）

項目	区分	関心がある	少し関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	無回答
不法投棄など廃棄物の不適正な処理	町 民	39	33	17	7	1	3
	事業所	53	33	10	2	2	0

【環境について感じていること】（％）

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町 民	廃棄物の不法投棄の状況	3	13	41	27	13	3
中・高生	ごみのポイ捨ての状況	12	20	33	22	13	0

【現在取り組んでいること】（％）

項目	区分	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
訪問地では自分の出したゴミは持ち帰っている	町 民	43	22	19	10	2	4
	中・高生	63	30		7		0

【町が今後取り組むべき問題】（％）

区分	項目	割合
町 民	廃棄物の不法投棄の監視強化	35

2 基本方向

ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めます。

また、景観保全や自然環境保全の観点からも不適正排出・不法投棄対策を推進していきます。

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
伊方町一般廃棄物最終処分場の埋め立て量	伊方町一般廃棄物最終処分場の1年間の埋め立て量	293t (H26)	減少
不法投棄ごみ撤去件数	1年間の不法投棄ごみの撤去件数	4回 (H26)	減少

4 具体的施策

（1）ごみ処理体制の整備

① 廃棄物処理施設の再整備

ア リサイクルセンターのストックヤード整備

- ・ リサイクルセンターにストックヤードを整備し、保管機能の強化を図り、更なるごみの資源化に努めます。

イ 資源化施設整備の検討

- ・ 循環型社会を見据えたうえで、将来のごみの量の予測や社会情勢の動向などを見通しながら、より適正な廃棄物処理施設の整備について検討

します。

② ごみの適正処理

ア ごみ分別・リサイクルに対する普及啓発

- ・ 循環型社会形成のため、適正なごみ分別の普及啓発に努めます。

イ 資源回収の推進

- ・ 資源ごみの分別収集を推進します。

ウ 適正処理の推進

- ・ 廃棄物の処理が法令を遵守し、適正に行われるよう努めます。
- ・ 野焼きによる不適切処理禁止の注意喚起に努めます。
- ・ 環境に負荷を与えないよう、適正・安全な処理に努めます。

(2) 不法投棄対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進

ア 不法投棄防止意識の普及啓発

- ・ 不法投棄をさせない環境づくりをするための普及啓発を推進します。
- ・ 無駄な消費を減らす生活スタイルの普及に努めます。

イ 不法投棄の監視強化

- ・ 不法投棄パトロールを強化します。

ウ まち美化の推進

- ・ 地域環境美化活動による美化意識の向上を図ります。
- ・ 地権者による土地の適切な管理（こまめな草刈りなど）を促進します。
- ・ ごみのポイ捨てや犬の糞の放置に対する啓発、指導を推進します。

② 適正処理の確保と不適正処理の防止

ア 適正処理の確保

- ・ 排出事業者に対する関係法令などの周知・徹底を図ります。

イ 対策の強化

- ・ 悪質、広域化する不法投棄に的確に対応するため、関係各所の協力を仰ぎ監視・指導を強化します。

ウ ごみの適正処理に向けた知識の習得・技術の向上

- ・ 廃棄物減量等推進員に対する適正なごみ分別排出の知識習得を推進します。
- ・ 収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守を徹底します。
- ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な事業推進に努めます。

5 各主体の主な取り組み

(1) ごみ処理体制の整備

取り組み	町民	事業者	行政
ごみ処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別排出の徹底 ・資源回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別排出の徹底 ・資源回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適切な運用 ・廃棄物適正処理の周知徹底 ・効率的なごみ収集体制の整備
適正な廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きによる不適正処理はしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難な資材の使用を自粛 ・野焼きによる不適正処理はしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の普及啓発 ・分別収集の推進

(2) 不法投棄対策の推進

取り組み	町民	事業者	行政
不法投棄防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な消費を削減 ・不法投棄をさせない取り組みへの協力 ・地権者の適切な土地管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄をさせない取り組みへの協力 ・不法投棄をしない事業体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止意識の普及啓発 ・不法投棄の監視強化
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の理解、厳守 ・廃棄物減量等推進員の活動協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の理解、厳守 ・収集業者の廃棄物処理に係る各種法制度の理解、遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の周知徹底 ・監視、指導の強化 ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

基本方針 6 参加と協働のまち

環境負荷を低減し、健全で恵み豊かな環境を将来へより良いかたちで引き継いでいくためには、町民・事業者・行政などの各主体が環境に対する正しい認識をもち、自主的、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、協働していくことが必要です。

伊方町の環境をより良い方向へ導くために、これからの伊方町を担う子どもたちをはじめ、世代を越えた環境学習への参加、さらには、地域内での町民間の連携や町民・事業者・行政の協働が推進されることで、すべての町民が自らの暮らしの中で環境について考え、環境保全活動が行われていくことが重要です。

基本施策 6-1 協働の仕組みづくり

1 現状と課題

環境の保全を推進し良好な環境を実現するためには、私たちの暮らしが良好な環境により支えられていることを理解し、環境の保全につながる行動を自ら率先し、持続可能な地域づくりに参加・協力することが重要です。

そのためには、学校、地域、事業者、NPO 法人などの団体といった様々な主体が環境保全を推進するネットワークで結ばれ、家庭、学校、職場、社会活動の場などあらゆる場面において、それぞれのレベルに応じた環境学習の場が設けられ、自ら率先して学んでいくことが望まれます。

※ 環境を学ぶという意味の言葉には環境教育という言葉もあります。環境学習と環境教育は一般的にその定義に大きな違いはありません。しかし、「教育」と「学習」という言葉の違いから、環境教育は教える側の視点に立った言葉であり、環境学習は学ぶ側の視点に立った言葉と解釈することもあります。本計画では、この解釈から町民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境を学ぶことの総称として環境学習という言葉を用います。



リサイクルセンター見学会の様子

【環境について感じていること】 (%)

区分	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
町 民	環境教育・環境学習の状況	3	13	59	18	2	5
	町民一人ひとりの環境に対する意識	2	15	59	15	5	4
	環境に関する情報収集のしやすさ	2	13	58	21	2	4
中・高生	地域の美化など環境を守る活動	33	34	26	6	1	0
	学校で環境についての勉強	29	40	26	3	2	0

【現在取り組んでいること】 (%)

区分	項目	いつもしている	時々している	あまりしていない	全くしていない	今後実行したい	無回答
町 民	地域の清掃・美化活動に参加している	37	39	16	3	1	4
	テレビ・新聞などで環境に関する情報を収集している	18	26	38	12	1	5
	家族で環境問題について話し合う	7	20	46	18	3	6
中・高生	学校・地域の清掃・美化活動に参加している	49	44		7		0
	テレビ・新聞などで環境に関する情報を収集している	23	51		26		0
	家族や友人と環境問題について話し合う	9	37		54		0
事業所	項目	既に実行している	今後実行したい	支障がなければ実行したい	実行するつもりはない	当事業所には該当しない	無回答
	事業所周辺の清掃美化活動	61	10	27	0	2	0
	周辺地域の環境保全活動への参加	43	18	31	6	2	0
	環境問題についての定期的な社員教育	8	21	49	14	8	0
	環境に関する見学会や講座の開催	8	14	45	17	16	0
	環境活動団体への寄付などの経済的支援	8	12	49	21	10	0

【今後取り組むべきこと】 (%)

区分	項目	割合
町 民	地域の環境美化活動への参加	15
	環境に関するイベントや学習会の開催	7
	環境に関する情報の提供	5
中・高生	ごみ拾いなどまちの美化に取り組む	26
	環境に対して取り組んでいる人たちを支援する	7
	環境についての勉強会や行事を行う	5

【町が今後取り組むべき問題】 (%)

区分	項目	割合
町 民	町民団体等の環境活動に対する助成・支援	19
	学校における環境教育の推進	19
	環境学習会や啓発イベントの開催	11
	インターネットやパンフレット等による環境情報の提供	4

2 基本方向

環境を保全し持続可能な社会をつくるため、様々な機会を通じ、多様な環境情報の提供や環境学習を推進していきます。

3 目標

指標	算定式	基準値	方向
環境問題について考える町民の割合	町民アンケート（家族で環境問題について話し合う、いつも・時々割合）	27% (H27)	増加
地域の美化活動に参加している町民の割合	町民アンケート（地域の清掃・美化活動に参加している、いつも・時々割合）	78% (H27)	増加

4 具体的施策

（１）持続可能な社会の主役づくり

① 総合的な環境学習の促進

ア 保育所・学校での環境学習

- ・ 自然体験活動などの体験型プログラムへの参加を促進します。
- ・ 環境講座などの受講を促進します。
- ・ 子どもたちが自然と関わりあえる活動への参加を促進します。

イ 家庭や地域における環境学習

- ・ 地域の環境保全・美化活動への参加・協力を促進します。
- ・ 環境講座などの受講を促進します。
- ・ 環境家計簿の活用を促進します。
- ・ 環境に関するイベントへの参加を促進します。

ウ 職場における環境学習

- ・ 従業員への環境学習を促進します。
- ・ 自らの事業活動が地域に与えている環境負荷について認識を深めます。
- ・ ボランティアなどをとおして環境保全活動への参加を促進します。

（２）活動支援機能の充実

① 環境保全活動の促進

ア 町民・事業者・団体の環境保全活動への支援

- ・ 地域の環境保全活動、環境美化活動を促進します。
- ・ えひめ愛ロード運動、愛リバー・サポーター制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・ 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・ 環境の保全に関する知識を持った人材の育成と活用を推進します。

イ 事業者の環境保全活動の促進

- ・ 事業者の社会的責任（CSR）の一環としての環境保全のための行動を促

進めます。

- ・ えひめ愛ロード運動、愛リバー・サポーター制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・ 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・ 先進的な環境改善活動に関する情報収集及び提供を促進します。
- ・ 環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・ 事業活動により環境に与えている影響の情報公開を促進します。
- ・ 事業者が率先して取り組んでいる環境活動事例を公表します。
- ・ 事業者の積極的な環境保全活動を促進します。
- ・ 事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。

5 各主体の主な取り組み

(1) 持続可能な社会の主役づくり

取り組み	町民	事業者	行政
環境学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、学校での自然体験活動などに積極的に参加 ・ 学校での環境学習に参加、協力 ・ 家庭で環境問題について話し合う ・ 身の回りの環境問題に関心を持ち理解を深める ・ 環境家計簿をつける ・ 環境イベントへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習の機会をつくる ・ 野外活動、野外学習の機会をつくる ・ 事業活動において影響を与える環境負荷について理解する ・ 事業所で環境問題について話し合う ・ イベント、プログラムの企画・運営・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、学校での環境学習を促進 ・ 親子で参加できる環境活動の実施 ・ 環境学習に関するイベントなどの実施

(2) 活動支援機能の充実

取り組み	町民	事業者	行政
環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境保全活動、環境美化活動に参加 ・ グリーン購入を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境保全活動、環境美化活動に協力 ・ グリーン購入を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境保全活動、環境美化活動を推進 ・ 事業者、団体が行う活動を促進 ・ グリーン購入を促進 ・ 活動団体への支援 ・ 活動団体間の交流、連携の促進
事業者の環境保全活動	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSRの一環としての活動を促進 ・ 愛ロード運動などを促進 ・ 環境改善活動に関する情報収集、情報提供 ・ 環境マネジメントシステムの認証取得 ・ 事業活動により環境に与えている影響の公表 ・ 事業所の取り組みを公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動の支援 ・ 環境マネジメントシステム導入支援 ・ 先進的な環境改善活動に関する情報提供

第4章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトのねらい

伊方町が目指す姿である「豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまち」を実現していくために、重点的に進めていく良好な環境の保全への取り組みを整理します。

環境問題は、複雑化・多様化しており、地球温暖化などの地球環境問題、生活型の公害問題、廃棄物の問題など様々な問題への対応が求められています。

第3章の「環境基本計画の基本方針と施策」で整理した施策の中から、重点的に推進する施策を明らかにし、伊方町の環境の現状と課題を踏まえて、伊方町らしさを発揮する取り組みを重点プロジェクトに位置付けます。

2 重点プロジェクトの抽出

(1) 脱温暖化をめざす・・・総合性

温室効果ガス排出抑制の推進（参照基本施策 1-1）
① 伊方町行政の温室効果ガス排出削減に取り組むために「伊方町地球温暖化対策実行計画」を推進します。
再生可能エネルギーの活用（参照基本施策 1-1）
① 再生可能エネルギーの情報提供に努め、利用促進を図ります。
② 公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
環境にやさしい交通（参照基本施策 1-2）
① エコ自動車の普及を促進します。
② エコドライブの実践を推進します。
③ 徒歩、自転車利用を推進します。
循環型社会の構築（参照基本施策 5-1）
① 3Rを推進します。
② 一般家庭におけるごみ減量意識の普及啓発に努めます。
③ ごみ分別、リサイクルに対する意識啓発に努めます。
④ マイバック運動を推進します。

(2) 自然と共生する・・・地域性（伊方町らしさ）

水環境の保全（参照基本施策 2-3、3-1、4-1）
① 海浜、河川の環境美化活動を推進します。
② 下水道への接続率の増加、合併処理浄化槽の普及により、生活排水による水質汚濁防止対策を推進します。
③ 水質の実態を的確に把握する体制を整え継続的な調査を実施し、水質汚濁防止対策に努めます。

緑環境の保全（参照基本施策 2-1、3-1）

- ① 身近な生活空間にある豊かな緑の保全を進めます。
- ② 公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
- ③ 人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や山腹などの自然植生の保全に取り組みます。
- ④ 緑を守る地域の美化活動を推進します。
- ⑤ 沿道の民有地の緑化、屋上緑化、街路樹の植栽など住宅地における緑化を推進します。

水と緑のやすらぎの空間（参照基本施策 3-1）

- ① 公園や緑地などの町内における水と緑に触れるやすらぎの空間整備を推進します。
- ② 亀ヶ池温泉周辺エリア、道の駅エリア、瀬戸アグリトピア・レッドウイングパークなどの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。

(3) 参加と協働・・・主体性

環境学習の推進（参照基本施策 6-1）

- ① 環境講座などの実施を通じて、児童・生徒・町民などを対象とする環境学習を推進します。
- ② 町民が気軽に参加できる環境イベントなどの開催を推進します。
- ③ 環境に関する情報収集・情報提供・情報交換の充実を図ります。

環境ネットワークの充実（参照基本施策 6-1）

- ① 町民、事業者、団体などの環境ネットワークの整備を推進します。
- ② 地域における環境美化活動を推進します。

事業者の環境保全活動の促進（参照基本施策 6-1）

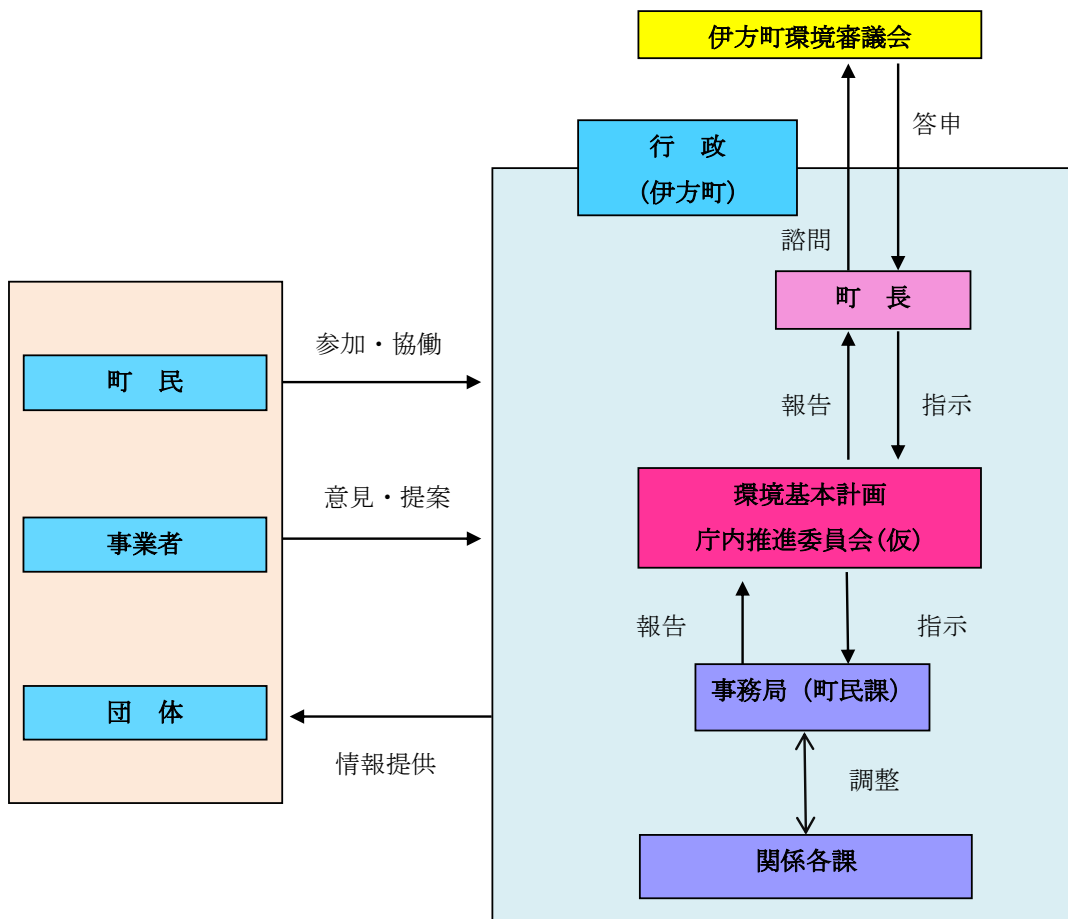
- ① 社会的責任（CSR）の一環としての環境保全のための行動を促進します。
- ② 環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ③ 事業者が率先して取り組んでいる先進的な環境活動事例を公表します。
- ④ 事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。
- ⑤ 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

行政組織内部においては、環境基本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係各課が連携・協力し取り組むとともに施策の推進状況を把握するなど、調整・協議することが重要となります。そのため、庁内関係各課で構成する「伊方町環境基本計画庁内推進委員会（仮）」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、町・町民・事業者・団体などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立をめざします。



2 審議会等の役割

(1) 伊方町環境審議会

伊方町環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、学識経験者などにより構成され「環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため」設置されるものです。

そこで本審議会は、施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提案を町に対して行います。

ただし、本審議会は、環境行政に関する全般的な事項について審議するため、環境基本計画に絞り込んで各分野別の詳細な検討をするのは困難です。従って、その意見や提言については、総合的な視点から見たものになります。

(2) 伊方町環境基本計画庁内推進委員会(仮)

環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に行うための庁内組織です。

各課で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価及び見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

(3) 環境基本計画庁内推進委員会事務局(環境行政主管課)

環境基本計画の進捗状況や、目標の達成状況の把握、環境報告書の作成のほか、環境審議会に対する必要事項の報告や関係者からの意見の収集など、環境基本計画の推進管理に係る事務局を務めます。

3 計画の進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、町、町民、事業者、町民団体などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

基本的な流れは、PDCAサイクル「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し・改善(Action)」にしたがって継続的な改善と推進を図ります。

① 計画と実施(Plan・Do)

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、町民、事業者の参加や、町民、事業者との協働を図りながら、関係各課が、「豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまち」の実現に努めます。

② 点検・評価(Check)

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係各課を通じて事務局にて実績などを集約したうえで、伊方町環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。さらに、町民、事業者などにも積極的な情報提供を行うことで、意見の聴取を図ります。

③ 見直し(Action)

「②点検・評価」の結果を踏まえて、関係各課で個別施策事業の見直しを行います。なお、環境基本計画については、目標年度をおおむね20年後(平成47年)として

おり、これを目途におおよそ5年毎に見直しを予定します。

④ 点検・評価結果の公表

「②点検・評価」や「③見直し」結果及び協議の経緯をホームページなどで公表します。公表とあわせて、町民・事業者などから広く意見を聴取します。

4 計画の円滑な推進に向けて

(1) 関係機関との連携

大気汚染、水質汚濁、廃棄物あるいは地球温暖化など、環境問題は町域・国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むことが効果を発揮する事業もあります。

こうした施策事業については、国、県、関係市町との十分な連携を図りながら計画を推進します。

なお、施策事業の実施ならびに点検・評価などを進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする可能性がある場合には、積極的に国・県などへ要望していきます。

(2) 調査研究の推進

環境に関わる問題は、広域的であると同時に、多分野に関わる課題を抱えています。こうした複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくためには、様々な分野における調査を推進していく必要があります。

そこで、国、県、各種研究機関、民間企業などとの連携を図りながら、環境の保全に関する調査研究に努めます。

付属資料

用語解説	74
環境基本計画の策定に係るアンケート調査結果	80
伊方町環境審議会委員名簿	109
伊方町環境基本条例	110

用語解説

【A～Z】

CSR（企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称）

企業が営利の追求を唯一の目的とするのではなく、法令遵守、人権擁護、環境保護など様々な面で社会的に責任ある行動をすべきであるという経営理念です。

ESCO（えすこ）事業（エナジー・サービス・カンパニー（Energy Service Company）の略称）

ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）を ESCO 事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果により削減した光熱水費などの中から、ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業です。

NPO 法人（特定非営利活動法人（Non-Profit Organization）の略称）

NPO とは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。そして、それらの団体の活動をより活発化させる事を目的に、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいた認定によって法人格を取得した NPO 団体が NPO 法人となります。

NOx（のつくす）（窒素酸化物（nitrogen oxide）は窒素の酸化物の総称）

窒素酸化物のことです。空気中で石油や石炭などの物の燃焼、合成、分解などの処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生します。製鉄所、発電所、工場などの固定発生源だけでなく、自動車、船舶、航空機などの移動発生源からも排出されています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略称）

PCB は、燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種です。主に電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱及び冷却用の熱媒体並びに感圧複写紙などに利用されていましたが、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されています。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。業務の計画（plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てます。

PRTR 制度

有害性が疑われる科学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか、排気物などとして移動しているかを把握し、集計・公表する仕組みです。事業者の化学物質管理を促進し、環境中の化学物質のリスクを低減することを目的としています。

【あ～お】

愛リバー・サポーター制度

住民団体、河川愛護団体、NPO、企業などの自発的な河川ボランティアを募集し、これ

らの団体に河川の愛護サポーターとなっていただくもので、行政と地域住民の合意・協働により美しい河川環境を創り出していこうとする取り組みです。

アスベスト

石綿のことです。安価なうえ耐熱性や耐摩擦性に優れていたことから、断熱材、防火材や電気絶縁材など建材中心に広く利用されてきました。体内に吸入すると肺がん、石綿肺など疾病を引き起こすという健康被害が指摘され、現在は使用されなくなりました。

うちエコ診断

家庭部門からの温室効果ガス排出量削減対策・施策を進めるため、診断を希望する家庭などに対し実施している環境省事業のことです。省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省エネ提案を行います。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式（たい肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する導入計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた農業者です。

えひめ愛ロード運動

道路は地域住民の共有財産であるとの認識のもと、住民、団体、企業、地域コミュニティによる道路の美化活動や、外灯の整備などを行う運動です。

温室効果ガス

地球の大気に含まれている二酸化炭素、メタン、オゾン、などの気体の総称です。赤外線を吸収し、再放射する性質を有しています。太陽に暖められた赤外線の多くが、熱として大気に吸収され地球に再放出されます。その再放出された熱が、地球の表面付近の大気を暖め、地球温暖化の原因となります。

【か〜こ】

カーシェアリング

複数の会員間で特定の自動車を共同使用する仕組みのことです。自動車の保有台数が減れば必然的に交通量が減るので、環境改善への大きな効果を見込むことができます。

外来生物

人間の活動によって海外から持ち込まれた生物種のことです。在来の生態系を脅かし、農業などに影響を与えたりする恐れがあります。海外との交流が活発化した現在は、深刻な影響を及ぼすケースが発生しています。

環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するために行われる教育活動のことです。同じ意味を持つ環境教育と厳密な定義の差はありませんが、学ぶ側の視点に立ったものを環境学習、教える側の視点に立ったものを環境教育とすることもあります。

環境家計簿

電気・ガス・水道などの家庭で消費されるエネルギーや、排出されるごみの量を記録することで、どれだけ CO₂ を排出しているかを計算することができます。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができます。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとされる、大気、水、土壌、騒音などの分野において、環境上どの程度に保つかを定めた基準です。

環境基準（河川 A 類型）

河川の環境基準は、水の利用目的によって AA・A・B・C・D・E の 6 段階の類型に分けられており、簡単な処理で水道水として使えるものから、見ていて不快を感じない限度まで細かく基準が設定されています。本計画では、より良い河川環境を目指して環境基準を A 類型に設定しています。A 類型の基準としては、沈殿ろ過などによる通常の浄水操作で水道水として使える水質となります。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくりを行い、化学肥料・化学農薬を通常の栽培より減らして環境への負担を軽減することにより、安心・安全な農産物を生産する持続的な農業のことです。

環境ホルモン

体内の正常な働きをするホルモンの働きを壊すことで、様々な異常を引き起こす物質の総称です。その原因となっているのは、ダイオキシンなど約 70 種もの化学物質があげられています。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。（例：ISO14001、エコアクション 21 など）

環境マイスター

環境保全に関する適切な知識・情報をもち、環境保全に貢献できると国や地方自治体などに認定された人のことです。

環境リスク

人の活動によって生じた環境汚染や環境負荷が原因となって、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があることをいいます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、省エネルギー型やリサイクル可能なものなど、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する

ことです。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において豊かな自然、歴史、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。自然体験活動を通じてその地域の人々・文化に触れ、交流やゆとりある時間を楽しむことができます。

経営耕地

農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）のこと。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分されます。

景観形成重点地区

良好な景観を創造していくために、景観づくりのモデルとなる地区を『景観形成重点地区』として指定することで、地域の個性や特色を活かしながら、地域住民や事業者、行政などが協力しつつ優れた景観形成に取り組むことができます。

耕作放棄地

1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作する予定がない田畑、果樹園のことです。

【さ～そ】

再生可能エネルギー

石油・石炭などの限りがあるエネルギー資源に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの、一度利用しても短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのことを言います。

サマータイム

夏は日の出が早く日の入りが遅くなるため、時刻を標準時より1時間早める制度のことです。時刻を早めることによって、明るい時間を有効に利用し、省エネルギーにつながります。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わるもので、製品などが廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会のことです。

親水性護岸

高潮、津波、波浪から防護するための護岸に、その機能をもちつつ、人びとが水に親しみ楽しめるように配慮された護岸です。

水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことです。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

生態系ネットワーク

開発などによって分断され孤立した自然を、緑地や水辺で野生生物の道を作りつないだ空間のことです。

生物多様性

地球上には、様々な生きものが互いにつながりあい、そしてバランスをとりながら生きています。この、生きものとそのつながりの豊かさのことを生物多様性といいます。

【た〜と】

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事のことです。

長期優良住宅

長期にわたり使用することで、解体や除去に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することができる住宅のことです。

【は〜ほ】

パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのことで。

バイオディーゼル燃料（BDF）

植物由来の油や使用済みのてんぷら油などから作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称です。植物を原料とする BDF を燃焼して出る CO₂ は、植物が生成過程において吸収した CO₂ 量と同じで、大気中の CO₂ を増やすことにはならず、温暖化にはつながりません。

バイオマス

再生可能エネルギーの一つである、生物由来のエネルギーや資源（化石燃料は除く）のことを言います。

廃棄物減量等推進員

廃棄物の発生の抑制・減量を推進することのほか、地域環境の美化活動などを自ら実践するとともに、施策への協力及び提言その他の活動を行い、「まちの美化」向上を図る人たちのことです。

【ま〜も】

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温上昇を抑えることで、エアコンの使用を控え、節電や二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みのことです。

緑の少年団

次世代を担う子どもたちが、森や緑に関する学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛するこころ豊かな人間に育っていくことを目的とした子どもたち主体の団体です。

モーダルシフト

貨物や人の輸送手段の転換を図ること。輸送によって排出される温室効果ガス量において、より環境負荷の小さい手段に切り替える対策です。

【ら〜ろ】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の情報をとりまとめた本です。これらの動植物を人為的に絶滅させないよう、種の保存への理解を広く求めることを目的に作成されました。自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、環境保全への配慮を促進するなど、動植物の生息・生育環境や自然生態系の保全・再生を総合的・計画的に進めていくための基礎資料として広く活用されることが期待されています。

環境基本計画の策定に係るアンケート調査結果

1 町民アンケート調査

【調査概要】

調査対象	伊方町在住の高校生以上の町民
標本数	1,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	・無記名、自己記入式 ・郵送による配布、回収
調査期間	平成27年7月8日～平成27年7月31日

【回収結果】

配布数	回収数	回収率
1,000人	431人	43.1%

【調査結果】

【問1】 性別

性別	人数	%
男性	195	45.2
女性	233	54.1
無回答	3	0.7
合計	431	100.0

【問2】 年代別

年代	人数	%
10歳代	3	0.7
20歳代	21	4.9
30歳代	29	6.7
40歳代	51	11.8
50歳代	69	16.0
60歳代	101	23.4
70歳代以上	157	36.5
合計	431	100.0

【問3】 職業別

職種	人数	%
農林漁業	99	23.0
自営業	35	8.1
会社員・団体職員・公務員	83	19.3
パート・アルバイト	32	7.4
家事従事者	40	9.3

職種	人数	%
学生	3	0.7
無職	124	28.8
その他	14	3.2
無回答	1	0.2
合計	431	100.0

【問4】 居住年数別

職種	人数	%
1年未満	5	1.2
1年以上3年未満	6	1.4
3年以上5年未満	11	2.6
5年以上10年未満	22	5.1
10年以上20年未満	75	17.4
20年以上	312	72.3
合計	431	100.0

【問5】 居住地域別

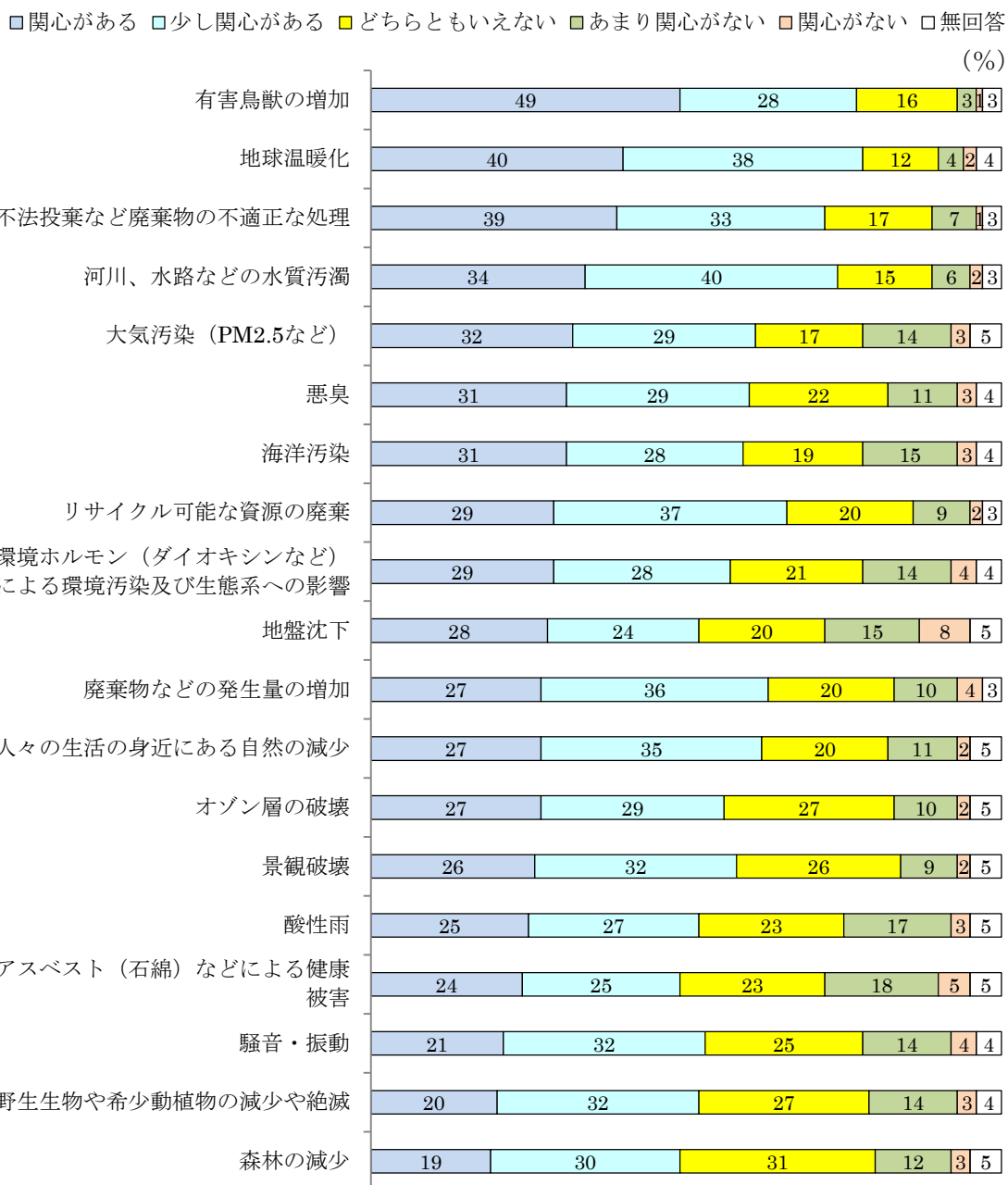
地域	人数	%
伊方地域	227	52.7
瀬戸地域	84	19.5
三崎地域	119	27.6
無回答	1	0.2
合計	431	100.0

【問6】 世帯構成人数別

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	合計
60	163	89	49	31	38	1	431
14.0%	37.8%	20.6%	11.4%	7.2%	8.8%	0.2%	100.0%

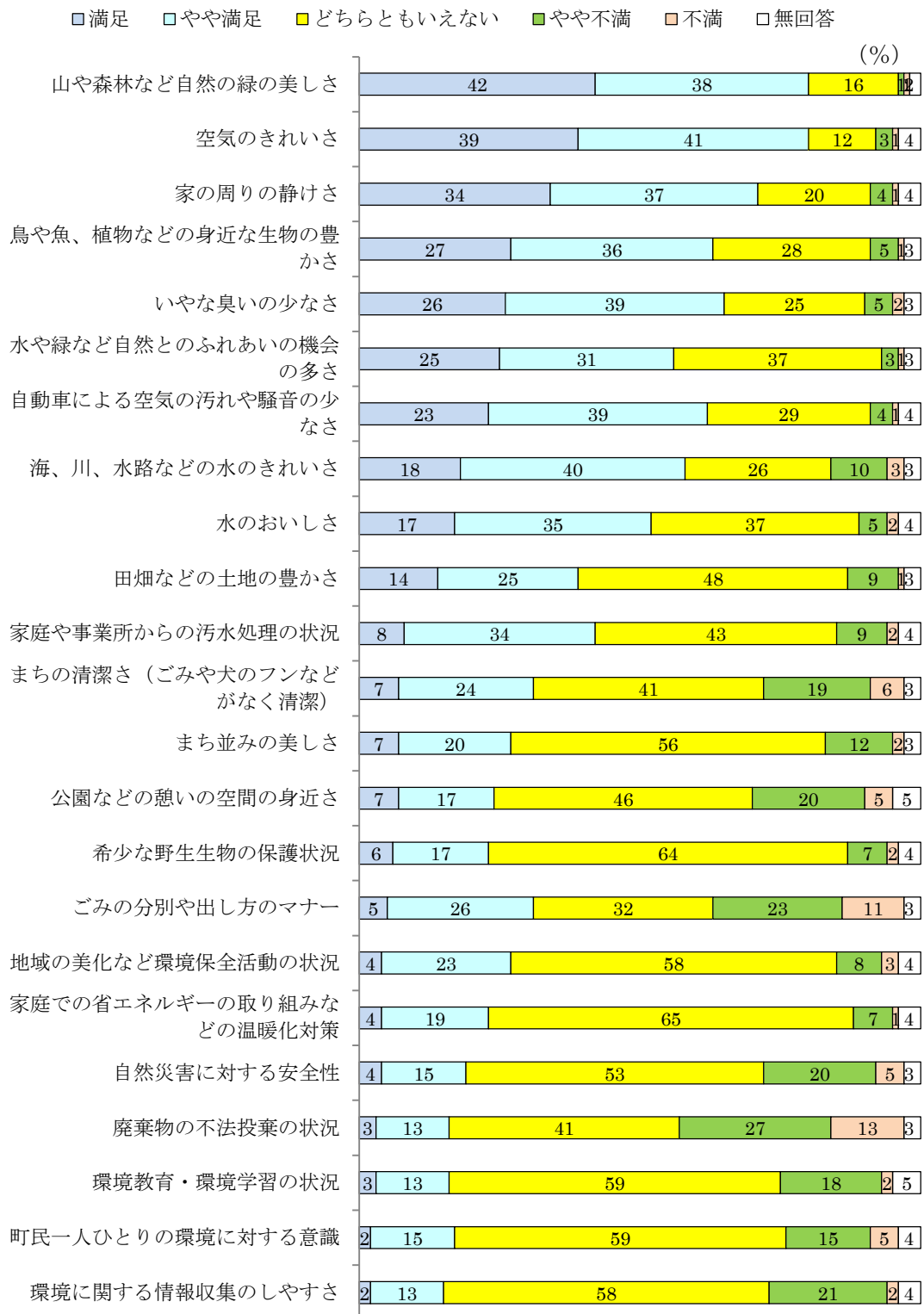
【問7】 環境問題の関心度についておたずねします。

関心のある環境問題の上位は、「有害鳥獣の増加」、「地球温暖化」、「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」などで、比較的に関心の少ない環境問題は「森林の減少」や「野生生物や希少動植物の減少や絶滅」などです。「有害鳥獣の増加」、「地球温暖化」はこの地区でも高い数値になっており、町民にとってより身近に感じられるものが特に関心のある問題となっています。



【問 8】 あなたのお住いの地域の環境についておたずねします。

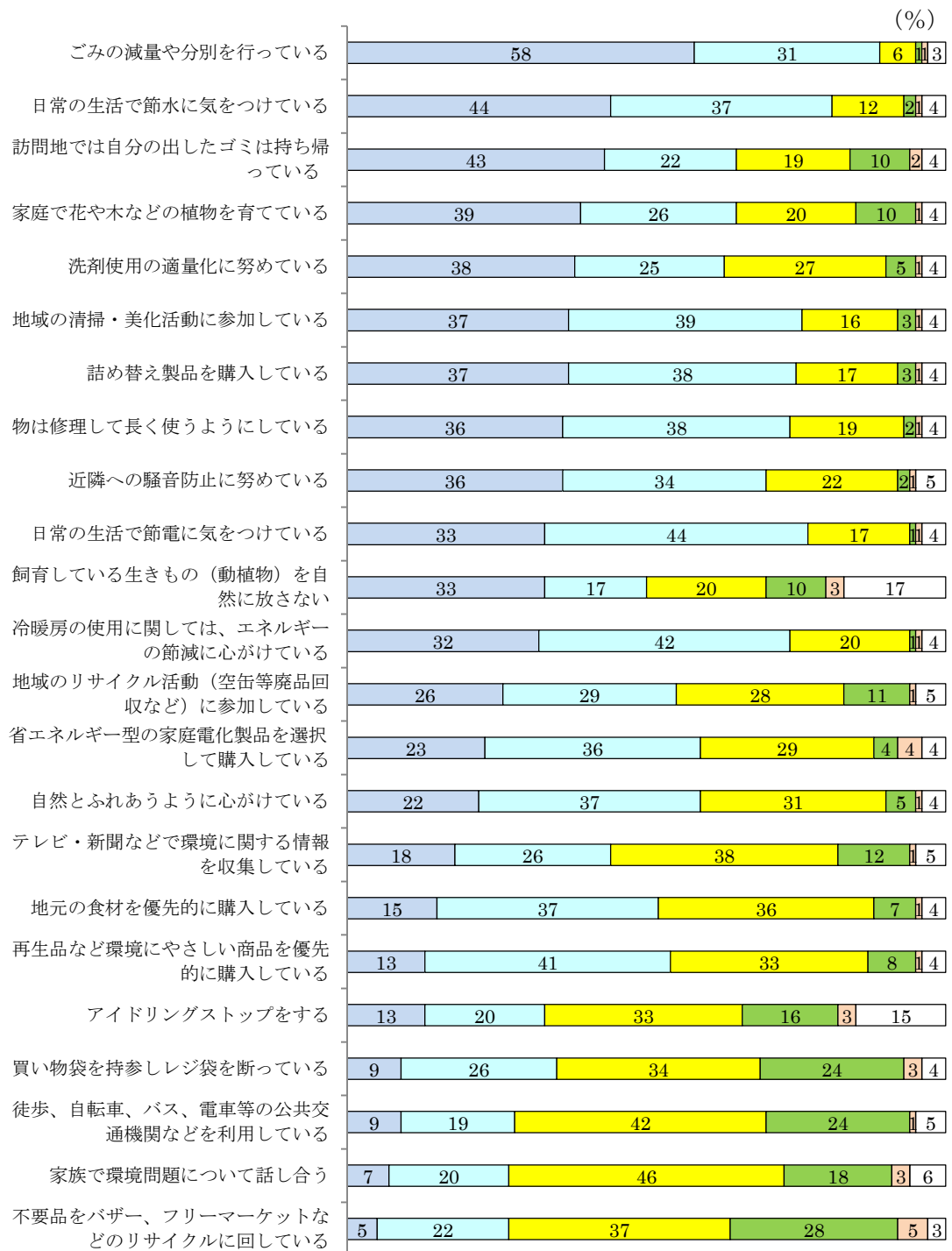
「満足」、「やや満足」の割合が高い項目は、「山や森林など自然の緑の美しさ」、「空気のきれいさ」、「家の周りの静けさ」などで、逆に「不満」、「やや不満」の割合が高い項目は、「環境に関する情報収集のしやすさ」、「町民一人ひとりの環境に対する意識」、「環境教育・環境学習の状況」などです。



【問9】 個人や家庭でどのようなことに取り組んでいますか。

「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高い項目は、「ごみの減量や分別を行っている」、「日常生活で節水に気をつけている」、「訪問地では自分の出したゴミは持ち帰っている」などです。その他の項目に関しても「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高くなっています。一方で「あまりしていない」、「全くしていない」の割合の高かったものは、「不要品をバザー、フリーマーケットなどのリサイクルに回している」、「家族で環境問題について話し合う」などです。

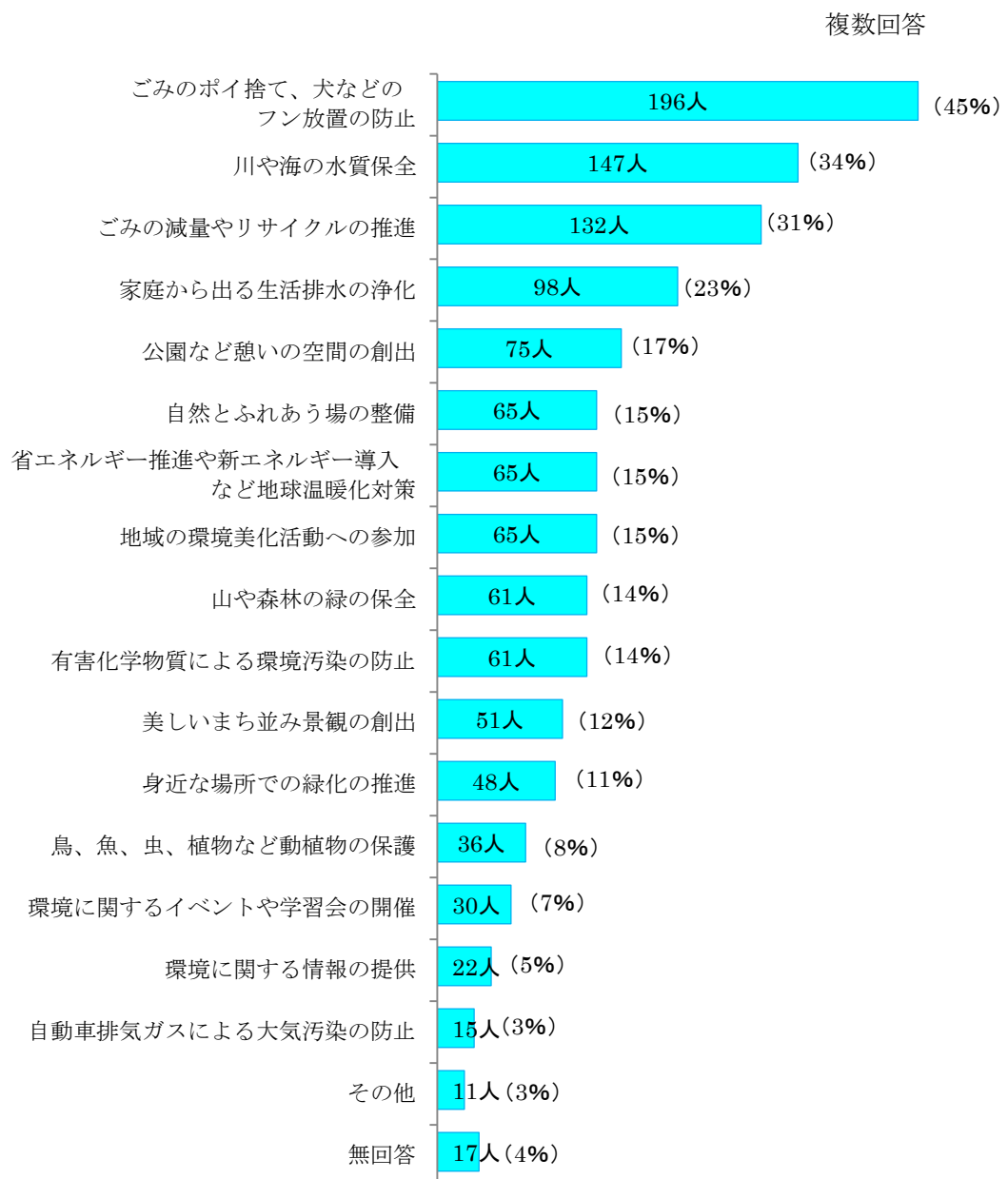
□いつもしている □たまにしている ■あまりしていない ■全くしていない □今後実行したい □無回答



【問 10】 伊方町の環境を良くするために、今後どのようなことに取り組んだら良いと思いますか。

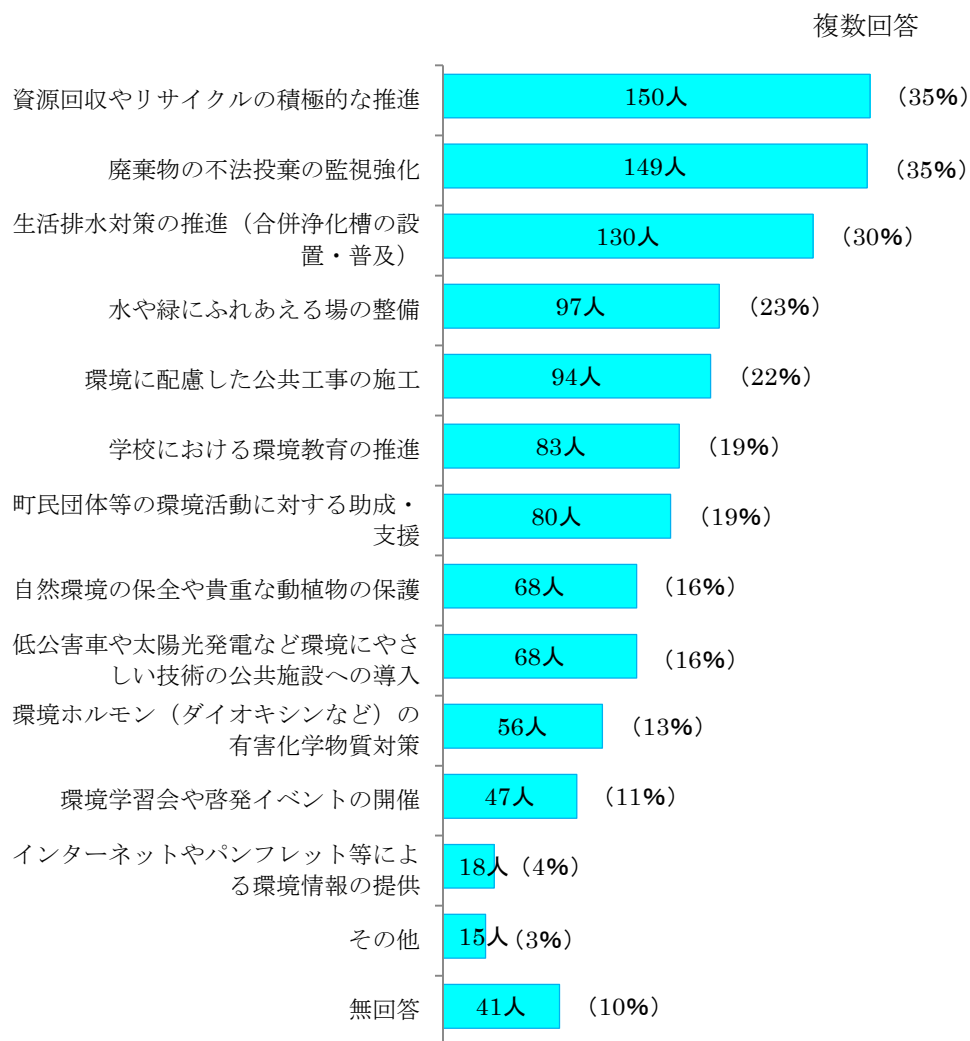
回答の中で割合の高い項目は、「ごみのポイ捨て、犬などのフン放置の防止」、「川や海の水質保全」、「ごみの減量やリサイクルの推進」などで、あまり回答のなかったものは「自動車排気ガスによる大気汚染の防止」、「環境に関する情報の提供」、「環境に関するイベントや学習会の開催」となっています。

「その他」で挙げられたものとしては「空き家対策」、「緊急時に備えて生活道の維持管理」などです。



【問 11】 役場ではこれからどのような問題に積極的に取り組むべきだと考えますか。
 役場が取り組むべき問題について多くの解答があったのは、「資源回収やリサイクルの積極的な推進」、「廃棄物の不法投棄の監視強化」、「生活排水対策の推進（合併浄化槽の設置・普及）」などです。

「その他」の中であった回答としては、「原発問題」、「廃校になった学校等施設の環境整備」、「鳥獣（イノシシ・ヒヨ鳥）対策」、「インターネット環境（W i - F i など）の整備」、「空き家対策」などとなっています。



2 中学生・高校生アンケート調査

【調査概要】

区分	中学生アンケート	高校生アンケート
調査対象	伊方町内の中学生	三崎高校生
標本数	226 人	102 人
抽出方法	全生徒	全生徒
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・無記名、自己記入式 ・学校を通じて配布、回収 	
調査期間	平成 27 年 7 月 8 日～平成 27 年 7 月 31 日	

【回収結果】

区分	配布数	回収数	回収率
中学生アンケート	226 人	225 人	99.6%
高校生アンケート	102 人	100 人	98.0%

【調査結果】

【問 1】 性別

中学生アンケート		
性別	人数	%
男性	115	51.1
女性	110	48.9
合計	225	100.0

高校生アンケート		
性別	人数	%
男性	57	57.0
女性	43	43.0
合計	100	100.0

【問 2】 居住地域別

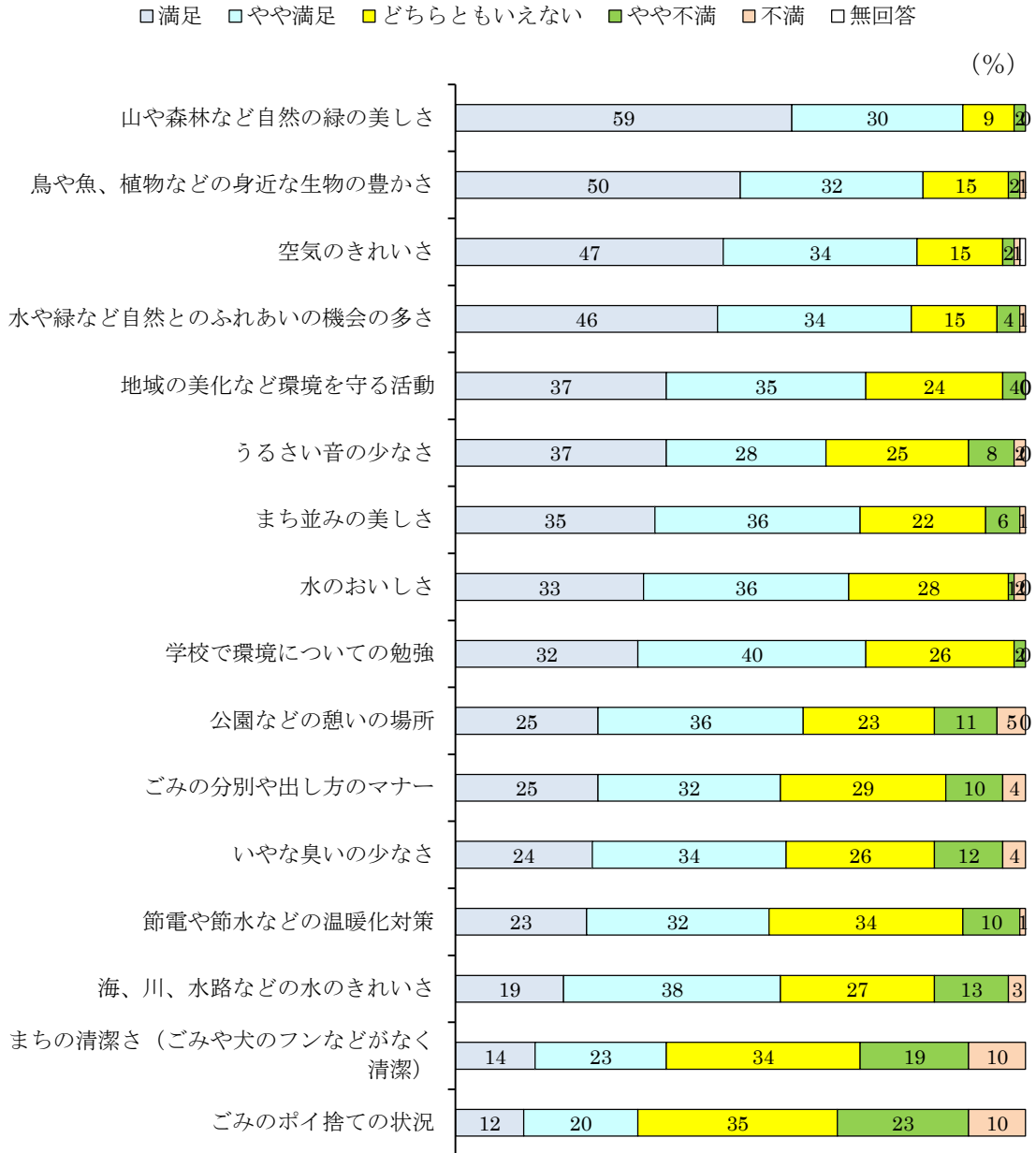
中学生アンケート		
地域	人数	%
伊方地域	124	55.1
瀬戸地域	35	15.6
三崎地域	66	29.3
合計	225	100.0

高校生アンケート		
地域	人数	%
伊方地域	5	5.0
瀬戸地域	18	18.0
三崎地域	59	59.0
その他	17	17.0
無回答	1	1.0
合計	100	100.0

【問3】 あなたのお住いの地域の環境についておたずねします。

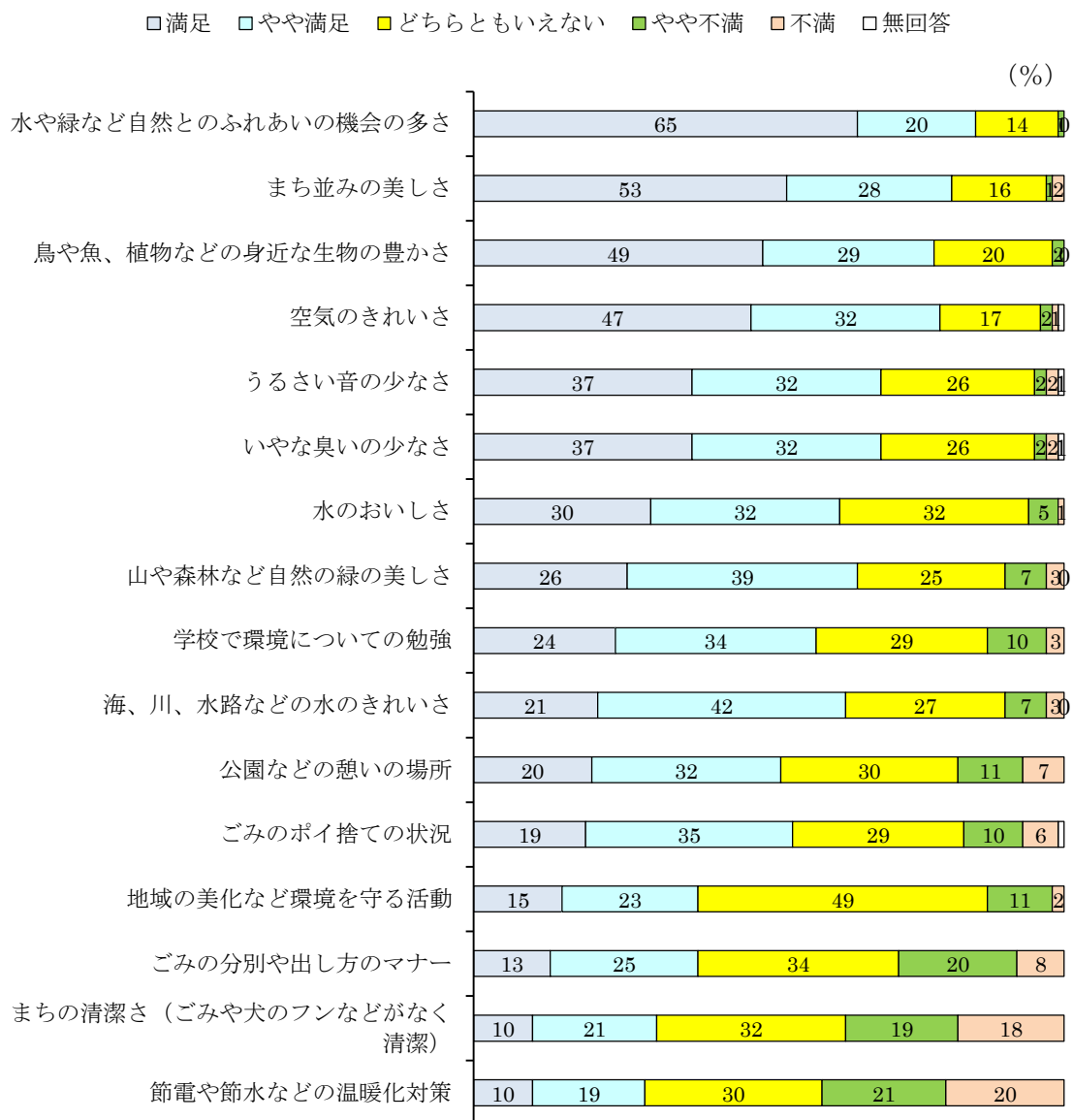
中学生は、「満足」、「やや満足」の割合が高い項目は、「山や森林など自然の緑の美しさ」、「鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ」、「空気のきれいさ」などで、逆に「不満」、「やや不満」の割合が高い項目は、「ごみのポイ捨ての状況」、「まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどがなく清潔）」、「海、川、水路などの水のきれいさ」などです。

【中学生】



また高校生は、「満足」、「やや満足」の割合が高い項目は、「水や緑など自然とのふれあいの機会の多さ」、「まち並みの美しさ」、「鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ」などで、逆に「不満」、「やや不満」の割合が高い項目は、「節電や節水などの温暖化対策」、「まちの清潔さ（ごみや犬のフンなどがなく清潔）」、「ごみの分別や出し方のマナー」などです。

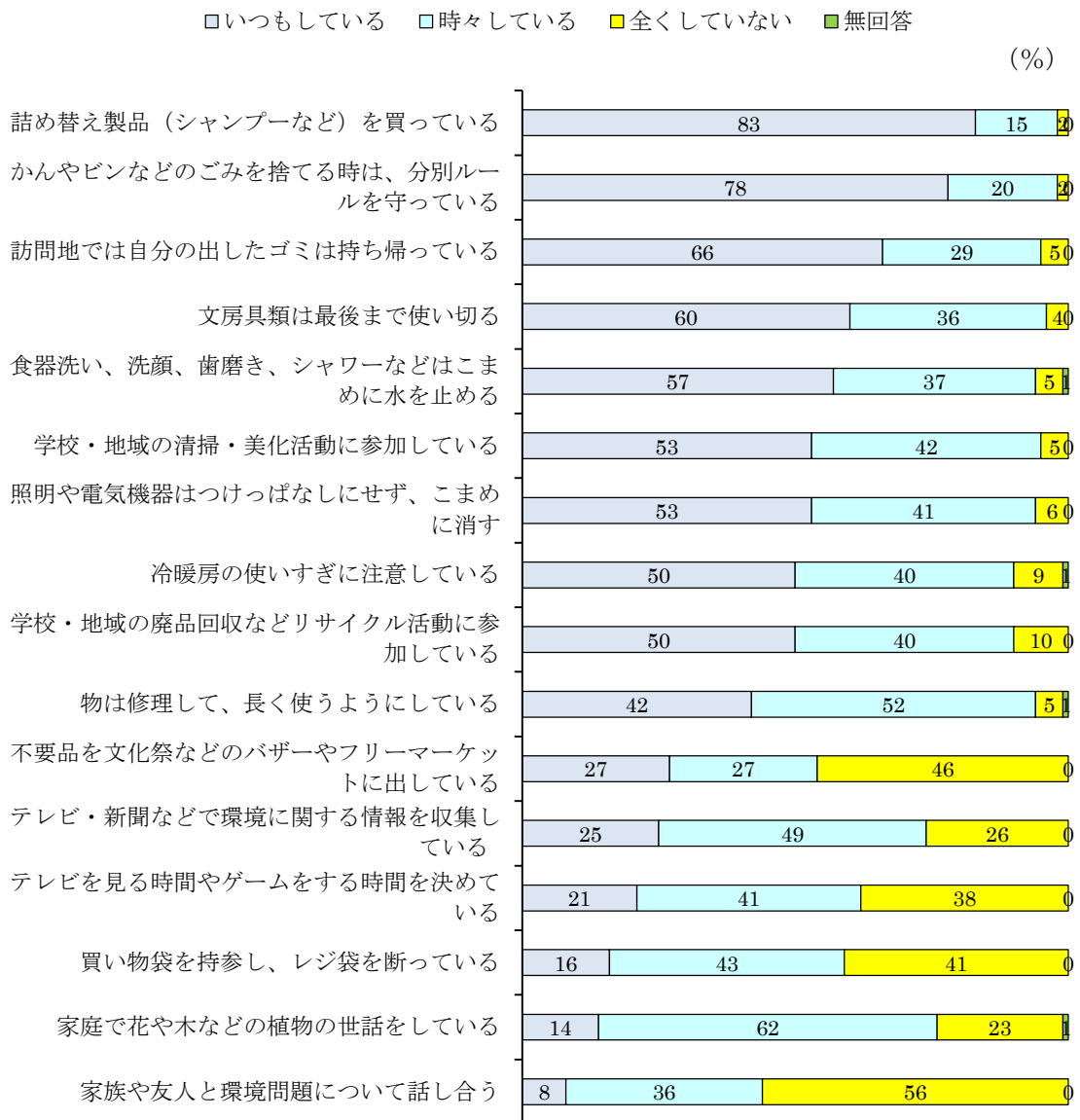
【高校生】



【問4】 環境を守るために学校や家庭でどのような活動をしていますか。

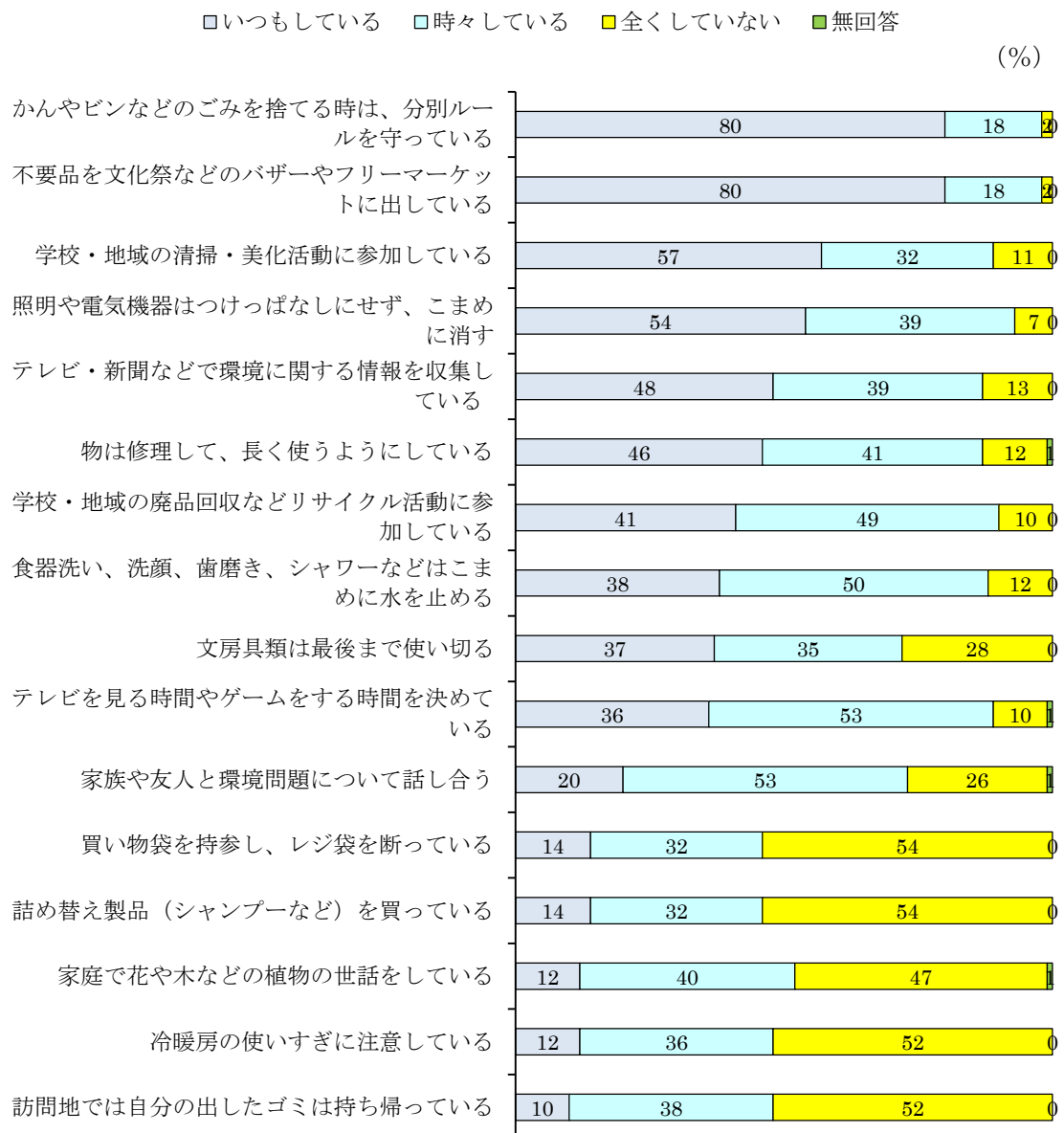
中学生は、「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高い項目は、「詰め替え製品（シャンプーなど）を買っている」、「かんやビンなどのごみを捨てる時は、分別ルールを守っている」、「訪問地では自分の出したゴミは持ち帰っている」、「文房具類は最後まで使い切る」などです。その他の項目に関しても「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高くなっています。一方で「あまりしていない」、「全くしていない」の割合の高かったものは、「家族や友人と環境問題について話し合う」、「家庭で花や木などの植物の世話をしている」などです。

【中学生】



また高校生は、「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高い項目は、「かんやビンなどのごみを捨てる時は、分別ルールを守っている」、「不要品を文化祭などのバザーやフリーマーケットに出している」、「学校・地域の清掃・美化活動に参加している」、「照明や電気機器はつけっぱなしにせず、こまめに消す」などです。その他の項目に関しても「いつもしている」、「たまにしている」の割合が高くなっています。一方で「あまりしていない」、「全くしていない」の割合の高かったものは、「訪問地では自分の出したゴミは持ち帰っている」、「冷暖房の使いすぎに注意している」などです。

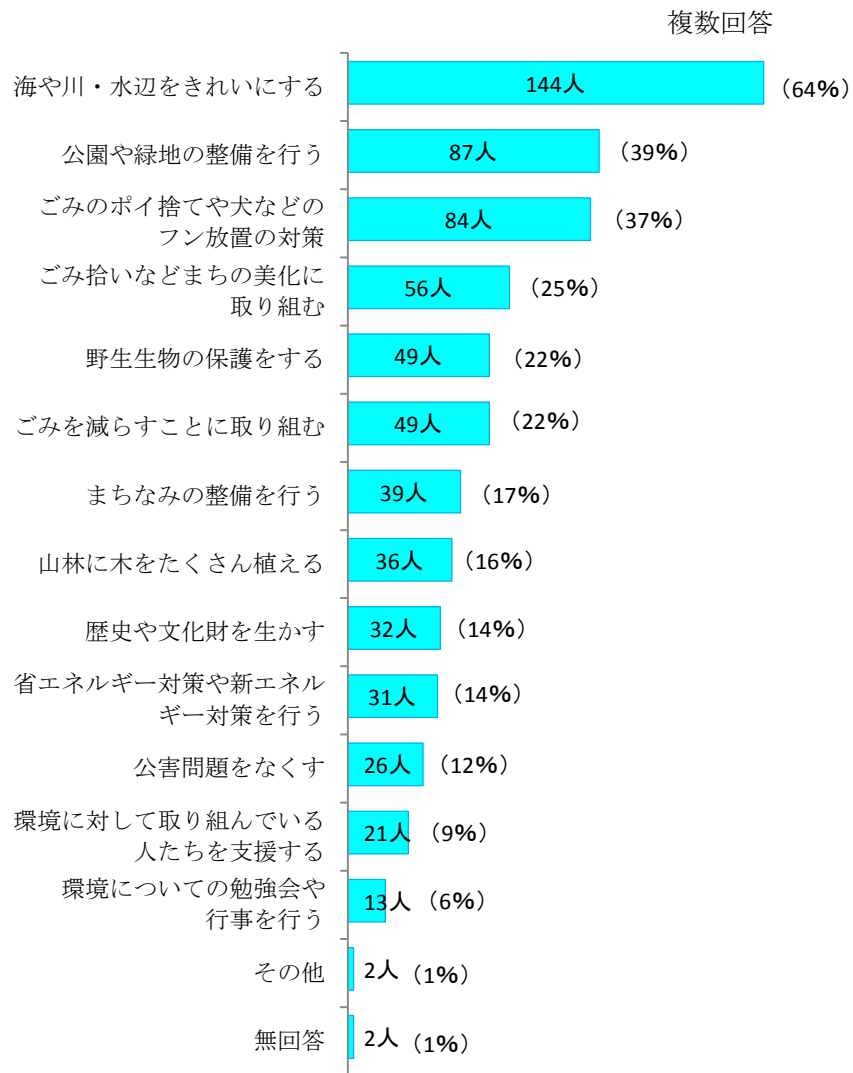
【高校生】



【問5】 伊方町の環境を良くするために、今後どのようなことに取り組んだら良いと思いますか。

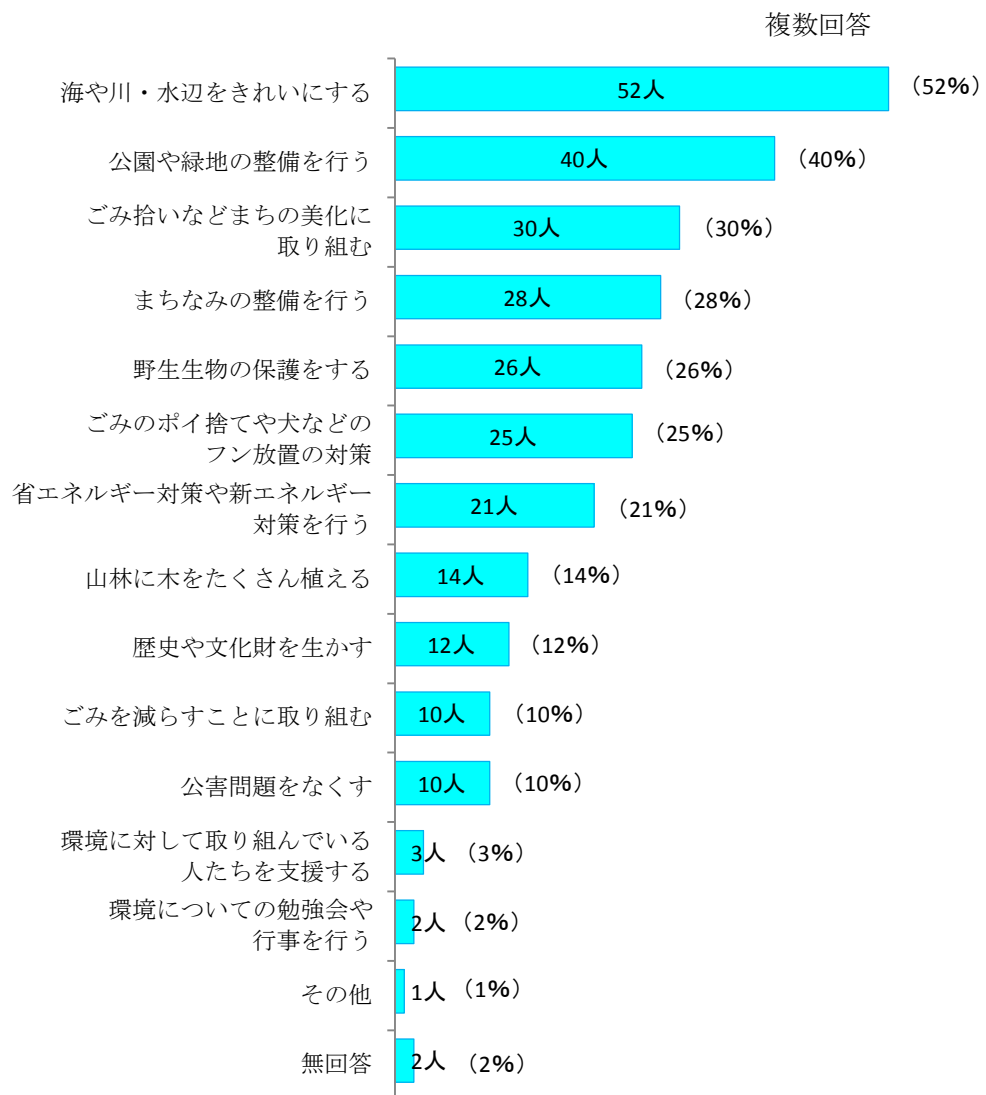
中学生は、回答の中で割合の高い項目は、「海や川・水辺をきれいにする」、「公園や緑地の整備を行う」、「ごみのポイ捨てや犬などのフン放置の対策」などで、あまり回答のなかったものは「環境についての勉強会や行事を行う」、「環境に対して取り組んでいる人たちを支援する」、「公害問題をなくす」となっています。

【中学生】



また高校生は、回答の中で割合の高い項目は、「海や川・水辺をきれいにする」、「公園や緑地の整備を行う」、「ごみ拾いなどまちの美化に取り組む」などで、あまり回答のなかったものは「環境についての勉強会や行事を行う」、「環境に対して取り組んでいる人たちを支援する」、「公害問題をなくす」となっています。

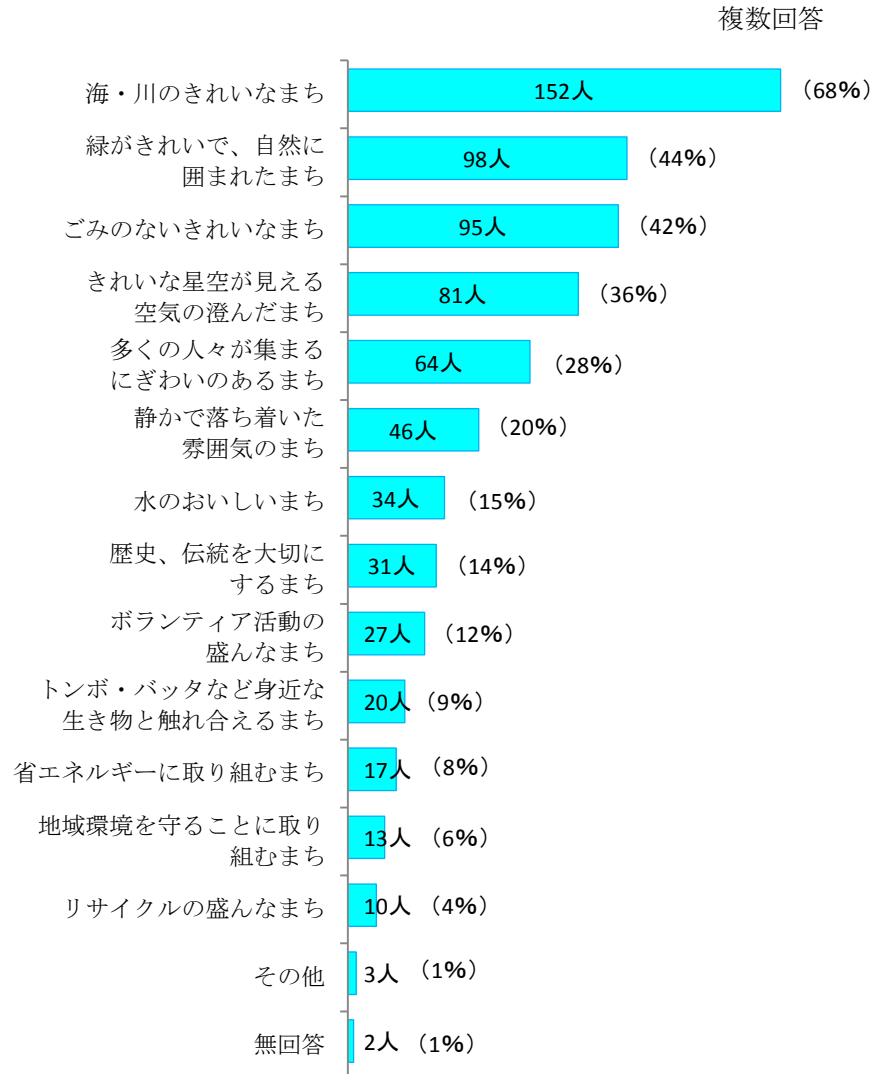
【高校生】



【問6】 将来の伊方町がどのような環境になれば良いと思いますか。

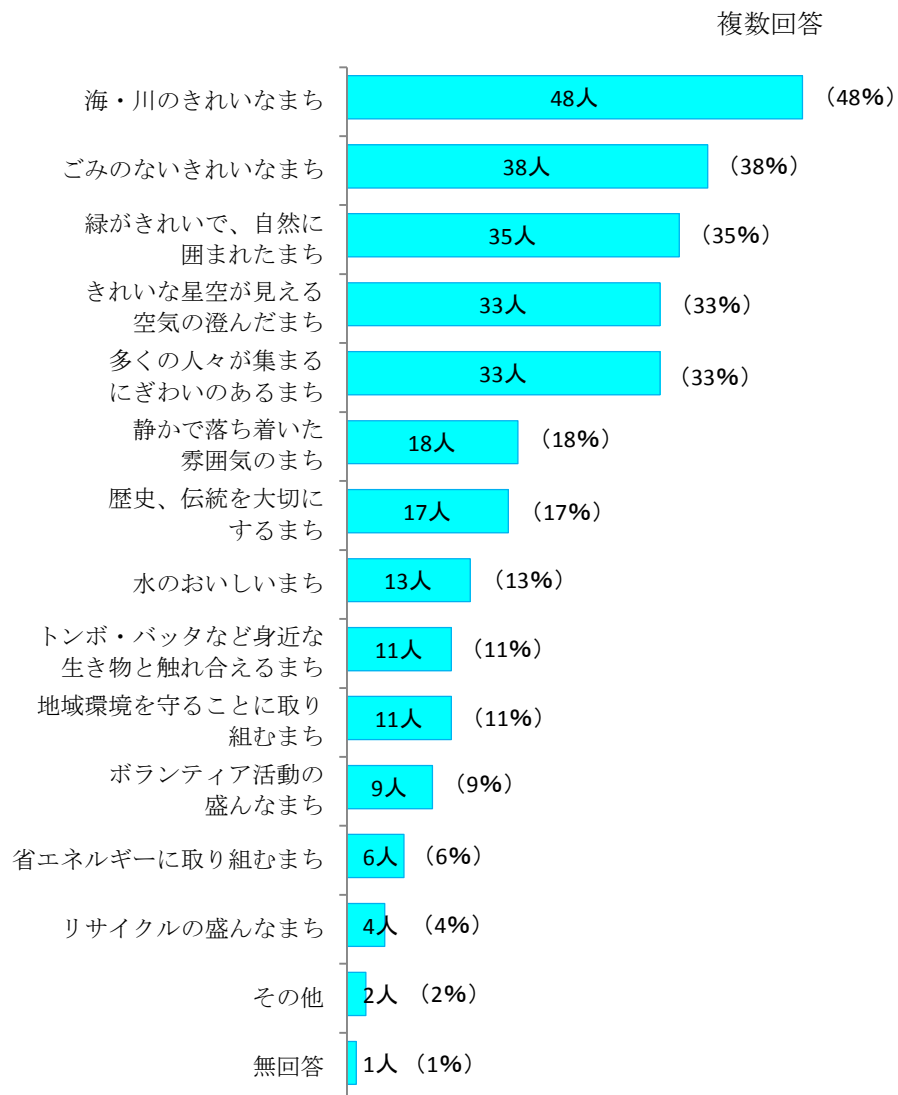
中学生は、将来の伊方町がどのような環境になれば良いかについて、多くの解答があったのは、「海・川のきれいなまち」、「緑がきれいで、自然に囲まれたまち」、「ごみのないきれいなまち」などです。

【中学生】



また高校生は、将来の伊方町がどのような環境になれば良いかについて、多くの解答があったのは、「海・川のきれいなまち」、「ごみのないきれいなまち」、「緑がきれいで、自然に囲まれたまち」などです。

【高校生】



3 事業所アンケート調査

【調査概要】

調査対象	伊方町の事業所
標本数	100 事業所
抽出方法	無作為抽出
調査方法	・無記名、自己記入式 ・郵送による配布、回収
調査期間	平成 27 年 7 月 8 日～平成 27 年 7 月 31 日

【回収結果】

配布数	回収数	回収率
100 事業所	49 事業所	49.0%

【調査結果】

【問 1】 業種

業種	事業所	%
農林水産業	6	12.2
建設業	13	26.5
製造業	4	8.2
運輸・通信業	1	2.0
卸売・小売業	4	8.2

業種	事業所	%
金融・保険業	0	0.0
不動産業	1	2.1
サービス業	12	24.5
その他	8	16.3
合計	49	100.0

【問 2】 伊方町での継続事業年数

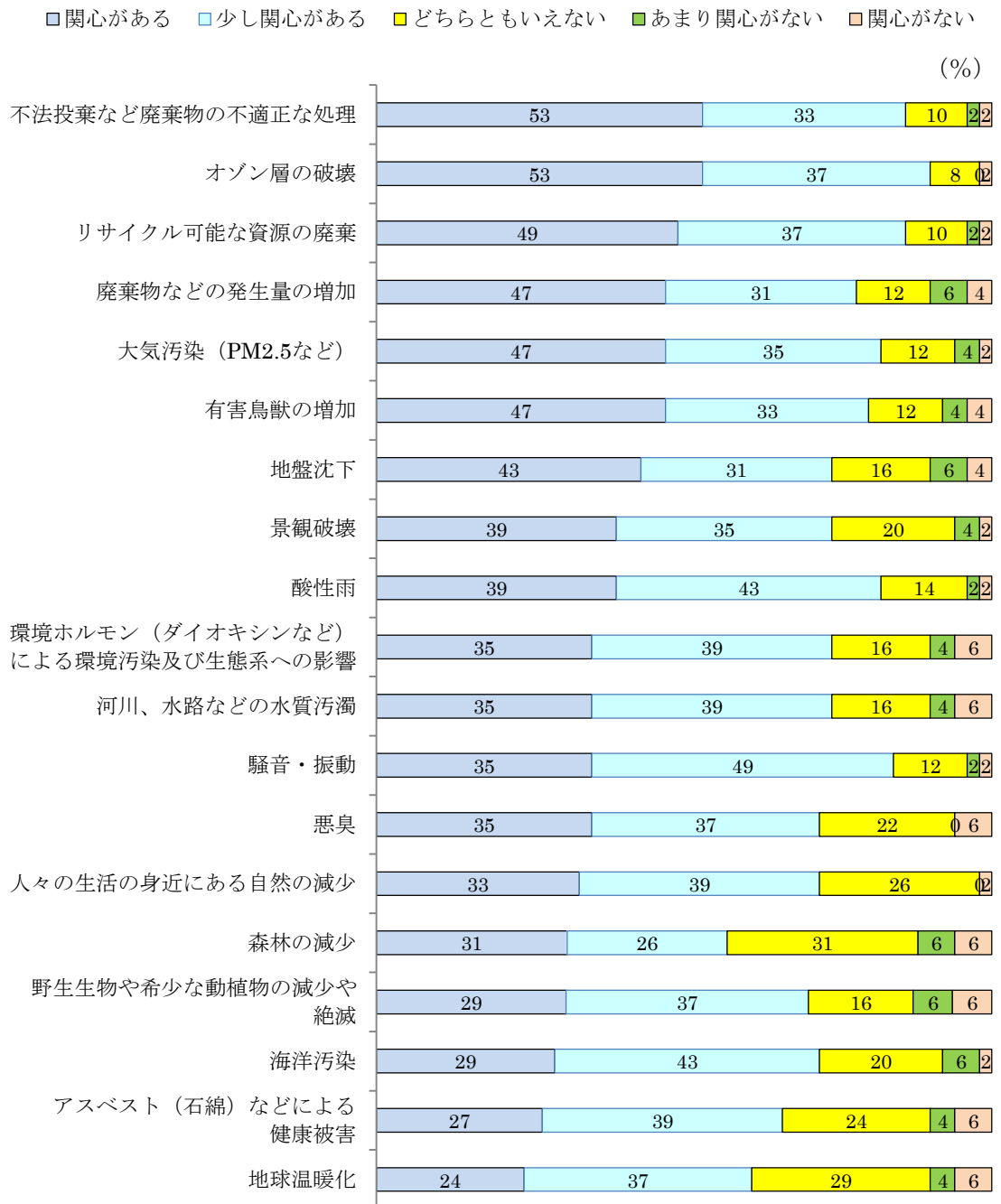
年数	事業所	%
1 年未満	0	0.0
1 年以上 3 年未満	1	2.1
3 年以上 5 年未満	0	0.0
5 年以上 10 年未満	3	6.1
10 年以上 20 年未満	5	10.2
20 年以上	40	81.6
合計	49	100.0

【問 3】 従業員数

従業員数	事業所	%
5 人未満	21	42.9
5 人以上 20 人未満	23	46.9
20 人以上 50 人未満	3	6.1
50 人以上 100 人未満	2	4.1
合計	49	100.0

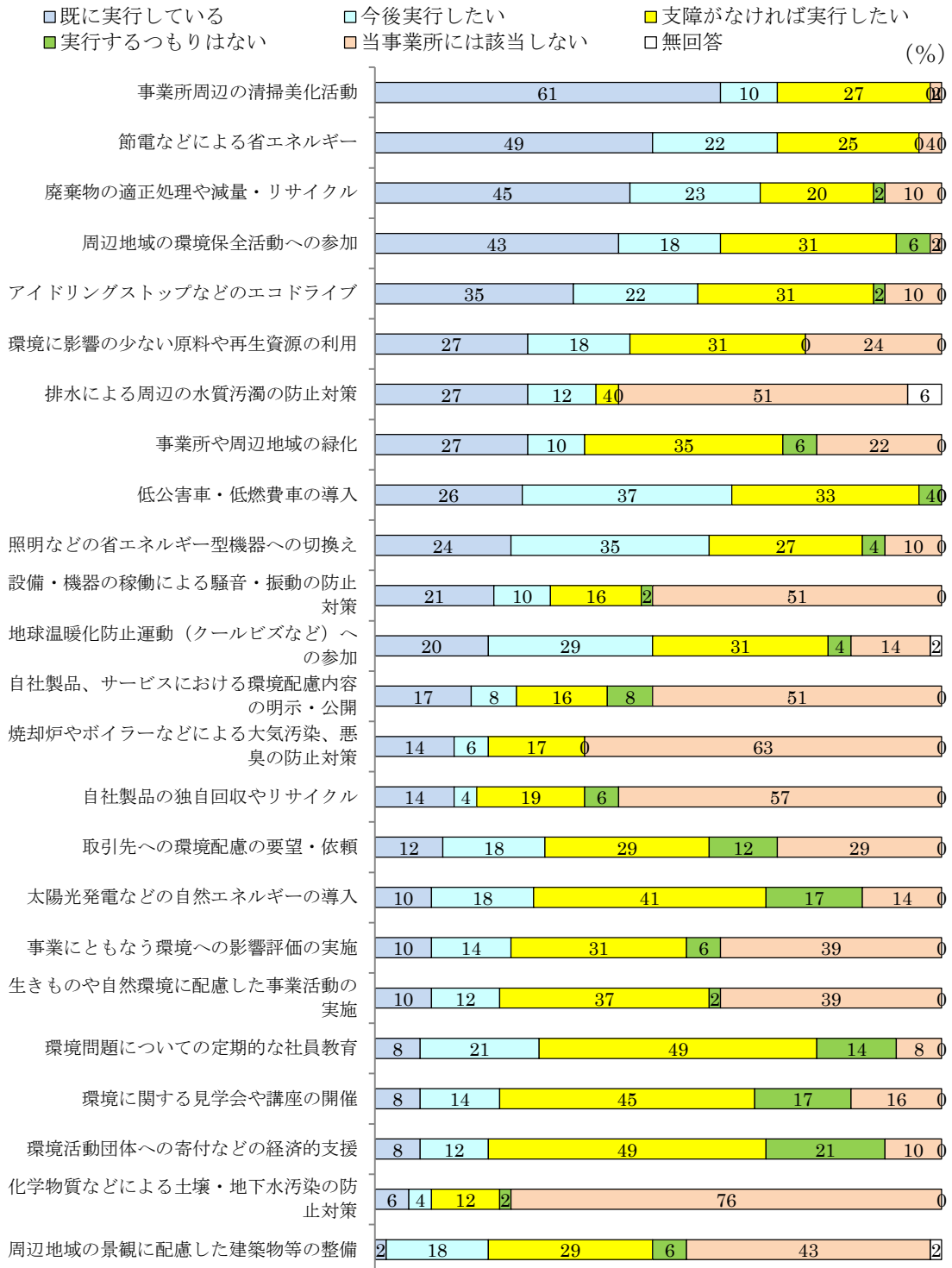
【問4】 環境問題の関心度についておたずねします。

関心のある環境問題の上位は「不法投棄など廃棄物の不適切な処理」、「オゾン層の破壊」、「リサイクル可能な資源の廃棄」、「廃棄物などの発生量の増加」となっており、事業活動をする上で出てくる廃棄物の問題に多くの関心が集まる形となりました。一方であまり選択されなかった環境問題は、「地球温暖化」、「アスベスト（石綿）などによる健康被害」、「海洋汚染」などです。



【問5】 事業所の環境への取り組みについておたずねします。

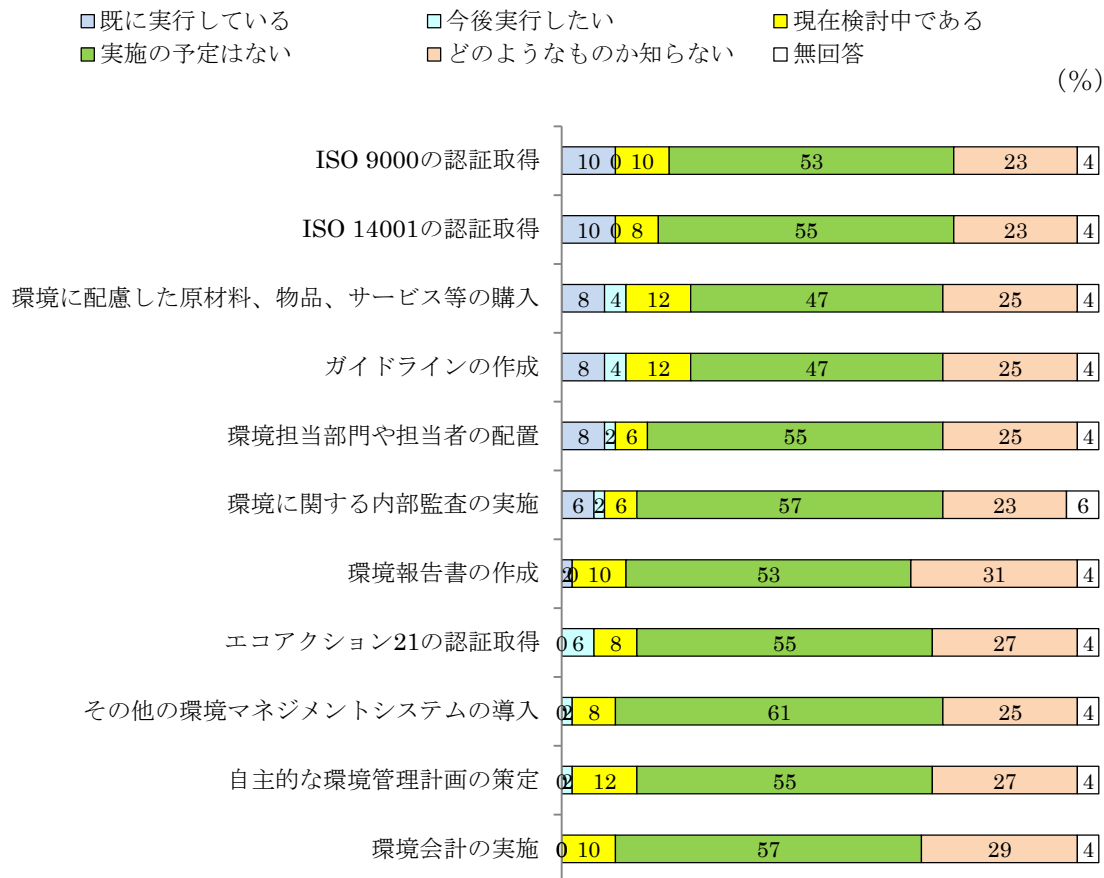
「既に実行している」との答えが多かった項目は「事業所周辺の清掃美化活動」、「節電などによる省エネルギー」、「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」などであり、また「今後実行したい」、「支障がなければ実行したい」に多く回答が集まった項目には、「低公害車・低燃費車の導入」、「照明などの省エネルギー型機器への切换え」、「アイドリングストップなどのエコドライブ」となっており、エネルギーの節約に大きな関心があることが伺えます。



【問6】 環境に関する経営方針や管理手法の導入状況についておたずねします。

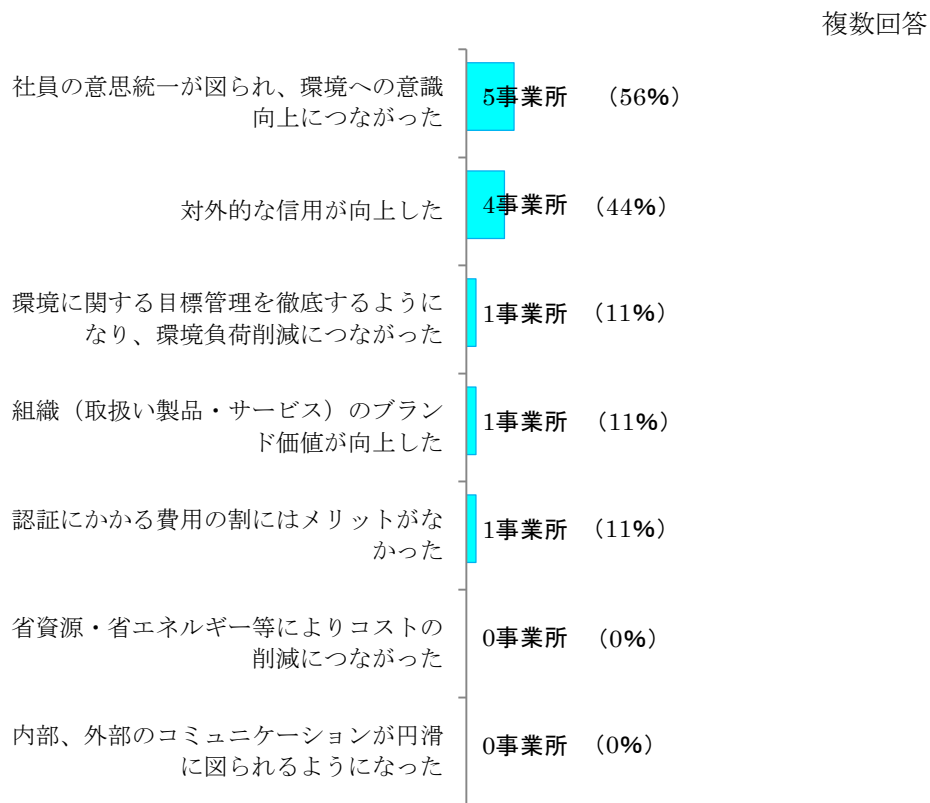
ISO9000、ISO14001、エコアクション 21 などの認証取得を既に実施していると答えた事業所は、全体の 1 割未満にとどまりました。認証取得していると答えた事業所の内、「建設業」と「サービス業」が 6 割を占めています。

問 3 の結果のように、従業員数が「5 人未満」、「5～20 人未満」という小規模な事業所が全体の 9 割近くであるため、「実施の予定はない」、「どのようなものか知らない」という事業所がすべての項目で多く見られました。



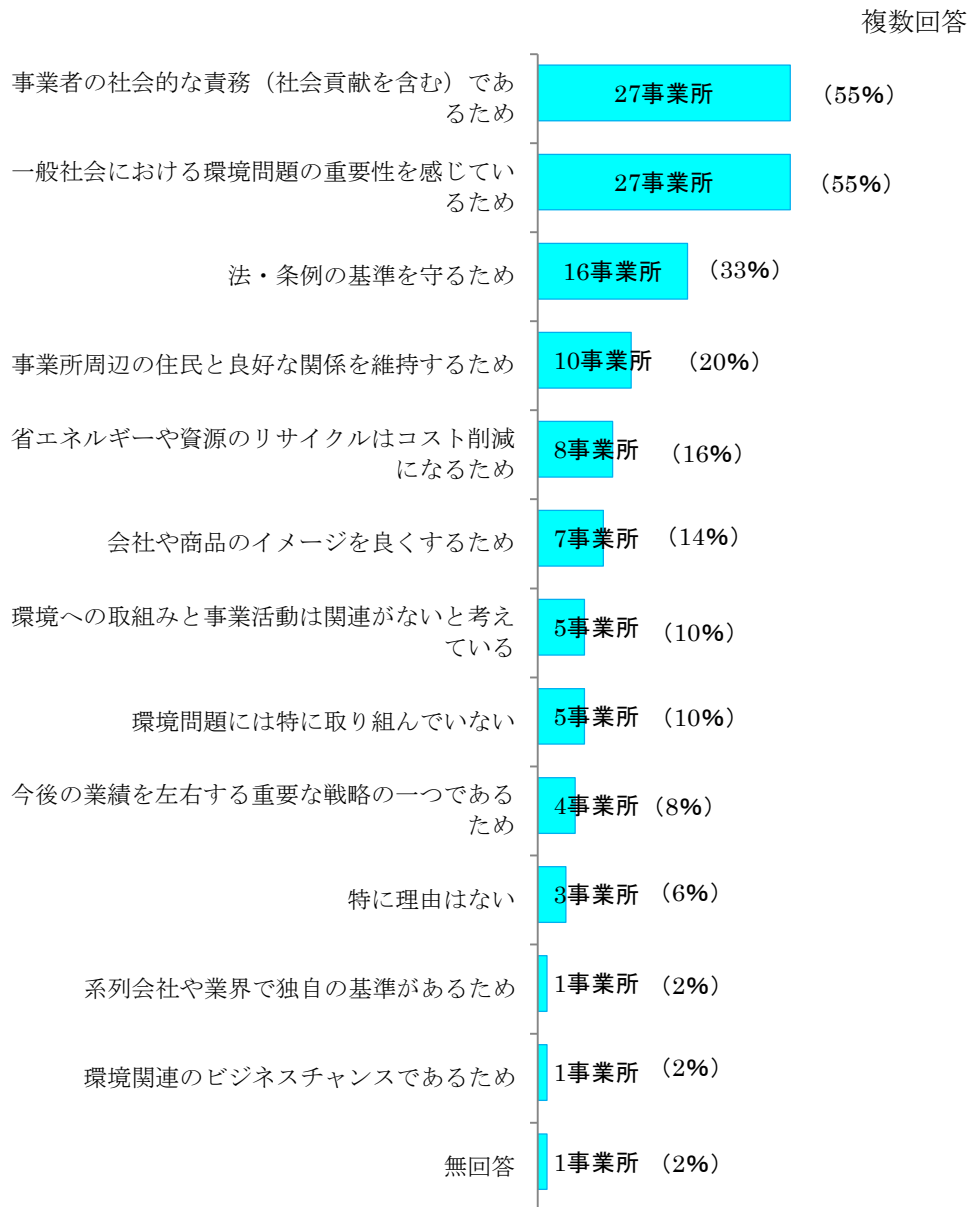
【問7】 「ISO14001」又は「エコアクション 21」認証取得によってどのような効果がありましたか。

取得によって得た効果として、「社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった」の回答が一番多く、その他の効果にもそれぞれ多くの回答が集まりました。「認証にかかる費用の割にはメリットがなかった」と回答したのは1事業所であり、取得した事業所のほぼすべてがその効果を実感しています。



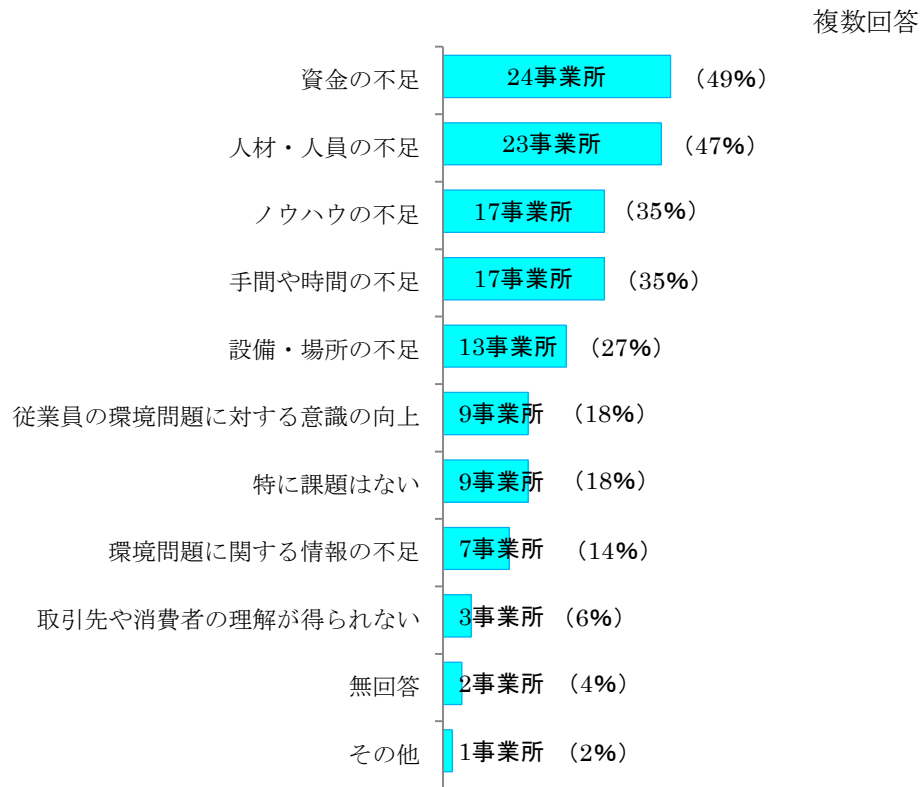
【問8】 環境問題に取り組む理由は何ですか。

環境問題に取り組む理由については、「事業者の社会的な義務であるため」、「一般社会における環境問題の重要性を感じているため」と回答した事業所が55%と多くなっています。また「法、条例の基準を守るため」などの回答も多く、事業者の企業の社会的責任への取り組みが伺えます。



【問9】 環境問題に取り組むにあたっての課題は何ですか。

最も多くの回答があった課題は「資金の不足」、「人材・人員の不足」であり、約半数の事業所が課題に挙げています。そこに「ノウハウの不足」、「手間や時間の不足」と続きます。「特に課題はない」と答えた事業所はおよそ18%ほどです。



4 共通設問

【問1】 伊方町で皆に見てもらいたい、大切にしたい、残してもらいたい環境について

ご回答頂いた環境を、分野ごとに理由を添えて紹介します。

(同回答、類似回答については一つにまとめさせていただいております。)

● 自然

環 境	理 由
佐田岬半島の自然	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の宝庫、自然はわが町の自慢、豊かな緑、海の青。 ・山の緑や四季折々の姿。川で子供たちが遊べるきれいな場所。山や海に囲まれて心が和む。佐田岬の自然は手つかずで美しい。手を加えていないありのままの自然は大切に残したい。 ・自然公園のような環境にして、多くの観光客を呼び込みたい。 ・自然の美しさ（癒し）を求めて、人が来る。何もないのが最高だと思う。自然遺産として残したい。 ・360°の海と山のパノラマの美しさ、壮大さは絶景。 ・海の透明度もきれいだと思うので、今後ぜひ残していくべき。 ・十三里もある細長い山だったのを、横に寝かせて佐田岬の半島にしたといわれている。随所に素晴らしい所がある。 ・日本一美しい海であり、沖縄の美ら海より美しい。 ・日本一細長い半島は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に挟まれていて、とてもいい景色です。
みかんの段々畑	<ul style="list-style-type: none"> ・秋になるとオレンジ色に色づく段々畑が素晴らしい。 ・いろんな人にみかんを知って、たくさん食べてほしい。 ・地元の特産であり、若い世代にも受け継いでもらいたい。 ・伊方のみかんを「えひめ1」、「日本1」にしたいので、大切にしたい。
砂浜の海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいな砂浜は塩成の自慢です。 ・昔はウミガメが産卵するほどきれいな海、砂浜だったらしい。川之浜の海はきれいで、砂浜も広くいい場所である。
佐田岬、大分県間の早吸瀬戸	<ul style="list-style-type: none"> ・豊予海峡では、潮の流れが速いため、魚も身が締り、岬アジ、岬サバと呼ばれ宝物である。
須賀の森の自然	<ul style="list-style-type: none"> ・県の天然記念物として、後世に残してほしい。 ・公園の周囲を囲むようにある海、見慣れない風景でとても素敵です。九軍神が残っている。
あこう樹	<ul style="list-style-type: none"> ・国の天然記念物なので大切にしてほしい。何百年も続いている町のシンボル。
伽藍山	<ul style="list-style-type: none"> ・伽藍山から見る風景はとてもきれい。いろいろな野生の生き物などが住んでいる。
春の桜	<ul style="list-style-type: none"> ・春に見る桜は、見渡す限りの桜で埋まっていて、とてもきれいだから見てもらいたい。
亀ヶ池とその周辺の自然	<ul style="list-style-type: none"> ・亀ヶ池の周りは、自然が豊かであり、愛媛県内で一番大きい溜池である。
ナブラ	<ul style="list-style-type: none"> ・海の豊かさを現す。
ムーンビーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいな海を体感できる。
女子岬	<ul style="list-style-type: none"> ・メロディーライン、亀ヶ池温泉下り口から見た女子岬は絶景。
豊之浦の海	<ul style="list-style-type: none"> ・豊之浦の海は、特に上から見るときれいだし、朝日、夕日があるときこそ良い。
大久のすずめばや	<ul style="list-style-type: none"> ・幼い頃より、ずっと見てきた岩。海を眺めるとすずめばやは、素晴らしい。

● 場所・建物

環 境	理 由
佐田岬灯台	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方町のシンボルであり、豊予海峡からの展望は絶景。 ・灯台への歩道は県外の友人が「トトロにでてくるような風景」と他にはなく、自然を生かした素晴らしい場所。 ・豊予要塞は戦争の歴史的文化財として、たくさんの人に知ってほしい。
伽藍山展望台	<ul style="list-style-type: none"> ・九州佐賀県まで望める展望は絶景である。
せと風の丘パーク	<ul style="list-style-type: none"> ・風車にはクワガタの絵がかいてあり、とても素晴らしい。空気もきれいで展望は、とてもすてきな絶景。
メロディーライン	<ul style="list-style-type: none"> ・とても素晴らしいロケーション。そのメロディーラインに四季の花がたくさんあれば。
三崎の港	<ul style="list-style-type: none"> ・フェリー乗り場があり、おいしい海の幸がある。
石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・名取小学校跡地の石垣は、先人の知恵により組まれた石垣群である。 ・佐田岬半島の石垣はとても立派でたくさんどころにある。 ・千葉からの知り合いが石垣の美しさに感動されていて、改めて素晴らしい物なのだった。 ・古来から地区の方が、コツコツと築いてきた段畑の石積や石垣に愛着を覚える。
長崎城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・昔からあるお城の跡を残してほしい。
古屋	<ul style="list-style-type: none"> ・今はほとんど少なくなってきた、古い木造民家を大切にすることがある。
大久展望台	<ul style="list-style-type: none"> ・大久展望台から見る景色がきれい。

● 風景

環 境	理 由
佐田岬半島の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・佐田岬半島の海岸線や美しさと、人家集落やそこから延びる坂道など、自然と人間の暮らしが美しくマッチングした景観である。 ・2つの海に挟まれた半島は、春の霧、夏の風、秋の空、冬の西風など四季折々の景観を現す。
権現山からの宇和海、瀬戸内海の景色	<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園として整備され展望台もあり宇和海、瀬戸内海が同時にみれる。素晴らしい景色です。野鳥の多さも自慢。
高茂高原	<ul style="list-style-type: none"> ・春草が生える頃の景色は、阿蘇の景色を小さくした様な清々しい感じにさせてくれる。
美しい海岸の景色	<ul style="list-style-type: none"> ・メロディーラインから望む海岸線の美しさは他にはないもの。海の美しさとともに破壊されず残したい。
メロディーラインの桜並木と山桜	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木はここに住んでよかったと心から思う。山全体を彩る山桜は、県外からも訪れる方もいる。 ・自然に自生している山桜の多さは、県内一だろう。
メロディーラインからの風景	<ul style="list-style-type: none"> ・海・山・畑が美しい。 ・佐田岬半島の地形は特有のもので、どこにもないもの。松島にも引けをとりません。
みかん畑から見える宇和海の景色	<ul style="list-style-type: none"> ・春夏秋冬、海の色が変化し、フェリーの出入りもあり、農作業の間に見るのは、ありがたい風景。
豊之浦から見る宇和海の風景	<ul style="list-style-type: none"> ・黒島、鳥島、佐島、大島の島々やこれらを取り巻く風景は、伊方町では、No.1 だと思う。空気が澄んでいけば、日振島、九州も見えて絶景。
長養寺から見た景色	<ul style="list-style-type: none"> ・長養寺から見た景色はとても良い。

● 水環境・生物多様性

環 境	理 由
須賀の森の姥女櫓の群生や四季折々見かける植物	・三机湾は、真珠湾攻撃の訓練をした歴史的な湾であり、入江のため波も穏やかで景色も良く自慢です。
湊浦地区の川に生息しているカモ	・子どもと散歩していて、元気に泳ぐ姿や潜っている姿を近くで見ることができ癒される。
たくさんの生き物や植物	・このあたりにしかない生き物や植物が生息している。
佐田岬半島のいろいろな生き物	・自然が多くいい町。
ホタル	・蛍は水のきれいなところにしか生息しないので、水がきれいという意味なので、ずっと守っていききたい。
伊方町の魚	・一本釣りの魚は自分の住んでいる町で一番自慢できる。魚は、都会の料理店にも出ている。

● その他

環 境	理 由
祭り	・みんなで盛り上がるから。
伊方町のすべて	・伊方町は、いいところがいっぱいある。
人・特に子・若い人	・財産です。

【問2】 伊方町の環境（環境分野のめざすべき将来像や目標）について
お寄せいただいた意見や要望を、9の項目で分類しました。

● 道路整備・公共交通の整備

環境について	年代	性別	業種
・山は荒れ、雑木林が多くなり、道路を覆っている。このままではいずれ、通行が困難になってくると思う。	50歳代	女	会社員
・メロディーが開通した時は、両方に海が見え、車で走っても気持ちよかった。今では、道路に草も茂り、木も高くなり、海も見えない状態で開通したころの風景は今はないのでとても残念。	60歳代	女	家事従事者
・周辺道路の整備。定期バスもなくなり、老人たちにとっては病院通いも大変だと思う。昔よりも不便になったと聞いている。交通の便がなんとかならないのか。	60歳代	男	農林漁業

● 水環境（水質対策・上下水道の整備・河川環境）

環境について	年代	性別	業種
・地区の海岸線等整備されていないところがある。一番に安全面から考えて、危険性の無い様、海岸の防波堤等の整備を望む。	60歳代	女	無職
・川・海をもっときれいにする。	中学生	男女	
・もっと海を大切にする。	高校生	男	
・洗剤をあまり使わない。	高校生	女	

● 景観づくり（自然景観、まち並み景観）

環境について	年代	性別	業種
・自然を守ると共に、自然動物の保護に力を入れてほしい。少しでも住みやすく、住んでいる人々の憩いの場所であってほしい。	40歳代	女	無職
・耕作放棄地へ植林や花植えを行い、環境保全を行う。	60歳代	男	農林漁業
・伊方町に住む人々の心の整理をするために、リラックスできる場所や景観の整備をする事が大切。心に余裕ができて、自ずと自分たちの街を美しく保ちたいという気持ちが生まれる。	30歳代	男	自由業
・道路沿いに半島特有の植物を少しづつ植えていく。(つわぶき・ハマカンゾウなど)	60歳代	女	無職
・この美しい自然を生かした観光地を目指していく。海から眺めるクルージング、メロディーラインをサイクリングコースにする。携帯のつながらない場所があるので、アンテナを建てる。	60歳代	男	会社員
・正野灯台道を専門家の方に大改造してもらってほしい。正野を観光地として力を入れてほしい。	70歳代	女	無職
・これからはもっと老人が楽しく過ごせる自然環境作りに取り組んでほしい。	50歳代	女	農林漁業
・海や河川のゴミが気になる。町民団体等に助成金を出し、定期的に半ボラティで清掃活動を行ってもらい、きれいな自然環境を保ってほしい。	60歳代	女	家事従事者
・ボランティア活動に積極的に参加。	中学生	男	
・歴史や伝統を残していきたい。	中学生	女	
・公園の数を増やしてほしい。小さな子どもから学生、大人、お年寄りまですべての年代の人が集まれる場所はまだまだ少ないと思う。地域交流が、良い環境を作っていくのだと思う。	中学生	男	
・休憩所や公園のトイレ清掃	高校生	男	

● 動物や虫などへの対策

環境について	年代	性別	業種
・野生動物（鹿、猪、猿）等の対策。	70歳代	男	無職
・たまに、人に飼育されていない犬を見かけるので、捨てられたりした動物を保護したらいい。	中学生	女	
・たまに豚臭かったり、変な臭いがしたりするので、直してほしい。	中学生	女	

● ごみ・不法投棄対策、リサイクルの推進、モラル・マナーの高揚

環境について	年代	性別	業種
・ゴミの分別でどうしても理解できない老人。ゴミステーションにそのままポイ捨てする釣り人。空缶・ペットボトルのポイ捨て。マナーの悪い人にどのように対処すればいいのか。	50歳代	女	農林漁業
・廃棄物の不法投棄の監視をして頂きたい。	70歳代	女	無職
・分別の徹底を望む。（分別に対する個人差が激しい。）	50歳代	男	農林漁業
・ゴミ等の不法投棄（海・川）が多いため環境が損なわれている。有害化学物質・放射能汚染対策には積極的な取り組みを望む。	40歳代	女	会社員
・バイオ燃料の活用等が出来ないか。	60歳代	男	農林漁業
・美しいと思って他所から来てみたら、ゴミがあちこち落ちている環境では、せっかくの景観が台無しで次に来たいと思わない。住民のマナーの向上（釣り人も）のために意識を改革できるように何かできないものか。	50歳代	女	家事従事者
・ゴミ拾いのボランティア活動を増やす。	中学生	男	
・ごみのポイ捨てが気になるので、「ゴミを捨てないで」のような看板を今以上に増やす。	中学生	男	
・月に数回ゴミ拾いの日を作る。	中学生	女	
・パトロール。罰金を取る。	中学生	男	
・ゴミをなくす。公園はみんなが使えるようきれいにしておく。遊び道具を増やす。	中学生	女	

● 開発（整備）・保全全般、開発（整備）と保全の調和

環境について	年代	性別	業種
・観光客の方がまた来たい、言ってみたいと思えるようにPRし、トイレなどの美化に努める。	20歳代	女	会社員
・現在の環境が破壊しないように、住民全体で守るべき。	60歳代	男	農林漁業
・環境を重視した企業立地。	60歳代	男	パート
・身近な川の整備に力を入れてもらいたい。	60歳代	男	無職
・自然エネルギーの導入を積極的に進め、子ども世代、孫世代が安心して住める環境作りをしてほしい。一回の事故で豊かな自然も住み慣れた家も土地も失われてしまうようなことがないように未来への取り組みを願う。	60歳代	女	パート
・温かみの無い建物は建てないでほしい。	40歳代	女	家事従事者
・環境への配慮を町全体で行う。	高校生	女	

● 環境問題への意識

環境について	年代	性別	業種
・高齢の方が多く、なかなか訴えても現状（環境の美化等）で、進めていくのは難しいように思う。まずは、その辺りの理解を深めていく必要がある。	20 歳代	女	パート
・「美しい環境を見つけよう」をテーマに、歩く会を作ってはどうか。	50 歳代	女	会社役員
・自分の町をきれいにしたいという思いをみんなが持つことが大切だと思う。	中学生	女	
・資源の無駄遣いをしない。	中学生	女	
・一人一人がもっと伊方町のことについて活動していくと、町も人々の気持ちもいい町づくりができると思う。	中学生	女	
・皆が、伊方町のことを考え、伊方町をよりよくするために、自分の行動をよく見直し、悪いところは直し、良いところは、続けて自慢できるようにしたい。	中学生	女	
・節水・節電・省エネを心がける。	高校生	男	

● 行政の対応について、行政への要望について

環境について	年代	性別	業種
・緑はたくさんあるが、放任園の増加とともに、無秩序な林になってきている所が多いので、少しだけ手を入れて、秩序ある林の状態にもっていく手助けをお願いしたい。	40 歳代	男	会社員
・道路沿いの雑草・雑木が、電柱・電線に絡んで風が少し吹けば断線しそう。これの処理、手入れを伊方町が支援できないか。	60 歳代	男	無職
・若者が定住できる企業の設立。	50 歳代	女	会社員
・人を増やす。	中学生	男	
・道路のまわりなどの草刈りをするべきだと思う。今、伊方町は観光に力を入れていると聞きましたが、草がボーボーだったら来てくれた方たちに失礼だし、また来たいなと思ってもらえない。	高校生	女	
・働ける場所・産業を望む。	事業所		
・国土軸、九四連絡橋、1日も早く計画するべきだ。大分県は、今年度から予算を組み入れた。	事業所		

● その他

環境について	年代	性別	業種
・若い人、子ども、孫たちの顔が見れ、住み慣れた地で年寄り住める喜びあふれる町にしてほしい。子どもたちへの負担を少なくし、若い人たちが多く、住める町づくりをしてほしい。	70 歳代	女	無職
・自然豊かな場所なので、スポーツチームのキャンプ場などの勧誘をしてはどうか。	50 歳代	女	会社員
・原発からの有害物質は、将来的に負の遺産を増加させている事になる。放射能汚染物質は増加し、処理の目途が今だたっていないなど町民の不安も大きい。早くクリーンエネルギーへの転換を考えた施策に取り組むべき。	60 歳代	女	無職
・今ある原発は規制基準への適合性審査に OK が出たようだが、まだまだ、使用済核燃料の始末が出来ない今、いずれ原子力発電をなくしてもらいたいものだ。	60 歳代	男	会社員
・原子力発電所の再稼働に反対です。問題が起きてからでは取り返しがつきません。伊方町の美しい自然を守っていくために、また、住民が本当に安心して暮らせる環境を作るために、原子力発電所をなくしてください。	20 歳代	女	
・豚舎の監視と豚糞処理の監視。	50 歳代	男	会社員
・もっと特産品・自慢の品を PR する。	高校生	男	
・コンビニを作る。	高校生	男	
・伊方町は自然は素晴らしいだが、生活を考えると伊方発電所とはうまく付き合っていないと無理かと考える。	事業所		

伊方町環境審議会委員名簿

平成 28 年 1 月 27 日 現在

所属及び役職名	氏 名	備 考
西宇和農業協同組合伊方支店長	川上 真一	
八幡浜漁業協同組合組合長	福島 大朝	
三崎漁業協同組合組合長	阿部 吉馬	
伊方町商工会会長	井上 喜樹	
区長会会長	近田 三郎	
区長会副会長	二宮 照夫	
区長会副会長	小田 鉄夫	会 長
女性団体連絡会会長	菊池 よし子	
女性団体連絡会副会長	川名 育子	
女性団体連絡会監事	渡邊 紀代	
町老人クラブ連合会女性委員長	井上 絹恵	
町 P T A 連合会副会長	水本 真美	
愛媛県八幡浜保健所環境保全課長	安岡 誠司	

※ 敬称略

伊方町環境基本条例

平成 27 年 3 月 20 日
条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 現在及び将来の町民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境等をいう。
- (2) 環境の保全 環境を快適かつ安全な水準に維持し、恵み豊かな環境の恩恵を受けられるよう、良好な環境の保全及び創出に寄与するものをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の

少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、町、町民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。

- 3 地球環境の保全は、町、町民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、町民及び事業者が行う環境保全活動を支援し、又は協働するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため適切な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全に努めなければならない。

- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の協力)

第 7 条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第 8 条 町は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本と

して、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (2) 町民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (3) 人と自然の豊かなふれあいを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境の確保及び地域の特性が生かされた良好な景観の形成を図ること。
- (4) 生態系の多様性を確保するため、森林、農地、緑地、水辺等において多様な生物種や自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (5) 地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊方町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、伊方町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況、環

境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施設整備等における環境への配慮)

第11条 町は、公共施設を整備するときには、環境への負荷の低減及び環境の保全上の支障の除去に配慮するものとする。

(資源等の循環的な利用等の促進)

第12条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、環境への負荷の低減に資する製品の利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の促進等)

第13条 町は、町民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的に環境の保全に関する活動を行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の促進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の意見の反映)

第14条 町は、環境の保全に関する施策に、町民、事業者及び民間団体の意見を適切に反映するため、必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、町民、事業者及び民間団体の参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第15条 町は、町民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、町民等の自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供-)

第16条 町は、環境に関する教育及び学習の促進並びに町民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第17条 町は、環境に関する情報を体系的に収集及び整備するとともに、環境の監視、測定及び調査に必要な体制の整備に

努めるものとする。

(協定の締結)

第 18 条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、事業者との間において環境の保全に関する協定を締結することができる。

(地球環境の保全に関する施策)

第 19 条 町は、町、町民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携等)

第 20 条 町は、環境の保全に関する広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。